

基本方針Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

No	事業内容（R2年計画改定時）	事業の状況 ○：既存変更 △：終了 -：変更なし	令和3年度実績（事業の進捗状況）	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性（取組）	備考	実施主体	所管局
1 社会的自立に向けた「基礎」の形成に係る施策等一覧									
1-（1）基本的な生活習慣の形成									
1	◆小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実 ・幼稚園、保育所等の就学前教育と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の案を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学前までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム（改訂版）」等、部教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図ります。このことにより、就学前施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との一層の円滑な接続を推進します。	—	○就学前教育カンファレンスの開催 開催方法を、課YouTubeチャンネルによる動画掲載に変更 【掲載動画】 ・東京都教育庁指導部義務教育指導課委員会 説明「就学前教育と小学校教育との円滑な接続に向けて」 ・実践報告（荒川区教育委員会） 「令和2年度における荒川区の取組について」 ～幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発事業～ ・実践報告（福生市教育委員会） 「幼児小の円滑な接続・連携の促進」 ・講演「幼児教育からの学びをつなぐ」 幼児期の教育と小学校教育の接続の必要性について 幼小接続の実践事例について	就学前教育カンファレンスの動画視聴回数は計3400回を超え、多くの保育者等への周知が図られるようになっている。	○就学前教育の重要性や就学前教育と小学校教育の接続に向けた効果的な取組の在り方について、幼稚園、保育所、認定こども園等の教員・保育士、小学校教員、保護者等に対して一層の理解啓発を図る必要がある。 ○幼稚園、保育所、認定こども園等において小学校との接続を考慮した就学前教育を推進するために、関係局との連携を一層図る必要がある。	○就学前教育に関する事業について、国公立幼稚園・公私立保育所・公私立認定こども園の教員・保育士、小学校教員、保護者等を対象とし、引き続き普及・啓発を図る。 ○幼稚園教育理解推進事業では、関係局との連携の下、国公立幼稚園・公私立保育所・公私立認定こども園の教員・保育士、小学校教員等を対象に、公開保育及び協議会を実施し、小学校と幼稚園、保育所、認定こども園等との相互理解及び連携を深める。		都 区市町村	教育庁
2	◆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト ・子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。	—	・新小学校1年生の保護者を対象として教材冊子（生活リズム教材）を配布（125,000部）。 ・保護者及び支援者に「乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト」ウェブサイトによる啓発・情報提供。 ・区市町村における国庫補助事業を活用した取組を支援（22区市）。	各区市町村及び保護者のニーズに沿った事業内容が概ね展開できている。	—	・教材冊子の配布及びウェブサイトによる情報提供を通じて、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝える。 ・区市町村における国庫補助事業を活用した取組を支援し、学校・家庭・地域の協働活動との連携等により取組の継続・促進を図る。		都 区市町村	教育庁
3	◆家庭での基本的な生活習慣の確立としつけ ・児童・生徒の学ぶ意欲の基盤は、家庭における基本的な生活習慣の確立やしつけによって培われます。家庭と連携し、基本的な生活習慣や学習習慣を確立するための資料を作成、配布します。	—	・新小学校1年生の保護者を対象として教材冊子（生活リズム教材）を配布（125,000部）。	冊子を公立小学校以外の都内国立学校等に配布することで、子供の生活リズム確立の重要性を周知できた。	各公立学校の新入生数の把握が困難な場合が多く、確実な配布までに時間がかかってしまう場合がある。	・教材冊子（生活リズム教材）の配布を通じて、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝える取組を継続する。		区市町村	教育庁
4	◆食を通じた子供の健全育成 ・幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援します。 ・「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進案の検討や情報交換等を行い、各自自治体の取組を支援します。	—	・「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を目的とした幼稚園及び保育所等職員向け講習会の開催 4回 区市町村等が実施する親子食育教室等 291回 ・「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」の開催 1回	・指導効果があるよう指導者向けマニュアルを作成したことで、「東京都食事バランスガイド」を活用した食育活動の機会が広がった。 ・また、幼児の食事に関する書籍等への掲載もされており、一般への普及も進んでいると考えられる。 ・「東京都食事バランスガイド」を活用した食育指導は、年間300回程度で推移している。	・新型コロナウイルス感染症の流行により、区市町村が実施する住民対象の事業について開催回数及び人数の制限等が生じていることから、親子食育教室等の開催実績の減少がみられた。	・指導者向けマニュアル等を活用し「東京都幼児向け食事バランスガイド」の具体的な指導事例の紹介を行うなど、食育教室等での活用を促していく。また、必要に応じて、区市町村の実施について医療保健政策区市町村包括補助事業として財政的な支援を行う。 ・連絡会を定期的に開催し、取組の方向性や手法等を共有し、全般的な取組の推進を図る。		都	福祉保健局
5	◆公立学校における食育の推進 ・栄養教諭等を活用し、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健康な生活を送ることができるようにします。 ・学校給食に地場産物を活用したり、地域生産者との連携を図るなど、食育に関する実践を行うことで、地域の産業や食文化等に対する児童・生徒の理解を深めます。	—	・栄養教諭の複数配置の推進（16区3市及び都立学校） ・栄養教諭等による食育リーダーの支援等による食育の推進 ・栄養教諭・学校栄養職員の見直し及び技能向上を目的とした研修会の開催	・栄養教諭及び学校栄養職員に対する各種研修の実施を通じて、衛生管理・栄養管理など専門性の向上や給食の時間における指導や教科等と連携した食に関する指導力を向上させた。 ・受講者アンケート結果では9割以上の受講者が、研修を肯定的に評価した。	・食育推進の中核となる栄養教諭の配置を更に拡大する必要がある。 ・食に関する指導においては、栄養教諭の専門性を活用するだけでなく、他の教職員や家庭・地域との連携を図る必要がある。	・学校栄養職員に対して栄養教諭の職への理解を促すなどとして、栄養教諭の配置拡大を図っていく。また、新学指指導要領を踏まえ、体育科、家庭科及び特別活動だけでなく、各教科、道徳科、外語活動及び総合的な学習の時間などにおいても、食育が効果的に行われるよう支援していく。		小・中・ 区市町村 高：都	

No	事業内容（R 2年計画改定時）	事業の状況		今後の方向性（取組）	備考	実施主体	所管局		
		○：既存変更 △：終了 －：変更なし	令和3年度実績（事業の進捗状況）					これまでの事業の評価	事業の課題
1-（2）種かな学力の育成									
①学力の向上									
6	基礎学力の保障等	◆学びの基礎の徹底（小・中学校） ・「習熟度別指導ガイドライン」に基づく指導を推進します。 ・「東京ベーシック・ドリル」を活用した反復学習を行い、基礎的・基本的事項の徹底を図ります。	－	○小学校算数、中学校数学及び英語における学習指導について、ガイドラインに沿って区市町村教育委員会に指導・助言 ○「東京ベーシック・ドリルソフト」の活用を推進	○習熟度別指導ガイドラインに沿って、各学校が工夫して効果的に指導の充実を図ることができている。	○習熟度別指導ガイドライン、少数・習熟度別指導ガイドラインに沿った効果的な指導の充実 ○「東京ベーシック・ドリルソフト」の活用をより一層推進	○ガイドラインを活用した指導の充実 ○「東京ベーシック・ドリルソフト」活用例の収集・周知	区市町村	教育庁
7	◆学力の定着（高等学校） ・「都立高校学力スタンダード」に基づき、全都立高校（ただし、進学指導重点校、中高一貫教育校、夜間定時制課程及び通信制課程を除く）で自校の学力スタンダードを作成し、具体的な学習目標を明示します。校内で組織的・効果的な指導を行い、その指導と評価を一体的に行うことにより、指導内容・方法の改善を図っています。生徒の学力を的確に把握し、十分に身に付いていない生徒がいた場合は繰り返し指導することで学力の確実な定着を図ります。 ・学力向上データバンクを構築して、これまでに都教育委員会が作成した標準問題や各校が作成した学力調査問題を蓄積し、各校独自の学力調査問題の作成を支援します。	－	・対象校172校 ・学習の定着状況を共有化し組織的な指導を行っている学校が88.0% ・学力スタンダード科目の定期考査の共通化について、全ての科目で完全又は一部で共通化して実施した学校が89.8% ・学力向上データバンクへアクセスし、標準問題を閲覧したり、活用したりした学校の割合が28.8%	・対象校171校 ・学習の定着状況を共有化し組織的な指導を行っている学校が84.8% ・学力スタンダード科目の定期考査の共通化について、全ての科目で完全又は一部で共通化して実施した学校が80.2% ・学力向上データバンクへアクセスし、標準問題を閲覧したり、活用したりした学校の割合が30.1%	・定期考査や授業進度の統一化が十分でない教科があるなど組織的な校内体制が整っていない学校の取組の改善	・新学習指導要領に対応した取組への移行		都	教育庁
8	○ICTの活用による通信制課程の改善・充実 ・都立高校通信制課程に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらeラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、ICTを活用した学習環境を整備します。	－	・令和3年度から都立通信制高校運営総合情報システムを本格稼働。教職員向け機能について運用開始 ・新宿山吹高校での「WEB学習コース」のR4試行開始準備	・新宿山吹高校「WEB学習コース」R4試行開始準備	・更なる学習方法の多様化を図るため、一層のデジタルを活用した学習環境の整備を検討	・更なる学習方法の多様化を図るため、一層のデジタルを活用した学習環境の整備を検討		都	教育庁
9	・東京都立大学では、学生が「本物の“考える力”」を身に付ける確かな環境を確立するため、全学的な教育改革の基本方針を策定し、能動的学習を促進するための授業補助体制の整備や厳格な成績評価など、全学的な教育改革の推進に取り組んでいます。	－	・教育改革を推進するため、改革に取り組む部局や教員の事業を重点的に支援する教育推進事業を実施。 ・能動的学習を促進するための授業補助体制の整備した。 R3年度 指導補助者の配置数 STA：72名 TA：780名 SA：65名	・教育改革推進事業の実施及び指導補助者の配置により、能動的学習の促進に一定の効果が見られている。	・指導補助者を育成し、教育の質の更なる向上を図る。	・R5年度からの第四期中計画において、引き続き指導補助者を配置し、能動的学習を促進する。		東京都立大学法人	総務局人
②高校教育の充実									
特色のある教育活動を行う学校									
10	◆進学指導重点校 ・選定基準に基づき過去3か年の進捗状況を踏まえるとともに各学校の取組状況などを総合的に勘案し、7校を継続して指定しています。（平成30年度から5か年間）【日比谷、戸山、西、八王子東、青山、立川、国立】	－	・難関国立大学への進学に対応した教育課程の編成 ・自校作成問題による実力テストの実施 等	・都立高校在校生に行ったアンケートにおいて、現在通っている学校で、特に良かったと思う点において、「進学に役立つ勉強ができて」と回答した生徒が60.8%と進学に向けた勉強に対する満足度が高い。	・進学に向けた勉強に対する満足度を更上げる	進学志向が高まっていることから、今後も進学指導体制の充実を図っていく。		都	教育庁
11	◆進学指導特別推進校 ・進学指導重点校に次ぐ大学合格実績をあげる学校の中から、各学校の取組状況等を総合的に勘案し、これまでに6校に加え新たに小松川高校を指定しています。（平成30年度から5か年間）【小山台、駒増、新宿、町田、国分寺、国際、小松川】	－	・国立大学や難関私立大学等を中心とした大学への進学に対応した教育課程の編成 ・習熟度別授業や進路に関する個別相談の実施 等	・都立高校在校生に行ったアンケートにおいて、現在通っている学校で、特に良かったと思う点において、「進学に役立つ勉強ができて」と回答した生徒が47.9%と進学に向けた勉強に対して半数近くの生徒が満足している。	・進学に向けた勉強に対する満足度を更上げる	進学志向が高まっていることから、今後も進学指導体制の充実を図っていく。		都	教育庁
12	◆進学指導推進校 ・進学指導特別推進校に次ぐ大学合格実績をあげる学校の中から、地域ニーズ・地域バランスや学校の取組状況等を総合的に勘案し、これまで指定していた小松川高校を除いた12校に加え、新たに多摩科学技術高校を進学指導推進校に指定しています。（平成30年度から5か年間）【三田、多摩東、竹早、花園、墨田川、城東、武蔵野北、小金井北、江北、江戸川、日野台、調布北、多摩科学技術】	－	・国立大学等を中心とした大学への進学に対応した教育課程の編成 ・都立高校在校生に行ったアンケートにおいて、現在通っている学校で、特に良かったと思う点において、「進学に役立つ勉強ができて」と回答した生徒が38.0%と進学に向けた勉強に対して4割弱の生徒が満足している。	・進学に向けた勉強に対する満足度を更上げる	進学志向が高まっていることから、今後も進学指導体制の充実を図っていく。		都	教育庁	
13	◆科学技術高校（科学技術科） ・技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っています。【科学技術、多摩科学技術】	－	・2校	・入学者選抜では高倍率を維持しており、生徒からは施設・設備や学校での学びに対する満足度が高い。 ・設置目的のとおり進学志向が非常に強く、専修学校等進学者であってもほぼ全員が予備校生	・科学技術科における学びの一層の充実と更なる魅力の向上・発信	事業継続		都	教育庁
14	◆産業高校（産業科） ・生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指すこととする志あふれる人間を育成する教育を行っています。【鶴、八王子桑志】	－	・2校	・入学者選抜ではシステム情報分野が特に高倍率を維持 ・卒業生は工業・商業・デザインなど、広い学びを活かした進路分野を選択	・産業科における学びの一層の充実と更なる魅力の向上・発信	事業継続		都	教育庁

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局	
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)							
15	◆進学型専門学校 (ビジネスコミュニケーション科) ・ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っています。【千早、大田校舎】	—	・2校	・進学志向が高く、国際社会を舞台とした仕事に興味を示す生徒が多く在籍。語学系への進学割合も高い。	・ビジネスコミュニケーション科における学びの一層の充実と更なる魅力の向上・発信			都	教育庁	
多様なタイプの高校										
16	◆中高一貫教育校 ・公立学校における中等教育の連続化を図り、6年間の一貫した教育により、様々な分野でリーダーとなり得る人材の育成を図ります。 ・①中等教育学校、②併設型中高一貫教育校があります。なお、中等教育学校では、高校からの入学者の募集は行いません。 【①松修館、小石川、立川国際、南多摩、三鷹、千代田区立九段中等教育学校、②白鷲、兩國、武蔵、富士、大泉】 ・なお併設型中高一貫教育校については、高校段階での生徒募集を停止するとともに中学校段階からの高い入学ニーズを踏まえ、中学校段階での生徒募集の規模を拡大します。(富士、武蔵: 令和3 (2021) 年度入学生から、兩國、大泉: 令和4 (2022) 年度入学生から、白鷲については、施設整備の状況を踏まえて実施時期を決定。)	—	①中等教育学校 6校 ②併設型中高一貫教育校 5校 ・併設型中高一貫教育校について、兩國、大泉の令和4 (2022) 年度入学生から高校段階での生徒募集を停止するとともに中学校段階での生徒募集の規模を拡大	・6年間を貫通した体系的・系統的な教育の展開や、教育課程の基準の特例を活用した教科指導が更に充実	・高校段階の募集停止・中学校段階での生徒募集の規模拡大の影響について、今後検証が必要	・併設型中高一貫教育校について、白鷲の令和5 (2023) 年度入学生から高校段階での生徒募集を停止するとともに中学校段階での生徒募集の規模拡大を予定		都 区市町村	教育庁	
17	◆総合学科高校 (総合学科) ・多様な科目を開設して、普通教育と専門教育を総合的に行う学校です。自己の進路への自覚を深めることができる科目など幅広い選択科目を設置し、多様な能力、適性等に対応した柔軟な教育を行っています。【晴海総合、つばき総合、杉並総合、若葉総合、青梅総合、葛飾総合、東久留米総合、世田谷総合、町田総合、王子総合】	—	・10校	・倍率が低下傾向であるが、入学している生徒は総合学科の特色を理解している。 ・希望の進路先を見つけて卒業でき、大学進学へのニーズにも応えることができる。	・総合学科における学びの一層の充実と更なる魅力の向上・発信			都	教育庁	
18	◆単位制高校 (1) 多様な学習型 ・生徒一人一人の個性や特性、進路希望に対応した多様な学習を可能とする教育を行っています。【飛鳥、芦花、上水、美原、大泉校、翔陽、忍岡、板橋有徳】 (2) 進学重視型 ・単位制の特長を生かし、生徒の難関大学等への進学希望を実現します。【墨田川、国分寺、新宿】 (3) 専門型 ・専門高校で学ぶ生徒の興味・関心等に応じた単位制の特長を生かした教育を行っています。【六郎工科】	—	・多様な学習型 8校 ・進学重視型 3校 ・専門型 1校	生徒一人一人の個性や特性、進路希望に対応した多様な学習を可能とする教育を実施	・単位制高校における学びの一層の充実と更なる魅力の向上・発信			都	教育庁	
19	◆昼夜間定時制高校 (単位制) ・単位制で昼夜間講多部制の高校です。様々な進路希望に対応した多様で弾力的な教育を行っており、3年での卒業も可能です。【一橋、浅草、萩窪、八王子拓真、新宿山吹、砂川】	—	・6校	・中学生時代、学校生活や勉強に不安を抱えている生徒が入学している傾向	・中途退学や不登校を経験した生徒など、多様な状況にある生徒への一層の支援を検討			都	教育庁	
20	◆チャレンジスクール (定時制・単位制総合学科) ・小・中学校時代に不登校経験のある生徒や高校の中途退学者等を主に受け入れる総合学科・三部制 (年前部・年後部・夜間部) の高校で、3年での卒業も可能です。【桐ヶ丘、世田谷泉、大江戸、六本木、移ヶ丘】	—	・5校 ・令和4年4月の小台橋高校開校に向け開設準備 ・立川地区チャレンジスクールを令和7年度に開校予定	・中学生時代は学校に行きたくないと思っていた生徒が多く在籍しており、設置目的に沿った生徒が入学	・中途退学や不登校を経験した生徒など、多様な状況にある生徒への一層の支援を検討	立川地区チャレンジスクールを令和7年度に開校予定		都	教育庁	
21	◆エンカレッジスクール (全日制普通科・工業科) ・これまでに力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的な学力を身に付けることを目的として指定しています。【足立東、秋留台、鎌馬工業、蒲田、東村山、中野工業】	—	・6校	・設置校の増加等により、各校で入学者選抜の倍率が緩和	・発達障害及びその可能性のある生徒の割合が、他のタイプの学校と比較して高く、一層の支援が必要			都	教育庁	
学び直しの支援										
22	◆チャレンジスクール ・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。		(再掲 方針 I : No. 20)	(再掲 方針 I : No. 20)	(再掲 方針 I : No. 20)	(再掲 方針 I : No. 20)		都	教育庁	
23	◆エンカレッジスクール ・『個に応じた指導と分かる授業』により、小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。		(再掲 方針 I : No. 21)	(再掲 方針 I : No. 21)	(再掲 方針 I : No. 21)	(再掲 方針 I : No. 21)		都	教育庁	

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
1- (3) 豊かな人間性の育成									
①人間関係力の育成									
コミュニケーション能力の向上									
24	◆言語活動の充実 ・各学校において、学習指導要領に沿った教育課程を編成し、実施します。	—	学習指導要領の趣旨に則り、各学校において言語活動の充実を図った。	実施	都内公立学校におけるより一層の推進	学習指導要領の趣旨に則り、教育課程を編成し、教育活動の充実を図っていく。		各学校	教育庁
25	◇「自尊感情測定尺度(東京都版)」 ・自尊感情とは、自分のできることでできないなど全ての要素を包括した意味での「自分」を他者との関わり合いを通してかけがえのない存在、価値ある存在として捉える気持ちです。「自尊感情測定尺度」の東京都版として開発した「自己評価シート」を活用することで子供の自尊感情の傾向を把握することができます。	△	・都内公立学校児童・生徒約12,000人を対象に、「自尊感情測定尺度(東京都版)」を用いた調査を実施した結果を分析し、研究発表会や研究紀要を通じて公表した。 ・自尊感情や自己肯定感を高める授業モデルを開発し、都内全公立学校へ周知した。 ・学校や教育委員会の要望に応じて、指導主事等を研修講師として派遣するモデルプランを作成した。	・令和4年度の本件に係る要請は5件で、126人の教員に対して自尊感情を高める指導の工夫について講義・演習を行った。	・モデルプランの一層の周知、徹底	・研修センターのウェブページを通じてモデルプランの更なる周知を図るとともに、要請に応じた研修を実施する。		都	教育庁
子供の読書活動の推進(「第三次東京都子供読書推進計画」)									
26	◆不読率の改善と読書の質の向上 ・朝読書(小・中学校)や、読書週間・読書月間(高校)の実施により、不読率を改善するとともに、読む本の質を向上させ、読書に主体的に関わる態度を育成します。	—	「第四次東京都子供読書活動推進計画」(令和3年3月)を踏まえ、都及び各区市町村等において、読書活動を推進	児童・生徒の不読率(単位は%) 令和元年度 小2:2.9 小5:4.2 中2:9.9 高2:30.6 平成29年度 小2:3.3 小5:3.7 中2:11.1 高2:28.8 平成27年度 小2:3.3 小5:5.0 中2:11.1 高2:36.8 ※次回調査は令和4年度に実施予定	不読率のさらなる改善(特に高校生)	国の第四次計画において高校生の不読率が改善しない原因を「中学生までに読書習慣の形成が不十分」としていることから、「第四次東京都子供読書活動推進計画」(令和3年3月)では、乳幼児期からの読書習慣の形成等を旨とするとしており、引き続き不読率の改善、読書の質の向上に取り組む		小・中・区市町村 高:都	教育庁
27	◆成長段階に応じた読書活動の支援 (1) 乳幼児 ・乳幼児健診等の様々な機会を活用し、子供への読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性について啓発します。 (2) 小・中学生 ・目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書で「気に入ったフレーズ」等を伝える機会を設ける取組や、中学生が小学校や幼稚園で読み聞かせを行う等の異年齢・異校種間の交流等を進めているよう区市町村を支援します。 (3) 高校生 ・課題解決のために読書が主体的にできるよう、各教科の授業等において文章理解や調べ学習等の指導を推進します。また、読書の幅を広げ、読解力を向上させるため、多様なジャンルのおすすめ本の解説等を発信し、高校での活用を促します。 (4) 特別な支援を必要とする児童・生徒 ・読書に親しむことができるよう、読書の状況に応じて、読み聞かせ等の工夫やデザイン図書等ICT機器の一層の活用等の指導を行います。また、発達障害等の児童・生徒に対する指導事例を紹介していきます。	—	東京都読書活動推進計画ホームページほか各種媒体での情報発信(啓発資料、実践事例集等)	「第四次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、発達段階に応じた読書活動の支援を進めており、今後も継続が必要	情報化の進展に伴い、電子書籍等のデジタル技術を活用した読書環境整備が必要	「第四次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、乳幼児期からの読書習慣の形成、学習の基礎となる資質・能力の育成のための読書活動の推進、特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進、読書の質の向上に取り組む		小・中・区市町村 高:都	教育庁
様々な体験活動の機会の提供									
28	◆体験活動の充実 ・各学校において、学習指導要領に沿った教育課程を編成し、実施します。	—	学習指導要領の趣旨に則り、各学校において体験活動の充実を図った。	実施	都内公立学校におけるより一層の推進	学習指導要領の趣旨に則り、教育課程を編成し、教育活動の充実を図っていく。		各学校	教育庁
29	◆青少年健全育成地区委員会等推進モデルの指定 ・家庭、地域社会、学校が連携し、青少年を地域ぐるみで育成する優れた取組を、「青少年健全育成地区委員会等推進モデル」として広く紹介し、地域における青少年の健全育成のための活動に活用してもらうことを目的として実施します。	—	・令和3年度は2事例を「推進モデル」として指定、その他、地域における「新しい日常」を踏まえた取組や多文化共生の取組も含めてモデル事例集として広く配布・周知した。 ・配布部数: 約5,000部 配布先: 区市町村青少年行政主管課、教育委員会等	・令和3年度から募集において重点テーマを設定し、時機に合わせた事例を紹介することで、地区委員会活動への効果的な普及につなげている。	・地域における青少年健全育成活動に活用されるよう、より効果的な周知方法が課題となっている。	・青少年を取り巻く課題を踏まえた重点テーマを設定した上で、青少年を地域ぐるみで育成する取組を「推進モデル」として募集・指定し、冊子に掲載して配布する。		都 区市町村	生活文化スポーツ局
30	◇高等学校「家庭」における保育体験活動の充実 ・都立高校で、生徒が乳幼児への理解を深め、親になること、男女が協力して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実します。	—	少子化の進展を踏まえ、家庭科の学習において実践的・体験的なコミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図った。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、幼稚園及び保育園での体験実習を中止した学校がある中、一部の学校では、オンラインを活用した交流会等、方法を工夫して実施した。	家庭科の学習において、幼稚園及び保育園での園児との交流など、保育体験活動に実践的・体験的な学習活動を取り入れた。	感染症対策を徹底した実習が実施できる施設の確保やオンライン実習等のプログラムの開発	今後は、教科主任連絡協議会や東京都高等学校家庭科教育研究会等において、生徒や学校の実態に応じた実践的な事例の紹介等、多様な取組を通して保育体験活動の充実を図っていく。		都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	事業の状況		令和3年度実績（事業の進捗状況）	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性（取組）	備考	実施主体	所管局
		○：既存変更	△：終了							
② 規範意識、社会性の育成										
道徳教育の充実										
31	◆「東京都道徳教育教材集」の活用 ・都内全ての公立小・中学校等で道徳授業地区公開講座を実施し、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進します。	—	各学校では、東京都道徳教育教材集を活用するなど、道徳授業地区公開講座を実施した。新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響があったが、昨年と比べ参加者が増した。	東京都道徳教育教材集を活用するなど、道徳授業地区公開講座の充実を図っていく。		引き続き、東京都道徳教育教材集を活用するなど、道徳授業地区公開講座の充実を図る必要がある。		取組の好事例を区市町村で紹介していく。	区市町村	教育庁
32	◆都立高校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施 ・人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、多様な体験活動や演習を通じて、生徒の道徳性を養うとともに、よりよい生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成します。	—	・平成28年度より継続して、「人間と社会」として全ての都立高校及び都立中等教育学校（後期課程）で実施した。 ・「人間と社会」推進者研修を通して、探究型の「人間と社会」の授業について普及を図った。 ・教員向けに「人間と社会」改訂版教科書指導資料を作成・配布した。	・価値の理解を深める学習、選択・行動に関する能力を育成する学習、体験活動などを通して、道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実に対応し、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力を育成した。		・体験活動を充実させるため、連携に協力いただける外部機関を紹介したり、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた実践事例を周知したりする必要がある。		全ての都立高校及び都立中等教育学校（後期課程）で「人間と社会」を実施する。	都	教育庁
33	◆学校における動物愛護等の普及・啓発 ・小学校において児童による継続的な動物飼育を円滑に実施するために、獣医師等との効果的な連携の在り方について検討し、実践する「小学校動物飼育推進校」を指定し、各推進校での成果を全都に普及・啓発していきます。	—	推進校5校が動物飼育の適切な飼育環境等について理解を深め獣医師と連携して飼育活動に取り組んだ。また、その成果を全都に普及・啓発を行った。	各推進校で実施した記録をまとめ、全都効率に国に照らした適切な飼育環境等についてさらに普及・啓発を行う必要がある。		引き続き、学校飼育動物の適切な飼育方法について充実を図ったが、適切な飼育環境等についてさらに普及・啓発を行う必要がある。		各推進校の取組を各地区で紹介していく。	都	教育庁
人権の尊重										
34	◆人権教育の推進 ・幼児、児童・生徒が、人権尊重の理念を正しく理解し、互いに尊重し、支え合いながら生きることを学ぶとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付けることができるよう、人権教育を推進します。	—	人権教育を推進するための考え方や、人権課題等に関する実践・指導事例を掲載した人権教育プログラムを72,300部作成し、公立学校の全教員に配布した。また、公立学校の管理職等を対象とした人権教育を一層充実させるための研修会等を動画配信により4回開催した。	人権教育プログラムを作成・配布し、活用を図ることで都教育委員会の人権教育についての考え方や学校における人権教育の進め方について啓発を図ることができた。また、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、開催方法や内容を工夫し、人権教育に関する研修・研究を推進することができた。		学校における人権課題に関する取組の充実を図るために、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、研修等の開催方法や内容を工夫していくことが課題である。		引き続き、人権教育プログラムを作成し、公立学校の全教員に配布するとともに、東京都人権施策推進指針に示された人権課題を取り上げた研修会等を開催する。	小・中・区市町村 高：都	教育庁
規範意識等の醸成										
35	◆「都立高校生活指導指針」 ・学校が社会人としての基本的なルールやマナーを身に付けさせる指導及び生徒個々の状況に応じた生活指導の組織的な実施を目指す。「都立高校生活指導指針」を示すとともに、具体的な指導に資する指導書として「規範意識の育成に向けて」を作成しています。	—	各学校において、社会人としての基本的なルールやマナーを身に付けさせる指導及び生徒個々の状況に応じた生活指導の組織的な実施を目指し、取り組んだ。	「都立高校生活指導指針」を示すとともに、具体的な指導に資する指導書として「規範意識の育成に向けて」を作成し、生活指導の充実を図った。		教育活動全体や学校全体の組織的な取組		「生徒指導提要」改訂の趣旨を踏えるなどして、引き続き、学校において、組織的な生活指導に取り組んでいく。	都	教育庁

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
1- (4) 健やかな心と体をつくる									
36	アレルギー疾患対策 ・「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」などを活用した研修や講演会を実施し、人材育成や普及啓発を推進します。 ・また、「東京都アレルギー疾患対策推進計画」(令和3年度改定)に基づき適切な自己管理等のための知識の普及、医療提供体制の整備、生活の質の維持・向上に向けた支援など総合的な施策を展開します。	-	○東京都アレルギー情報navi. による情報提供 ○都民アレルギー講演会(Web)1回(参加者: 325名) ○医療従事者向け研修 ・医師会委託研修(会場+Web)1回(受講者: 22名) ・アレルギー疾患治療専門研修(Web)4回(受講者: 409名) ○保育施設等職員向け ・相談実務研修(会場+Web)5回(受講者: 2,486名) ・緊急時対応研修(Web(録画配信))1回(視聴回数: 2,549回) ・対応体制強化研修(施設管理者向け)(会場+Web)1回(受講者数: 1,052名) ○その他東京都アレルギー疾患対策推進計画に基づき、総合的に事業を進めている。	○ホームページによる情報提供、講演会・研修開催により、アレルギー疾患を持つ子供や家族等に対する正しい情報の普及啓発や関係職員に対する人材育成を行うことができた。	○アレルギー疾患を抱える子供や家族に対して、正しい情報を普及するため、東京都アレルギー情報navi. を広く周知する必要がある。 ○アレルギー疾患を持つ子供と関わる医療従事者や保育施設等の職員が適切に対応できるよう、人材育成を実施する必要がある。	・引き続きホームページによる情報提供や講演会、研修を実施し、普及啓発や人材育成を推進していく。 ・また、「東京都アレルギー疾患対策推進計画」に基づき適切な自己管理等のための知識の普及、医療提供体制の整備、生活の質の維持・向上に向けた支援など総合的な施策を展開する。	令和4年3月に東京都アレルギー疾患対策推進計画を改定	都	福祉保健局
37	・アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。	-	アレルギー疾患対応研修 動画配信 1回 受講者数 3832人 食物アレルギーに関する研修会(栄養教諭・学校栄養職員対象) 3回実施 受講者数 597人	アレルギー疾患の基礎知識やエビデンス®の使用法の習得など、教職員が食物アレルギーの事故防止や緊急時に適切に対応できるようになっている。 「食物アレルギー対応委員会」設置や校内研修の実施等、学校における適切なアレルギー疾患対応が構築されている。	食物アレルギー対応が必要な児童・生徒等の増加や、食物アレルギーの最新動向に対応するため、全ての教職員がアレルギーへの対応力を身に付ける必要がある。	アレルギー疾患対応研修を継続し事故の未然防止や緊急時対応能力の向上を図る。 学校における食物アレルギー対応の体制整備や校内研修の実施を推進する。		小・中・区市町村高: 都	教育庁
体力向上の推進									
38	◆「総合的な子供の基礎体力向上方策(第3次推進計画)」(アクティブプラン to 2020) (1) 運動量の十分な確保 ・「設ける力」の強化 ・軽スポーツや障害者スポーツ等を活用した取組の推進 ・中学生「東京駅伝」大会の開催 ・児童・生徒の運動時間の十分な確保 (2) 具体的な目標に向けた取組 ・全中学校において「アクティブスクール」を展開 ・東京都統一体力テストの活用 ・体力テスト実施日程の統一 ・児童・生徒を対象とした顕彰 ・児童・生徒の日常の身体活動量の実態把握 (3) 優れた実践の普及 ・小学校における健康教育の推進 ・優れた取組や実践の普及 ・中学校における体力向上実践研究 ・中学校における体力向上モデル事業の展開 ・コーディネーター・シヨントレーニングの普及 ・特色ある取組等を行い体力向上の成果をもたらした学校の顕彰 ・専門研修の充実 ・小・中学校、高等学校、特別支援学校における体育授業等の充実 ・武道・ダンスの技術力、指導力の向上 (4) 部活動の振興 ・運動部活動の競技力向上 ・部活動指導員配置による部活動指導の充実と教員の勤務負担軽減 ・運動部活動指導者の技術力、指導力の向上 ・体育運営と連携した運動部活動指導者の育成	-	・都内公立学校全児童・生徒を対象に東京都統一体力テスト実施(2,185校 941,403人) ・コア・ディネーショントレーニング地域拠点校の指定(30校) ・体力向上推進優秀校の顕彰(小学校67校、中学校26校、高校9校、中等教育学校(前期)1校、特別支援学校3校) ・スポーツ特別強化校の指定(特別強化部29校46部、育成競技11校12部指定)	「総合的な子供の基礎体力向上方策(第3次推進計画)」(アクティブプラン to 2020)に基づき、体力向上の取組を推進することができた。	・子供たち一人一人が、楽しみながら運動やスポーツに参加し、体力を高めることができるようにしていくことが必要である。	・総合的な子供の基礎体力向上方策(第4次推進計画)「TOKYO ACTIVE PLAN for students」に基づき、運動の多様な関わり方(する・みる・支える・知る)を踏まえた取組を一層推進する。		小・中・区市町村高: 都	教育庁
39	◆「東京都体力向上努力月間」 毎年10月を体力向上努力月間とし、都民一人一人の体力向上に関する意識を高めるため、幼稚園・学校、家庭及び地域が協力し、子供の体力向上の取組を強化・推進します。	-	・各学校にて、学校や地域の実態に応じ、体育授業や健康安全・体育的行事の工夫・改善、家庭・学校・地域が協力して子供の体力向上の取組を推進	・各学校にて、学校や地域の実態に応じ、体育授業や健康安全・体育的行事の工夫・改善、家庭・学校・地域が協力して子供の体力向上の取組を推進できている。	・引き続き、各学校にて、学校や地域の実態に応じ、体育授業や健康安全・体育的行事の工夫・改善、家庭・学校・地域が協力して子供の体力向上の取組を推進していくことが必要である。	・各学校にて、学校や地域の実態に応じ、体育授業や健康安全・体育的行事の工夫・改善、家庭・学校・地域が協力して子供の体力向上の取組を推進する。		小・中・区市町村高: 都	教育庁
40	◆中学生「東京駅伝大会」の開催 ・中学2年生を対象に、学校や部活動の垣根を越え、区市町村単位で男女それぞれ選抜チームを組成し、男子42.195キロメートル、女子30キロメートルを確(たずき)でつなぐ、区市町村対抗の駅伝競走を開催しています。	△						都 区市町村	教育庁

No	事業内容 (R 2年計画定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
	スポーツを通じた心身の健全育成								
41	<p>◆オリンピック・パラリンピック教育の推進 ・平成28年1月に「東京都市オリンピック・パラリンピック教育実施方針」を策定し、同年4月から、都内全公立学校・園においてオリンピック・パラリンピック教育を推進しています。</p> <p>○オリンピック・パラリンピック教育の全校展開 ○発達段階に応じたボランティア活動等を推進する「東京ユースボランティア」 ○障害者スポーツの体験や交流会等を実施する「スマイルプロジェクト」 ○アスリートとの直接交流を実施する「夢・未来プロジェクト」 ○世界の多様性を学ぶとともに実際の国際交流を推進する「世界ともだちプロジェクト」 ○環境への取組を推進する「スクールアクション『もったいない』大作戦」 ○様々な文化に対する理解促進に向けた取組を行う「文化プログラム・学校連携事業」</p>	○	<p>○都内全ての公立学校約2300校で実施 ○東京ユースボランティア・バンクによるボランティア情報の発信 ○パラリンピック競技応援校（競技団体連携型：10校） ○アスリート学校派遣事業「夢・未来」プロジェクトの実施（100校） ○世界ともだちプロジェクトによる調べ学習や国際交流の実施、国際交流コンシェルジュによる学校支援 ○3R（リデュース、リユース、リサイクル）の具体的な行動目標を記載する啓発ポスターを作成し、全公立学校へ配布 ○文化プログラム・学校連携事業 広域活動団体型：30校 地域連携型：117校</p>	<p>○実施方針において、本教育は令和3年度までの取組とし、その後、レガシーとして、長く続く教育活動として発展させていくこととしており、方針に基づき事業推進を行った。</p>	<p>○実施方針通り、本教育は令和3年度までの取組を原則とし、「学校2020レガシー」として、各学校において長く続く教育活動として継続・発展を図る。</p>	<p>○令和4年度以降は、各学校で「学校2020レガシー」として実施される継続した取組を支援する。 ○本教育で実施していた事業のうち、上記に資する取組の一部は各事業所管に移管し実施する。</p>	全体としての本教育は終了	小・中・区市町村高：都	教育庁
2 社会形成、社会参加できる力の育成に係る施策等一覧									
2-1 (1) 時代の変化に対応できる力の育成									
①グローバル人材の育成									
	英語教育等の充実								
42	<p>◆小学校における英語教育の充実 ・これまで作成してきた英語教育に関する指導資料等の活用を図るとともに、指導主事等の学校訪問等を通して、効果的な授業方法や教材の工夫などについて指導することで、小学校における英語教育の充実を図ります。</p>	-	<p>・これまでに作成・配布した、実際の授業の進め方などを映像から学ぶことのできる「小学校第3・4学年外国語活動指導資料DVD」及び「小学校第5・6学年外国語指導資料DVD」、小・中接続の視点を踏まえた指導の在り方及び評価の具体例等を掲載したリーフレットについて、指導主事連絡協議会や学校訪問において周知し、活用の促進を図った。 ・英語専科教員等に学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点等を「小学校英語専科教員連絡協議会」において周知するとともに、受講者が個別に課題に取り組む演習などを実施し、理解の深化を図った。 ・新規英語専科教員の配置校への指導訪問を行い、個々の教員の指導における課題把握とその解決方法について指導助言を行った。</p>	<p>・「小学校英語専科教員連絡協議会」のアンケートにおいて、「言語活動の実施について」、「文字の指導について」、「学習評価について」の各項目に関して不安があるを回答した教員の割合が、連絡協議会実施前から実施後にかけて、それぞれ19.2%、16.4%、30.2%減少した。</p>	<p>・学習指導要領の趣旨や、外国語の学習評価における留意点等について、引き続き十分な周知を行うていく必要がある。</p>	<p>・各区市町村における外国語教育の充実を支援するため、各区市町村教育委員会が独自に英語専科教員としている者及び外国語の授業を担当する時間講師等を新たに参加対象に加え「小学校英語専科教員連絡協議会」を実施するとともに、新規英語専科教員の配置校への指導訪問を継続することで、学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点等を周知し、英語専科教員の専門性向上を図っていく。</p>		区市町村	教育庁
43	<p>◆「少人数・習熟度別指導」の推進 ・中学校では、4技能（聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと）のバランスのとれたコミュニケーション能力の基礎を培います。 ・確かな学力を身に付けるため、効果的な少人数・習熟度別指導を推進します。</p>	-	<p>・中学校英語において「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るための英語教育の充実を図った。</p>	<p>○少人数・習熟度別指導ガイドラインに沿って、各学校が工夫して効果的に指導の充実を図ることができている。</p>	<p>○少人数・習熟度別指導ガイドラインに沿った効果的な指導のさらなる充実</p>	<p>・引き続き、中学校英語において「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るための英語教育の充実を図っていく。</p>		区市町村	教育庁
44	<p>◆JETプログラムによる外国人英語指導者の配置拡大 ・都立高校では、JETプログラム※による外国人招致の拡大と在京外国人の更なる活用を図り、教員と外国人指導者の充実に資します。また招致を希望する私立学校に対し、必要経費を補助します。 ※JETプログラム：「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)とは、外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として世界各国の外国青年を各地域に招致する、世界最大級の国際交流事業。「一般財団法人自治体国際化協会(クレア)」が、総務省、外務省、文部科学省と連携し、JETプログラムを推進しています。 ・JETプログラムのうち、ALT※の活用により、外国人青年を雇用した私立中学校と高等学校に対し、報酬等の経費を補助します。 ※ALT (Assistant Language Teacher) 外国語指導助手</p>	-	<p>【教育庁】 ・都立学校に239人を189校に、CIRIを本庁に配置 ・国等の関係機関と連携を図り、オリエンテーション、来日時研修及び指導力向上のための研修会を実施 【生文ス局】 ・公益財団法人東京都私学財団を通じて招致を希望する私立学校を支援し、グローバル人材育成を図った。</p>	<p>【教育庁】 外国語（英語）教育の充実・改善を図るとともに、国際交流の進展を図ることを通じて諸外国との相互理解を深め、国際理解を深化 【生文ス局】 ・公益財団法人東京都私学財団を通じて招致を希望する私立学校を支援し、グローバル人材育成を図った。</p>	<p>【教育庁】 JETを活用したさらなる授業改善</p>	<p>【教育庁】 令和4年度は240人を189校に、CIRI1人を本庁に配置。国等の関係機関と連携を図り、オリエンテーション、来日研修及び指導力向上のための研修会等を実施 【生文ス局】 引き続き招致を希望する私立学校を支援し、グローバル人材育成を図る。</p>		都	教育庁 公益財団法人東京都私学財団 生活文化スポーツ局
45	<p>◆都独自教材「Welcome to Tokyo」の開発 ・都内公立小学校3年生以上の全児童・生徒に配布し、国際理解教育の推進を図ります。</p>	△	<p>・都内公立小学校3年生以上の全児童・生徒に配布</p>	<p>・都内公立小学校3年生以上の全児童・生徒への配布により国際理解教育を推進</p>	<p>・活用場面や利用者の拡大</p>	<p>・教材の電子化により、教育活動における活用場を拡大するとともに、都民への周知を図る。</p>		小・中・区市町村高：都	教育庁
46	<p>◆「東京グローバル10」の指定 ・意欲ある生徒の英語力を伸ばし、積極的な国際交流を行い、グローバル人材の育成を推進する先導的都立高校を指定し、教育環境の整備などを支援します。</p>	△	<p>・平成27年度から3年間の指定期間をもって10校を指定したが、更に4年間、同一の10校を再指定している。指定校では、外国語によるコミュニケーション能力、異文化への理解や適応力、国際貢献への意欲などを高めながら、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル人材の育成に資する取組を実施</p>	<p>・外国語によるコミュニケーション能力、異文化への理解や適応力、国際貢献への意欲などを高めながら、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル人材の育成に資する取組を実施</p>	<p>・指定校以外の都立高等学校及び中等教育学校への指定 ・各校の取組の普及及び啓発</p>	<p>・東京グローバル人材育成指針に基づき先進的な取組を推進する学校20校を「Global Education Network 20 (GE-NET 20)」に指定し、東京都におけるグローバル人材育成に係る取組の充実を図る。</p>		都	教育庁
47	<p>◆英語以外の外国語教育の充実 ・都立高校で、英語以外の外国語科目の実施拡大や異文化交流を行う外国語部活動を推進するなどの、多様な言語が学べる環境を充実します。</p>	-	<p>・令和3年度は、希望する都立学校17校に外国語講師（中国語、フランス語、ドイツ語、韓国語、朝鮮語、スペイン語、ロシア語及びイタリア語）を派遣し、部活動等や学芸及び語学を伴う異文化交流に関する幅広い内容を指導の学習機会を提供した。</p>	<p>・言語に対する興味・関心を高め、様々な言語を用いて積極的に交流しようとする意識向上につながっている。 ・世界各国の多様な文化を知るとともに、自国の文化への理解を深めることができている。</p>	<p>・多言語講座の周知強化等、より多くの生徒に多様な言語が学べる機会を提供していく必要がある。</p>	<p>・引き続き部活動への講師派遣を行うとともに、コロナの状況を見ながら、オンライン（動画教材）と対面指導を組み合わせた講座の実施を検討する。</p>		都	教育庁

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局	
	国際社会で活躍する日本人の育成									
48	◆海外留学等の支援 ・都立高校生等を対象とした次世代リーダー育成道場により様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、広い視野や海外で通用する高い英語力、リーダーとしての自覚や世界に飛び出すチャレンジ精神を育成した上で、高校在学中の海外留学を支援します。 ・私立高校生等の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助します。	-	【教育庁・次世代リーダー育成道場】 ・第10期生定員200名に対し、240名の応募があった。 ・第10期生の国内事前研修は、対面に加え、オンライン(双方向型)を活用し、コロナ禍でも研修を止めることなく18回実施した。 ・第9期生99名(北米)の留学プログラムは新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、事前研修の修了者に「修了証」を発行するとともに、留学先予定だった国の学生とオンラインで交流する機会を設定した。 ・第10期生(オセアニア)26名がオーストラリアに出发した。 【生文ス局】 ・令和3年度補助実績 都支援による私立高校留学生数 22人	【教育庁・次世代リーダー育成道場】 ・修了生アンケートでは、本事業で育てたい資質・能力に実力を加えた八つの観点全てで、80%以上の修了生が肯定的な回答をしている。このことからグローバル人材に必要な資質・能力が向上したことを確認した。 【生文ス局】 ・公益財団法人東京都私学財団を通じて私立高校が行う留学に参加する生徒を支援し、グローバル人材育成を図った。	【教育庁・次世代リーダー育成道場】 ・令和3年度に再設定した新しい人材像を踏まえ、事前研修、留学中のプログラム等を充実させていく必要がある。 ・研修生・修了生の留学成果の持続的な還元方法についての検討が必要である。	【教育庁・次世代リーダー育成道場】 ・グローバル人材に必要な資質・能力を身に付けるため、事前研修、留学中のプログラム等を充実させる。 ・留学中の研修生及び修了生が、留学経験・成果を広く還元する機会を設定していく。 【生文ス局】 ・引き続き私立高校が行う留学に参加する生徒を支援し、グローバル人材育成を図る。		都 公益財団法人東京都私学財団	教育庁 生活文化スポーツ局	
49	・留学を検討する都立高校生に対し、留学フェアの開催による情報提供を実施します。	-	「高校生留学フェア」をオンライン(一方向)で配信し、404組の申込みがあった。	・「高校生留学フェア」の実施により、留学の機運の醸成に貢献した。 ・参加者アンケートでは、90%以上が「役に立った」という肯定的回答をしている。	オンラインの一層の活用により、成果に関する動画や海外生活の紹介を行っていく必要がある。	・オンライン(双方向)を活用して、成果を発信することで、さらに留学の機運の醸成を図っていく。		都	教育庁	
50	・東京都立大学において、学生の海外への留学を支援し、世界を舞台に活躍する人材を育成するとともに、外国人留学生を受け入れ、キャンパスの国際化を推進します。 ・都立産業技術高等専門学校では、国際的に活躍できる技術者を育成するため、各種の海外体験プログラムを実施し、学生の国際感覚の涵養と成長機会の創出を図ります。	-	・東京都立大学では、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた学生の海外派遣を条件付きで再開すると共に、一部プログラムをオンライン形式にて実施した。また、外国人留学生は日本の入国が一時的停止となっていたため、一部オンラインも併用して研究指導等を行った。 ・都立産業技術高等専門学校では、前年度に引き続き海外渡航ができなかったが、予め国内プログラムを検討していたことで、2プログラム合計で54名の参加者を確保することができた。	・東京都立大学では、新型コロナウイルス感染症の影響により、学生の海外派遣や外国人留学生の受け入れを停止せざるを得ない状況下においても、オンラインを活用し、学生への支援を継続して行った。 ・都立産業技術高等専門学校では、平成29年度に新たなプログラムをスタートし、3年間は年間70名参加という目標を達成していたが、その後令和2、3年度は残念ながら海外渡航が行えない状況となった。そのような中でも国内プログラムの提供によりできる限りの対応を行っており、本事業は評価すべき状況にある。	・東京都立大学では、学生の海外派遣や外国人留学生の受け入れ再開に向けた現状に即した取組について引き続き検討する。 ・都立産業技術高等専門学校では、令和2年度、3年度と連続して(新型コロナウイルス感染症のため)海外体験プログラムの最大のポイントである海外渡航ができないという非常に厳しい状況となっており、このような不測の事態への対応が重要である。また、為替変動や海外の物価上昇等の外的要因に極力影響されないプログラムの開発が必要と考える。	・東京都立大学では、水際対策等日本政府の方針に従いながら、停止していた学生の海外派遣、外国人留学生の受け入れを再開していく。 ・都立産業技術高等専門学校では、海外体験プログラム(GOP=グローバル・コミュニケーション・プログラム及びIEP=インターナショナル・エデュケーション・プログラム)は、内容を精査しつつ、年間70名の参加者を目標として継続しつつ、引き続き内容の充実を図る。		東京都立大学法人	総務局	
51	◆東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」開設(平成30年9月) ・英語だけを使用する環境を創出し、小・中・高校生等の英語力の向上や異文化理解を促進します。	-	・令和3年度は、約8万人が利用した。	・令和3年度は、コロナの影響から回復傾向にあり、前年度に比較して利用者数が約増している。 ・利用した児童・生徒の約9割が「楽しかった」「今後の英語学習の刺激になった」と回答している。	・多くの学校が利用し有意義な体験ができるよう、事業者とともに内容の充実を図る必要がある。また、利用者拡大に向け、教育関係者に加え保護者に対しても、施設の意義やメリットを分かりやすく発信することが必要である。	事業者と連携しながら、充実したプログラムの提供・改善や、都内外の学校や教育委員会、保護者等に対する広報を引き続き行う。		都	教育庁	
52	◆国際バカロレアの取組 ・都立国際高校で、平成27年度に国際バカロレア機構から「国際バカロレア」※の認定を取得し、国際的に認められる大学入学資格(フルディプロマ)の取得による海外大学進学を進め、国際社会で活躍する人材を育成しています。 ※国際バカロレア: スイスのジュネーブに本部を置く国際バカロレア機構から認定を受けた学校の課程を修了し、統一試験に合格した生徒に対し、海外大学への進学資格を付与する仕組みです。 国際バカロレアのプログラムには、PYP(初等教育プログラム)、MYP(中等教育プログラム)、DP(ディプロマ・プログラム)の3つがあり、このうち海外大学への進学資格を取得できるのはDPです。	-	・令和3年度(第5期生)はフルディプロマ取得率100.0%を達成	・平成29年度(第1期生)フルディプロマ取得率 89.5% ・平成30年度(第2期生)フルディプロマ取得率 84.2% ・令和元年度(第3期生)フルディプロマ取得率100.0% ・令和2年度(第4期生)フルディプロマ取得率100.0% ・令和3年度(第5期生)フルディプロマ取得率100.0%	・将来的にも持続可能な運営体制を構築するため、1Bのカリキュラムに対応できる教員を計画的に育成・確保が必要	・授業実践及び進学指導等から得られた成果や課題を踏まえ、引き続き国際バカロレアの教育プログラムによる授業を実施していく。 ・また、将来的にも持続可能な運営体制を構築するため、1Bのカリキュラムに対応できる教員を計画的に育成・確保していく。		都	教育庁	
53	◇Diverse Link Tokyo Edu ・国内外の大学、企業、国際機関等と都立高校等をつなぐプラットフォーム「Diverse Link Tokyo Edu」を発展させ、高校生国際会議や英語で探究的に学ぶ「Tokyo Leading Academy」などを展開します。 【拠点校 南多摩中等教育学校、共同実施校 白鷲高等学校・附属中学校】	○	令和3年度は、東大先端研と連携して、21名の都立校生がTokyo Leading Academyに、12名の都立校生が高校生研究員として、それぞれ探究的な学習に取り組んだ。	東京ならではのネットワークを生かし海外の教育行政機関や国内外の大学等と連携が進んでいる。	最終報告書を作成した上で、拠点校及び共同実施校のこれまでの取組を広く波及させていくことが必要である。	コロナ等の影響で十分に取組むことのできなかつた事業を完遂するため、令和4年度末まで1年間延長となった。令和4年11月に成果報告会を開催する。		都	教育庁	

No	事業内容（R2年計画改定時）	事業の状況		令和3年度実績（事業の進捗状況）	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性（取組）	備考	実施主体	所管局
		○：既存変更 △：終了 －：変更なし								
日本人としての自覚と誇りの育成										
54	◆外国人との交流 ・外国人との様々な交流の機会を設け、互いの文化体験や日本の文化を紹介する経験などを通じて、日本人としてのアイデンティティを備えた国際的な人材を育成します。	－		令和3年度は、国際交流コンシェルジュ事業や海外学校間交流推進事業等を通じて海外の学校や大使館等との交流を推進した。	令和3年度から、東京学校支援機構に国際交流コンシェルジュにかかる業務を移管し、効率的かつ円滑に運営を行っている。各学校では、コロナ禍においてもオンラインを活用した姉妹校交流の実施等、工夫しながら国際交流を行っている。	・海外学校間交流推進校の指定校数の拡大 ・各学校における海外の学校等との交流拡大	海外の教育行政機関との教育に関する覚書や国際交流コンシェルジュを活用しながら、引き続き各学校における海外の学校等との交流を支援する。		小・中・区市町村 高：都	教育庁
55	◆国際社会に生きる人材の育成 ・東京都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」の活用により、日本及び東京の伝統・文化、歴史等を理解させるとともに、その魅力を英語で発信できる力を育成する取組を一層推進します。 ・本物の伝統芸能に親しむことを通じて、我が国の伝統・文化に対する理解を深め、その内容を他者に発信していく力を養うため、全ての都立高校において伝統芸能を鑑賞する機会の充実を図ります。	△		（英語教材） ・都内公立小学校3年生以上の全児童・生徒に配布（都立高校生向け鑑賞機会） ・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施形態を変更し、オンライン配信型で実施を提供	（英語教材） ・都内公立小学校3年生以上の全児童・生徒への配布により国際理解教育を推進（都立高校生向け鑑賞機会） ・実施期間を1年間延長し、オンラインを活用することで、より多くの都立高校生が本物の伝統芸能に親しむ機会を提供	（英語教材） ・活用場面や利用者の拡大（都立高校生向け鑑賞機会） ・感染症拡大に注意しながら、本物の伝統芸能に直接触れる機会の提供	（英語教材） ・教材の電子化により、教育活動における活用場面を拡大するとともに、都民への周知を図る。（都立高校生向け鑑賞機会） ・令和4年度は、集合型及びオンデマンド配信による実施を予定		小・中・区市町村 高：都	教育庁
②科学技術を担う人材育成										
小・中学校における理数教育の推進										
56	◆「小学生科学展」 ・全都から選ばれた小学生が、理数に関わる研究成果を展示・発表します。	○		都内全区市町村代表児童の研究成果物を展示を行った。口頭発表については、感染症拡大防止のため中止にした。	児童の理数への興味や関心を高めるために、研究の行い方について前途向けさらに普及・啓発を行う必要がある。	継続して、本事業を実施していく。	継続して、本事業を実施していく。		都	教育庁
57	◆「東京ジュニア科学誌」 ・科学に高い興味・関心がある小・中学生が、科学の専門家から指導を受けます。	○		感染症拡大防止のため、全3回参加型での実施をオンライン開催に変更して実施した。	都内公立小・中学校の参加児童・生徒を増やしていくために、本事業について、さらに普及・啓発を図る必要がある。	令和4年度は全3回を対面で実施。令和5年度事業廃止。	令和4年度は全3回を対面で実施。令和5年度事業廃止。		都	教育庁
58	◆「中学生科学コンテスト」 ・中学生の理科・数学に対する意欲・能力をさらに伸長するとともに、科学好きの中学生のすそ野を広げるため、理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨するコンテストを開催します。	○		感染症拡大防止のため、筆記競技のみを各校で実施し、東京都代表を決定した。全国大会も各自自治体で分散して実施した。	都内公立中学校の参加生徒を増やしていくために、本事業について、さらに普及・啓発を図る必要がある。	継続して本事業を実施していく。	継続して本事業を実施していく。		都	教育庁
59	◇「理数教育支援推進事業」 ・推進地域における理数教育施策の整理・充実を支援するとともに、児童・生徒の関心・意欲や教員の指導力の向上につながる推進地域での効果的な施策を全都に普及することにより、東京都全体の児童・生徒の理科における基礎学力の定着を図ります。	△							区市町村	教育庁
都立高校等における取組										
60	◆「理数リーディング校」の指定 ・「理数リーディング校」を指定し、新学習指導要領における「理数探究」について先進的に研究開発を行います。主体的な探究活動を行う新たな選択科目の学習内容や学習方法、指導法について研究し、数理横断的なテーマに徹底的に向き合い考え抜く力を育成する取り組みを行っています。	△		・指定3校中1校が令和3年度より文科省指定のスーパーサイエンスハイスクールに指定 ・指定3校中1校が令和3年度より理数教育重点校に指定	・各指定校が、理数に係る探究活動の教科・科目を教育課程に設置 ・「理数に関するテーマを設定し考え抜くことが、理数系学部への進学に役立つ」と考えるようになった生徒の割合が6割以上 ・科学技術等への興味・関心が更に向上した生徒の割合が6割以上	・生徒が、理数に係る探究プロセスを主体的にやり遂げることなどを通して、将来のDXを担う素養を身に付けることが必要	・令和3年度より理数教育重点校をあらたに3校指定し、理数に係る探究プロセスを主体的にやり遂げることなどを通して、将来のDXを担う素養を身に付け、新たな社会を創造していくために必要な力を育成している。		都	教育庁
61	◆科学の甲子園東京都大会、研究発表会 ・「科学の甲子園東京都大会」を開催し、学校対抗で科学技術・理科・数学等の複数分野の競技を実施し、生徒同士の競い合いや活躍の場を構築します。 ・「研究発表会」における「理数リーディング校」や「SSH（スーパーサイエンスハイスクール）」、「理数研究校」などの成果発表を中学生等に公開します。	－		・科学の甲子園東京都大会 37校 210名参加 ・研究発表会及び表彰式 51校 249名参加（ポスター発表65件、プレゼン発表4件実施）	・科学の甲子園東京都大会 R2：中止 R3：44校 257名参加 ・研究発表会及び表彰式 R2：50校 369名（オンライン開催 ポスター発表69件、プレゼン発表7件） R3：52校 437名参加（ポスター発表61件、プレゼン発表6件）	・新型コロナウイルス感染症対策を施した事業の運営 ・参加校数、参加生徒数の増加	・探究の過程を意欲した競技の工夫 ・成果の公表・発表生徒間の交流の工夫		都	教育庁

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況		今後の事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局	
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)							
62	◇都立産業技術高等専門学校 (品川キャンパス) ・電子情報工学コースの3年生から5年生を対象に、首都東京の情報セキュリティを担う人材の育成を目的とした、実習を主体とした情報セキュリティ技術者育成プログラムを開設しています。	—	・令和3年度は本科3～5年、専攻科1,2年で合計40名が本プログラムの履修しており、13名(本科12名、専攻科1名)の修了生を輩出。このうち9名(専攻科進学4名)はいずれもセキュリティ関連企業へ就職している。 ・中学向けイベントでは中学生に学ぶ機会を提供するだけでなく、プログラム履修生が企画やシステム構築等を行うことで、情報セキュリティに対する理解を更に深めることができた。	・継続して優秀な修了生を輩出していること、多くのイベントを通して中学生の学びの場や社会人のスキルアップ、キャリアチェンジの機会を創出する等の活動は高く評価できる。	・常に最新の技術をキャッチアップし、充実した実践的教育を提供し続けることが重要と考える。	・今後も引き続き、情報セキュリティ技術者を育成する。なお、令和3年度以降は品川キャンパスのコース再編による「情報システム工学コース」において、より充実した教育を提供していく。		東京都立大学法人	総務局	
63	◇Society 5.0時代の人材育成 ・都立産業技術高等専門学校においては、AIやIoT、ビッグデータ等を活用した新しいものづくりを牽引する人材の育成に取り組めます。 ・東京都立大学においては、イノベーションを生み出す先端技術の専門人材の育成に取り組めます。	—	・都立産業技術高等専門学校では、品川キャンパスにおけるコース再編による新コース「AIスマート工学コース」「情報システム工学コース」の2学年の授業と、荒川キャンパスにおける分科棟新型の医工連携教育・研究プロジェクト「未来工学教育プログラム」の、3学年16名を抜抜したの授業が開始された。 ・東京都立大学では、全学生がデータサイエンスや機械学習の基礎を学ぶことができる教育プログラムの検討を進めた。	・都立産業技術高等専門学校では、実質的に本年度スタートのため現時点において総合的な評価は難しいが、品川の新コース、荒川のプログラムとも想定(以上)の希望者があり、学生へ適切な周知がなされたと考えられる。 ・東京都立大学では、「数理・データサイエンス」副専攻コースのR4年度開設の準備が整った。	・都立産業技術高等専門学校では、今後、学年進行に伴い適切な内容の教育を提供することが重要である。 ・東京都立大学では、副専攻コースとしての安定的な運用により、履修者の能力養成に努める。	・都立産業技術高等専門学校では、新コース、プログラムとも引き続きより良い人材育成に注力する。 ・東京都立大学では、引き続き、副専攻コースとしての安定的な運用により、履修者の能力養成に努める。		東京都立大学法人	総務局	
③ 情報教育等の推進、ICT(情報通信技術)活用能力										
情報教育等の推進、ICT(情報通信技術)活用能力										
64	◇TOKYOスマート・スクール・プロジェクト ・子供たちの学ぶ意欲に答え、子供の力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして、教育のICT化を推進します。	○	○デジタル学習環境の整備 ・公立小・中学校において校内LANの新設・更新及び電源キャビネットの新設・更新を令和2年度から引き続き行う区市町村に対して、国の補助として独自での補助を実施 ・公立小・中学校において一人1台端末の整備を行った区市町村に対して、令和2年度から引き続き端末導入時の機材設定や授業等における利活用について支援する端末導入支援員の配置経費を都給費で補助 ・令和4年度入学生から保護者負担による生徒所有の端末として一人1台端末を導入するため、令和3年度において端末の調達方法や保護者負担に対する支援策の構築等を行った。 ・校内無線LAN環境を令和2年度に87校を整備のうえ、令和3年度中に残りの168校の整備を完了し常時接続可能なデジタル学習環境を構築 ○各校におけるデジタル利活用体制の構築支援 ・トラブルに迅速に対応し、安定した活用を支援するとともに、専門的見地から活用方法の改善や新たな活用方法について支援するため、デジタルサポーター(ICT支援員)を都立学校全校へ配置 ・都内公立学校各校においてデジタル活用推進の中核を担う教員を育成する「教育イノベーションを実現するための研修」を実施	○デジタル学習環境の整備 ・国及び都の補助を活用し、令和3年度中に全ての地区で通信環境の整備が完了 ・東京都立学校情報機器整備費支援事業(端末導入支援員)45地区 ○令和4年度新入生について、端末の調達方法や保護者負担に対する支援策を定め、令和4年2月から端末の販売を開始 ・都立学校全校で校内無線LAN環境の整備を完了 ○各校におけるデジタル利活用体制の構築支援 ・全都立学校にデジタルサポーターを配置 ・教育イノベーション研修156回実施 延べ6,335人参加	○デジタル学習環境の整備 ・一人1台端末環境下での校内通信ネットワークの円滑な運用を確保する必要がある。 ・一人1台端末を授業等の活用が進む中で、支援員の役割や必要な支援体制を検討する必要がある。 ・導入した一人1台端末の活用を促進していく。 ・校内無線LAN環境について、今後の通信規格等の技術高により、ネットワーク機器の更新を数年ごとに行う必要がある。 ○各校におけるデジタル利活用体制の構築支援 ・都立学校におけるデジタル利活用のさらなる推進のため、一人1台端末の活用のための支援及び各種システムの円滑な導入・運用に向けた支援等、支援内容の充実を図る必要がある。 ・一人1台端末の配備により各校の活用段階が、導入期から拡大・普及期へ進行することを踏まえた研修を実施する必要がある。	○デジタル学習環境の整備 ・国の「GIGA スクール運営支援センター整備事業」に上乗せ補助を行い、ネットワークの点検・応急対応等を行う区市町村の取組を支援していく ・授業等におけるデジタルの利活用を支援するデジタル活用支援員の配置経費を補助する ・令和4年度に引き続き、令和5年度入学生についても生徒所有一人1台端末を導入するため、端末の調達方法などについて、検討していく。 ・一人1台端末の活用により、通信量が増加することを把握し、全都立学校(高しよを除く。)の通信環境の増強を行う。 ○各校におけるデジタル利活用体制の構築支援 ・令和4年度もデジタルサポーター(ICT支援員)を都立学校全校へ常駐配置し、デジタルの利活用を支援する。 ・令和4年度も「教育イノベーションを実現するための中核教員向け研修」を実施し、デジタル利活用の中核となる教員を育成する。		都	教育庁	
65	◆学校教育におけるICT環境整備の促進 ・学校教育におけるICT環境整備の促進により、児童・生徒の学習の意欲や関心を高め、学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成します。	○	【生文事務局】 ・令和3年度補助実績1,133,195千円	【生文事務局】 ・私立学校におけるデジタル教育環境の整備が進んだ。	【生文事務局】 ・公立学校に比べ私立学校の生徒の端末整備が進んでいない状況にある。	【生文事務局】 ・引き続き私立学校のデジタル教育環境整備を図るとともに、令和4年度からは高等学校の生徒の一人1台端末整備を促進するため端末整備に関する補助を拡充している。		都 公益財団法人東京都私学財団	教育庁 生活文化スポーツ局	
66	◆情報モラル教育の推進 「SNS東京ルール」に基づき、スマートフォンやSNSを適切に活用することについて、児童・生徒が主体的に考えさせる指導を行います。	—	情報モラル教育を推進する補助教材「SNS東京ノート」を電子コンテンツ化し、一人1台学習用端末での利用を推進するとともに、その活用を図るため、学校の参考となる指導資料動画を制作し、情報教育ポータルサイトに掲載	「令和3年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査結果によれば、インターネット利用時間が長時間化傾向を示しているに関わらず、インターネット利用時に、トラブルや嫌悪をきたすという質問に対し、「ある」という回答が前年度並みに留まっており、「SNS東京ルール」の取組が浸透していると考えられる。	「令和3年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」により明らかになった「インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがある児童・生徒」に対し、トラブルに巻き込まれないようなネットリテラシーを身に付けること。	「令和3年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」により明らかになった「インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがある児童・生徒」に対し、トラブルに巻き込まれないような指導資料を作成するなど、情報モラル教育に関する指導事例について、さらに開発を行う。		小・中・区 区市町村高:都	教育庁	
67	◆情報教育に関する啓発・指導等 ・都内公立学校を対象に学校非公式サイトを巡回し、不適切な書き込みにより自分や他人の個人情報等を漏らさなよう子供を守ります。	—	都内公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については緊急性・危険性に応じて対応し、都立学校や区市町村教育委員会等へ情報提供を行った	巡回監視実施校数2,137校、23件の検出された不適切な書き込み等に対して削除等の指導を実施した。	不適切投稿が一定数あることから対応を継続していく必要がある。	引き続き都内公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については、緊急性・危険性に応じて対応し、都立学校・区市町村教育委員会等へ情報提供等を行う。		小・中・区 区市町村高:都	教育庁	
68	◆「ファミリールール講座」 ・ネット利用に起因する「自撮り被害」や、SNS利用に伴うトラブル等の被害の実態やそれらから身を守るための講座を開催し、家庭でのルール作りの推進や、生徒自身による自ルール作りの支援、大学生を活用したグループワークなどを実施します。	—	・インターネット等の適正な利用に向けた講座を年間693回開催。97,232人が受講。	・適正利用講座について、当初は年間650回開催予定であったが、青少年のインターネット利用環境が拡大した状況等に対応し、予定の回数を超過して開催した。	・需要に応じた開催回数を確保していく必要がある。	・年間の開催予定回数を増加させるなど、需要に的確に応えられるよう事業展開を検討していく。		都	生活文化スポーツ局	

No	事業内容（R2年計画改定時）	事業の状況		令和3年度実績（事業の進捗状況）	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性（取組）	備考	実施主体	所管局
		○：既存変更 △：終了 －：変更なし								
2-1(2) 社会貢献の精神の育成										
社会貢献意識（とその実践力）の育成										
69	◆小・中学校における奉仕活動の促進 ・子供たちが、社会に奉仕することの意義への理解を深めたり、公共のために役立つとする意欲を高めたりするための、道徳教育の充実を推進しています。	—		各学校で、道徳教育において「勤労、公共の精神」の項目についても、取り上げている。	各学校において、勤労・公共の精神に関する効果的な取組の普及を図る必要がある。	引き続き、社会に奉仕することの意義への理解を深めたり、公共のために役立つとする意欲を高めたりする道徳教育を推進する必要がある。	取組の好事例を区市町村に紹介していく。		区市町村	教育庁
70	◆都立高校の教科「人間と社会」の推進 ・人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、多様な体験活動や演習を通じて、生徒の道徳性を養うとともに、よりよい生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成します。			(再掲 方針I : No.32)	(再掲 方針I : No.32)	(再掲 方針I : No.32)	(再掲 方針I : No.32)		都	教育庁
71	◆環境教育の推進 ・環境教育に関する指導資料の作成等を通して、児童・生徒に、環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働き掛ける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質、能力の育成を図ります。	—		令和2年度に作成した環境教育指導用教材の補助資料の作成を行い、全都へ電子データを配布した。	作成した教材をホームページで公開するなど周知を図ってきたが、さらに普及・啓発を図っていく必要がある。	各教員の環境教育への意識の向上のため、全都へ本事業について普及・啓発を行っていく必要がある。	継続して本事業を実施していく。		都	教育庁
72	◆防災教育の推進 ・全ての全日制及び一部の定時制の都立高校において、一泊二日の宿泊防災訓練を実施しています。また、被災地等を訪問し、復興支援に関わるボランティア活動や、災害地の人々との交流活動等を通して、災害への高い使命感と奉仕の精神を併せもった人材の育成を図っています。	○		全ての都立高等学校（全日制課程）等において、地域と連携した防災訓練及び避難所設置・運営訓練を実施するとともに、生徒による防災活動支援隊を編成した。自治体防災課と連携した防災教育の推進や課題別研究による新たな取組を開発するために研究指定校を指定した。指定校の研究の取組や成果を全都立高校等に周知するため、実践事例集を配布した。	生徒が自然災害から身を守り、被災しても乗り切る「自助」の能力や、他者や地域の安全を支える「共助」の能力を育成した。	自治体防災課との連携強化、防災活動支援隊の活躍の場の確保	地域と連携した防災訓練及び避難所設置・運営訓練を継続して実施し、防災教育の充実を図る。		都	教育庁
2-1(3) 健康・安全に生活できる力を育む										
健康教育の推進										
73	◆心の健康づくり ・心のケアを十分にを行い、問題行動等（思春期特有の問題、集団への不適応、拒食症、うつ状態、性の問題行動、いじめ、暴力行為、自殺）、不登校などの未然防止及び解決に取り組みます。 ・全校に配置したスクールカウンセラーを活用して相談体制を整備します。	—		○都内全小・中・高等学校へのスクールカウンセラーの配置 ○都内全公立学校において、スクールカウンセラーによる全員面接を実施 ○コロナ禍における児童・生徒の心のケアを図るため、希望する学校を対象として、スクールカウンセラーの追加派遣を実施	○都内全小・中・高等学校がスクールカウンセラーを積極的に活用し、学校教育相談体制の充実に向け取り組んでいる。	○全員面接の充実について相談しやすい環境を早期に構築するためにも、全員面接をできるだけ年度当初に実施する必要がある。 ○配置に必要な専門性をもった人材の継続的な確保についてスクールカウンセラーの配置拡充のみならず、都内各校におけるスクールカウンセラーを活用した教育相談体制の質的向上が必要である。	○令和4年度から、スクールカウンセラーの更なる活用方法を検討するため、都立学校及び小・中学校において勤務日数を増加する検証事業を実施する。		小・中・区市町村高：都	教育庁
74	◆性感染症予防 ・児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、平成31年3月に「性教育の手引」を改訂し、性感染症予防を含む性教育の実施を支援しています。	—		・改訂した「性教育の手引」の活用、産婦人科医と連携した性教育の授業の実施（29校）、研修動画の作成、体育健康教育担当指導主事連絡協議会等で周知	性感染症予防を含む性教育の実施における学校の取組を支援できている。	・引き続き、「性教育の手引」を踏まえ、学校の取組を支援していく必要がある。	・改訂した「性教育の手引」の活用、産婦人科医を活用した性教育の授業の実施（30校）、研修動画の活用、体育健康教育担当指導主事連絡協議会等で周知する。		小・中・区市町村高：都	教育庁
75	◆食物アレルギーの事故防止 ・アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。			(再掲 方針I : No.37)	(再掲 方針I : No.37)	(再掲 方針I : No.37)	(再掲 方針I : No.37)		小・中・区市町村高：都	教育庁
76	◆喫煙・飲酒・危険ドラッグなど薬物乱用防止教育の推進 ・危険ドラッグをはじめとする薬物は、自らの心身をむしばむだけでなく、他人をも傷つけ、依存によりやめられなくなる恐れも強く、社会の安心・安全にも影響を及ぼすことを理解できるよう指導します。 ・未成年の喫煙・飲酒が体に悪影響を及ぼし、生活習慣病の要因ともなることなど、正しい知識を普及します。 ・児童・生徒が正しい知識を身に付け薬物乱用を決して行わないよう、薬物乱用防止教育を進めていきます。	—		・薬物乱用防止高校生会議（福祉保健局長催の事業）の取組を通して、高校生会議に参加した生徒が中心となり、薬物乱用防止に関するリーフレットを作成、配布し、薬物乱用防止に係る指導を徹底、体育健康教育担当指導主事連絡協議会等で周知	薬物乱用防止教育を推進できている。	・引き続き、薬物乱用防止教育の推進を図ることが必要である。	・引き続き、高校生会議に参加した生徒が中心となり、薬物乱用防止に関するリーフレットを作成、配布し、薬物乱用防止に係る指導の徹底、体育健康教育担当指導主事連絡協議会等で周知する。		小・中・区市町村高：都	教育庁
77	◆公立学校における食育の推進 ・栄養教諭等を活用し、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健康な生活を送ることができるようにします。 ・学校給食に地場産物を活用したり、地域生産者との連携を図るなど、食育に関する実践を行うことで、地域の産業や食文化等に対する児童・生徒の理解を深めます。			(再掲 方針I : No.5)	(再掲 方針I : No.5)	(再掲 方針I : No.5)	(再掲 方針I : No.5)		小・中・区市町村高：都	教育庁

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況		今後の事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)						
H1V/エイズについての普及・啓発活動									
78	◆相談機関等の周知 ・保健所や「東京都H1V/エイズ電話相談」での相談、大学・保健所等への啓発用ポスターやリーフレット等の配布、講演会の実施など、広く啓発を行います。	—	・都内保健所における相談件数7,239件、「東京都H1V/エイズ電話相談」における相談件数 5,477件 ・「エイズ予防月間 (11月16日～12月15日)」に、ポスター (52,216枚) 及びリーフレット (126,083枚) を保健所・学校・医療機関・企業等 (6,257か所) に配布 ・検査場所を一覧にした「保健所マップ」の作成・配布 (40,000部) ・若者向け普及啓発のライブ&トークイベント「Words of Love」を、YouTube配信により実施した。	・保健所での検査が一部休止している中で、不安に感じている方の相談窓口としての役割をH1V/エイズ電話相談が担った。 ・コロナ禍において従来集合形式で行っていたイベント等をオンライン形式に切り替え、啓発活動を行った。	・若者に向けた普及啓発の、より効果的な方法の検討 ・講演会・イベントについてより多くの方に視聴いただくための積極的な広報。	・引き続き、広く啓発を行う。		都 区市町村	福祉保健 局
79	◆エイズ啓発拠点事業 (ふぉー・てぃー) ・若年層がH1V/エイズの予防について学び、自発的に感染予防行動を取ることの大切さを伝えるため、啓発イベントの開催や地域のイベントへの参加を通じて、若年層への働きかけを行うとともに、都内各地の青少年センターや大学等に出向き、啓発活動を実施します。 ・自主的な啓発活動に取り組む学生団体やボランティア団体等からの相談を受け、助言等を行うとともに、団体同士の協力関係を構築するためのネットワーク会議を実施します。	—	・新型コロナウイルス感染症の影響により、啓発イベントの開催や地域のイベントへの参加は中止となったが、代替として啓発動画を作成し、YouTubeでオンライン配信を行った。 ・青少年センター (17施設、38回)、大学等 (5施設、6回) ・ネットワーク会議の実施 (5回)	・青少年センター 令和3年度 (17施設、38回)、大学等 (5施設、6回) 令和2年度 (14施設、31回)、大学等 (3施設、4回) ・ネットワーク会議の実施 令和3年度 (5回) 令和2年度 (9回)	・R4年度からの新規5か年計画の遂行	・SNSやWebシステムを活用した、効果的な啓発活動の導入について検討する。		都	福祉保健 局
80	◆東京都エイズ・ピア・エデュケーション事業 ・同年代の若者同士が、H1V/エイズや命の大切さについて一緒に学び、考える普及啓発活動への支援として、養成講座を受講した「ピア・エデュケーター」を学校や地域の活動に派遣します。	—	・エイズ・ピア・エデュケーター養成研修の実施 ・エイズ・ピア・エデュケーター養成数 25名 ・エイズ・ピア・エデュケーション実施回数 4件 ・エイズ・ピア・エデュケーション受講者: 684名	・エイズ・ピア・エデュケーター養成数 令和3年度25名、令和2年度0名 ・エイズ・ピア・エデュケーション実施回数 令和3年度4件、令和2年度 2件 ・エイズ・ピア・エデュケーション受講者 令和3年度684名、令和2年度176名	・ピア・エデュケーションの手法の見直し	・Webシステムや動画を活用するなど、様々な手法によるピア・エデュケーションを実施していく。		都	福祉保健 局
安全教育・防災教育									
81	◆「安全教育プログラム」 幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成します。 ・教師向け実践的指導資料「安全教育プログラム」を都内公立学校全教員に配布しています。 ・高等学校における交通安全教育の充実を図るため、教師用指導資料「東京都高等学校交通安全教育指導事例集」を作成し「安全教育プログラム」に増設しています。 ・幼児・児童・生徒に、自らを守り、他者や社会を支える安全対応能力を育成できる指導者を養成する「学校安全教室指導者講習会」を開催します。	—	・「安全教育プログラム (令和3年3月)」を都内公立学校全教員に配布した。(71,500部) ・構成の見直しを図るとともに、各教科等の特資に応じた実践事例を充実させた。	「安全教育プログラム」を作成・配布し、活用を図ることで、各学校における安全教育の充実を図ることができた。	各学校における安全教育の一層の推進	・引き続き、児童・生徒が危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう学校における安全教育の推進を図る。		小・中・ 区市町村 高: 都	教育庁
82	◆「防災ノート～災害と安全～」 ・防災教育の推進 「防災ノート～災害と安全～」の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実や、都立高校における宿泊防災訓練の実施等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成します。 また、国立・私立学校においては、「防災ノート～災害と安全～」の配布や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行います。	○	【教育庁】 ・「防災ノート～災害と安全～」を作成し、都内全ての国公立・私立学校の児童・生徒に配布した。 ・防災教育ポータルサイトを開設し、様々な防災に関する情報を発信した。 ・「防災ノート～災害と安全～」のデジタル化に向けて、作成委員会を設置しデジタル教材を作成した。 【生文ス局】 ・都内私立学校に「防災ノート～災害と安全～」を約11万冊配布した。	【教育庁】 「防災ノート～災害と安全～」を作成・配布し、活用を図ることで、各学校において、児童・生徒が危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力の育成を促すことができた。 【生文ス局】 私立学校における防災力向上のための取組に対する支援を行った。	【教育庁】 各学校における防災教育の一層の推進	【教育庁】 防災教育教材「防災ノート～災害と安全～」のデジタル教材化を図る。 【生文ス局】 引き続き私立学校にデジタル版「防災ノート～災害と安全～」を届出し、都内私立学校の防災力向上のための取組に対する支援を図る。		小・中・ 区市町村 高: 都	教育庁 生活文化 スポーツ 局

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
2-1(4) 多様な交流機会の確保									
地域の居場所づくり									
83	◆児童館 ・地域の児童館では、遊びを通じて情操の涵養や健康づくりに取り組んでいます。 ・乳幼児から中高生までの居場所づくりを支援します。	—	・児童館数: 588館 (令和4年3月31日現在) ・東京都児童館等職員研修の実施 ・児童館環境整備事業補助 令和3年度実績: 11区市 ・東京都児童館等連絡協議会の開催 (令和3年度実績: 計2回 (書面開催))	児童館等職員の人材育成や質の向上を図り、また児童館の環境を整える上で必要な取組を支援することができた。	引き続き、各地域における児童館の整備や人材育成等を支援していく必要がある。	引き続き、各地域における児童館の整備や人材育成等を支援していく。		区市町村	福祉保健局
84	◆新・放課後子ども総合プラン ・学童クラブや放課後子供教室など、地域社会の中で、放課後に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。 ・放課後子供教室の実施を推進し、地域の人の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等、様々な機会を提供します。 ・区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業 (放課後児童健全育成事業) の供給体制の整備を支援し、就業などにより、保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図ります。	○	【福祉保健局】 ・福祉保健局、教育庁、区市町村職員で構成する「東京都放課後子供総合プラン推進委員会」を設置し、学童クラブや放課後子供教室の職員に対する研修事業等を実施 (令和3年度: 3回実施) ・年間250日以上開所する放課後子供教室との一体型として実施し、一定の要件を満たす学童クラブを「都型一体型学童クラブ」とし、運営費の一部補助を実施 (令和3年度: 2区市実施) ・学童クラブ数: 1,950クラブ 学童クラブ登録児童数: 119,640人 (いずれも令和3年5月1日現在) 【教育庁】 ・放課後子供教室: 1,258箇所、1,191小学校区で実施 (中核市含む)。 ・活動日数の充実や終了時間延長などの取組への支援、専門人材を活用した多様な活動プログラムを展開する等、各区市町村における放課後子供教室のさらなる充実を図った。	【福祉保健局】 ・研修等を通じて学童クラブや放課後子供教室等の活動を推進することができた。 ・また、学童クラブと放課後子供教室の一体的な実施に取り組む区市町村を支援することができた。 【教育庁】 各区市町村における放課後子供教室の実施設数の増加に加え、地域の実情に応じて、内容の充実も図られている。	【福祉保健局】 ・引き続き、各地域における学童クラブや放課後子供教室等の活動を推進する必要がある。 ・都型一体型学童クラブ事業については、引き続き、事業を実施する区市町村を支援していく必要がある。 【教育庁】 引き続き、放課後子供教室の実施設だけでなく質の充実 (終了時間の延長支援や多様なプログラムの展開等) も図りながら、人材育成のための研修機会や情報提供を充実させる取組を実施する。		区市町村	福祉保健局 教育庁	
自然体験・スポーツ・文化活動の推進									
85	◆青少年教育施設 (「東京スポーツ文化館」、「高尾の森わくわくビレッジ」) 青少年の自立と社会参画を支援するための施設として、文化・学習施設、スポーツ施設、野外活動施設、宿泊施設等を備えたユース・プラザを設置しています。	—	各施設の利用サービスの提供、それぞれの施設の特徴を生かしたユース・スクエア事業、社会教育事業や文化・スポーツ教室を実施し、広く都民に文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場を提供	施設面では、大人数の宿泊可能な施設を有し、青少年団体が様々な活動を行う機会と場を提供できている。事業面では、宿泊施設・スポーツ施設の稼働率が高く、貸館・宿泊事業は適切に運営されている	施設面では、青少年団体にとって活用しやすい施設に工夫できる余地がある。事業面では、今日の青少年の課題解決やインクルーシブの観点からの社会教育事業の見直しが必要	引き続き、広く都民に文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場を提供		都	教育庁
86	◆「地域スポーツクラブ」の設立・育成 ・子供から高齢者、障害のある人を含め、誰もが身近にスポーツに親しむことができる場である地域スポーツクラブの設立・育成を支援します。	—	56区市町村 147クラブ (23区: 70クラブ、24市: 68クラブ、4町: 4クラブ、5村: 5クラブ)	全区市町村への設置を目標とし、地域スポーツクラブの設立・育成等を総合的に支援してきており、区都は令和3年度末時点、全てについて地域スポーツクラブが設置済となった。	本事業は、地域住民が主体となる地域スポーツ推進の仕組みを構築するものであり、設置拡大に向けては、地域の実情に即した課題もある。	設置後のクラブの運営に対して支援を行うとともに、令和4年度から総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用を開始している。		都 区市町村	生活文化 スポーツ局
87	◆子供向け舞台芸術参加・体験プログラム 子供たちが舞台芸術に親しみ、また芸術家とふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子供向け舞台芸術参加・体験プログラムを実施します。	—	伝統芸能 (こども芸能体験ひろば)、児童演劇 (ふれあいこどもまつり)、音楽 (子どもたちと芸術家の出あう街) の3つのプログラムを実施 ・こども芸能体験ひろば メイン公演・ワークショップ 241人 アウトリーチ 189人 ・ふれあいこどもまつり メイン公演・ワークショップ 2,808人 アウトリーチ 1,985人 ・子どもたちと芸術家の出あう街 メイン公演・ワークショップ 1,220人 アウトリーチ 387人	令和3年度は参加者同士の関係をあけるため定員を減らすなど、コロナ対策に留意しながら実施した。コロナ禍で直接芸術体験をする機会が減る中でも継続して子どもたちに芸術文化に触れる場を提供している。 ・こども芸能体験ひろばにおいては、近年、参加応募数は多く抽選となっており、伝統芸能を身近に感じられる重要な機会となっている。 ・ふれあいこどもまつりにおいては、昨年を上回る参加があった会場もあり、舞台芸術を通じて子どもたちの笑顔や心のケアにつながっている。 ・子どもたちと芸術家の出あう街においては、乳幼児から参加できる事業もあり、子どもたちが生演業に触れる機会となっている。	子どもたちの健康と安全を確保するため、感染症の流行状況を注視しながらの事業継続が必要となっている。	引き続き、公演等を企画・実施し、子供たちが舞台芸術に親しみ、芸術家とふれあうことができる機会を提供していく。		都	生活文化 スポーツ局
88	◆芸術文化を通じた子供たちの育成 ・子供たちに、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を制作・発表する機会を提供します。	○	ワークショップ参加者数 8,505人 鑑賞者数等 13,659人	・令和3年度に、子供関連事業を充実させるため、「子供のための伝統文化・芸能体験事業」「キッズ伝統芸能体験」「パフォーマンス・トーキョー」の規模を拡大した。	ワークショップ系の事業では、笛や尺八等マスクを外して演奏するものや、歌を歌うもの、創作ダンス等体が触れ合うもの、など新型コロナウイルスの感染状況によって、実施方法の変更を余儀なくされるものが多い。	今後とも、子供たちが芸術文化に触れる機会を多く提供していく。	「子供のための伝統文化・芸能体験事業」「キッズ伝統芸能体験」「パフォーマンス・トーキョー」の規模を拡大	都	生活文化 スポーツ局

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況		今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)				
社会参加・社会貢献活動の推進							
89	◆都立高校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施 ・人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、多様な体験活動や学習を通して、生徒の道徳性を養うとともに、よりよい生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成します。		(再掲 方針I : No.32)	(再掲 方針I : No.32)	(再掲 方針I : No.32)	都	教育庁
90	◆地域の底力再生事業助成について ・地域の課題を解決するために町会や自治会が行う取組を支援する事業において、青少年の健全育成活動を行う取組も助成の対象としています。	○	令和3年度は、年間で5回募集を行った。 ・助成対象事業数：522件	・本助成事業により、小中学生に地域の歴史と文化を伝える出張授業や、地域の方が講師役となった親子体験工作教室等、青少年の健全育成活動を行う町会・自治会を支援することができた。	引き続き、本助成事業により、町会・自治会が行う青少年健全育成活動を支援していく。	都	生活文化スポーツ局
91	◆おもてなし親善大使 ・おもてなしの心を持って外国人旅行者に東京の魅力を伝える中高生のボランティアを「おもてなし親善大使」とし、活動を支援しています。	-	・おもてなし親善大使を任命するとともに、これまでに任命したおもてなし親善大使を対象とし、活動及び研修を10テーマ21回実施し、延べ242名が参加した。	・次世代を担う中高生などの若い世代を「おもてなし親善大使」として任命し、様々な活動や研修を実施してきた。	・「おもてなし親善大使」の任命・育成を継続して実施していく。	都	産業労働局
3 社会的・職場的自立を支援に係る施策等一覧							
3-1(1) 就業能力・意欲の習得の促進							
就業能力・意欲の習得							
92	◆中学校の職場体験 ・全ての公立中学生が、地域の商店や地元の民間企業、公的施設等の職場で、仕事を体験する取組を進めます。	-	学習指導要領に位置付けられ、各区市町村で実施している。令和3年度はコロナ感染症拡大のため、一部の学校で代替の活動を実施した。	感染症拡大の状況を見て、可能な範囲で実施していく必要がある。	感染症拡大の状況を見て、可能な範囲で実施していく必要がある。	都 区市町村	教育庁
93	◆インターンシップ ・一部の都立高校においては、「人間と社会」における体験活動として、インターンシップを実施します。 ・国際ロータリークラブと連携したインターンシップ事業を実施します。	-	・キャリア教育年間指導計画(全体計画)を作成した。 ・東京都独自の教科「人間と社会」を実施した。 ・国際ロータリーと連携し、コロナ禍においてオンライン等を活用したインターンシップを実施した。	・高校生の勤労観、職業観を育成するために、国際ロータリーとの連携事業や、技能習得型インターンシップの実施等により、インターンシップの充実・拡大を図った。	・国際ロータリーと連携したインターンシップに関しては、感染症防止対策を踏まえた実施方法について協議を重ねる必要がある。	都	教育庁
94	◆企業・NPO等と連携した社会的・職場的自立支援教育プログラム ・都立高校生が、実社会に出て社会人・職人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けるためのプログラムを導入しています。	+	平成30年度から葛西工業高校、多摩工業高校にデュアルシステム科を追加設置し、令和3年3月に卒業生を輩出することができた。 対象校：普通科高校を中心とした139校 支援団体数：59団体 提供プログラム数：127プログラム	デュアルシステムで行った企業実習先の企業に就職する卒業生を輩出した。 都立高校生が社会や職業について、必要な能力等を身に付けることができる教育プログラムを引き続き普通科高校を中心に実施していく。	企業実習を行うことのできる企業を安定的に確保する必要がある。 令和4年度から高等学校で実施されている「総合的な探究の時間」に対応した課題解決の内容をプログラムを見直し、事業の充実を図る。	都	教育庁
3-1(2) 職業教育、職業訓練の充実							
専門学校							
95	◆国際関係に関する学科 ・様々な国や地域の文化等を学ぶ国際理解教育や英語などの外国語教育を通じて、調和のとれた国際感覚を身に付け、国際社会で活躍できる人間を育成する学科です。 ・国際高校では、多数の海外帰国生徒や在京外国人生徒が在学中、国際色豊かな教育環境や学校行事が特色です。国際高校には、海外大学進学を目指す「国際バカロレアコース」を設置しています。 ・大島海洋国際高校では「海洋国際科」として、「船」「海洋」「寄宿舍」という教育環境を生かし、実践的な海洋教育やグローバル人材の育成に力を入れています。(大島海洋国際高校では、国際社会で活躍できる海洋人材の育成を目指して令和3年4月からの学科改編を予定しています)【国際、大島海洋国際】	-	・新型コロナウイルス感染症対策に係るBCPのため、大島海洋国際高校の学科改編を1年後ろ倒しとして、令和4年3月からとした。	実習船や寄宿舍を活用した特色ある教育を実施した。	学科改編後の教育を円滑に進めていく必要がある。	都	教育庁
96	◆科学技術高校(科学技術科) ・技術者として生涯にわたる専門性を高めるために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っています。【科学技術、多摩科学技術】		(再掲 方針I : No.13)	(再掲 方針I : No.13)	(再掲 方針I : No.13)	都	教育庁
97	◆産業高校(産業界) ・生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と豊かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指すとうとする志あふれる人間を育成する教育を行っています。【船、八王子桑志】		(再掲 方針I : No.14)	(再掲 方針I : No.14)	(再掲 方針I : No.14)	都	教育庁
98	◆デュアルシステム科 ・学校と企業が協力をし、生徒を育成する職業教育を行っています。企業が必要とする実践的な技能・技術を企業実習等で身に付け、企業と生徒の合意があれば、卒業後に就業訓練を行った企業に就職することも可能で、より自分に合った職業(仕事)に就くことができます。【六郷工科、葛西工業、多摩工業】	-	平成30年度から葛西工業高校、多摩工業高校にデュアルシステム科を追加設置し、令和3年3月に卒業生を輩出することができた。	デュアルシステムで行った就業体験先の企業に就職する卒業生を輩出した。	企業実習を行うことのできる企業を安定的に確保する必要がある。	都	教育庁

No	事業内容（R 2年計画改定時）	事業の状況		今後の方向性（取組）	備考	実施主体	所管局	
		○：既存変更 △：終了 －：変更なし	令和3年度実績（事業の進捗状況）					これまでの事業の評価
99	◆進学型専門学校（ビジネスコミュニケーション科） ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っています。【千早、大田桜台】	—	（再掲 方針Ⅰ：No.15）	（再掲 方針Ⅰ：No.15）	（再掲 方針Ⅰ：No.15）	（再掲 方針Ⅰ：No.15）	都	教育庁
100	◆総合芸術高校（芸術科） 芸術の各分野において高度な専門性をもちつつ、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する教育を行っています。【総合芸術（音楽科、美術科、舞台表現科）】	—	・1校	芸術の各分野において高度な専門性をもちつつ、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する教育を実施	・総合芸術高校における学びの層の充実と更なる魅力の向上・発信	事業継続	都	教育庁
101	◇都立産業技術高等専門学校（荒川キャンパス） ・航空宇宙工学コースの2年生から5年生を対象に、航空整備技術を有し、かつ技術知識レベルの高度化に対応できる人材の育成を目的とした、航空技術者育成プログラムを開設しています。	—	・31名が本プログラムを履修し、8名の修了生を排出した（修了生の進路は進学4名（専攻科1名、航空機整備の専門学校1名、大学2名）、就職4名（航空機整備企業3名、航空機製造関連企業1名）である）。	・令和元年度の第1期生以降、22名の修了者を輩出。このうち12名が航空機整備企業への就職していることから非常に評価が高いことがわかる。 ・本校教員が作成した「航空計器構造及び基本技術を学ぶトレーナー」が、学生の立場にたった教材であると（公社）日本航空技術協会から評価され、「表彰審議会委員長特別賞」を受賞している。	・平準化され、毎年プログラムを順調に進めており、特にないと考える。	・引き続き、実践的な教育をブラッシュアップし、有用な人材を輩出していく。	東京都公立大学法人	総務局
産業界のニーズに応えるカリキュラム等の実施								
102	◆デュアルシステムの推進 ・学校と企業が協力して、生徒を育成する職業教育を行っています。企業が必要とする実践的な技能・技術を企業実習等で身に付け、企業と生徒の合意があれば、卒業後に就業訓練を行った企業に就職することも可能で、より自分に合った職業（仕事）に就くことができます。	—	デュアルシステム科以外でデュアルシステムを推進する工業高校において、短期インターンシップ、長期休業訓練等を実施した。	デュアルシステムで行った就業体験先の企業に就職する卒業生を輩出した。	企業実習を行うことのできる企業を安定的に確保する必要がある。	引き続きインターンシップや長期就業訓練を実施し、生徒の職業観の育成等に努めていく。	都	教育庁
103	◆都立高校と職業訓練機関との連携 ・職業能力開発センター等において、ものづくり教育及びものづくりを支える人材を育成するため、都立高校生を対象とした資格取得等の講座を実施しています。	—	【産業労働局】 ・高校生向け実習講座 370名 【教育庁】 ・都立高校生を対象として、48講座を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、26講座を実施した。	【産業労働局】 実習講座等を適切に実施 【教育庁】 都立高校生を対象として、都立高校の特色や実態に合わせ、高校では実施が困難な実習や資格取得等の講座を実施し、学習意欲の向上や知識・技術の習得につなげた。	【産業労働局】 ものづくり職種への就業意欲の喚起 【教育庁】 職業訓練機関と都立高校の組織的な連携の強化	【産業労働局】 ・継続実施 【教育庁】 ・都立高校の特色や実態に合わせ、高校では実施できない実習や資格取得等の講座を継続して実施する。	都	産業労働局 教育庁
104	◆企業〇日を含めた熟練技術者の活用 ・工業高校入学生のものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うため、熟練技術者による講演・実演等を行う「ものづくり人材育成プログラム」を実施します。	—	工業系高校全20校で実施した。各校の特色や学科の特徴、生徒、教員の実態に合わせ、熟練技術者や人間国宝による実演、講演を実施した。例）木材加工、金属加工、溶接技術、伝統工芸彫金技術、ものづくりに関する講演等	実習等の授業において、企業の技術者や専門家等を招へいし、知識・技術や職業観を育成した。	ものづくり教育に係る学校の施設、設備の老朽化・教員の知識、技術の継承、指導力の向上	工業系高校全20校において、熟練技術者等外部人材による生徒の実践的な知識や技術の向上のためのプログラムの開発や教員の指導力の向上を図る。	都	教育庁
複線型ものづくり人材育成ルートの構築								
105	◆都立産業技術高等専門学校 ・都立産業技術高等専門学校では、産業を支え、現代社会が抱える諸問題に実践的に取り組むことのできる「ものづくりスペシャリスト」を育成しています。ものづくり技術の修得を図るため、実技科目の時間には総開講単位数の約3割を配分しています。	—	・令和3年度は（令和2年度のような）遠隔授業を行うこともなく、カリキュラムに応じそう単位数の約3割の実験実習科目を提供し、「ものづくりスペシャリスト」の育成に寄与することができた。	・高専が「ものづくりスペシャリスト」「実践的技術者」を育成するためには、十分な実技実習を行うことが極めて重要であり、継続して3割程度実技科目の習得に費やしているということは十分に評価されている。	・社会の要求に即した内容を継続して提供することが高専として重要であると考ええる。	・継続して約3割の実技科目を配分する。実技内容については、産業や社会の要求に即した技術者の育成につながるものとして継続的に見直ししていく。	東京都公立大学法人	総務局
106	◆工業高校から高等専門学校への編入促進 ・都立工業高校から都立産業技術高等専門学校への編入枠を設定するとともに、編入学後の生徒が円滑に高専での学習に适应できるよう、入学予定者に数学等の補習を実施しています。	—	【教育庁】 工業科高校へ高等専門学校への編入について周知し、希望する生徒の編入について調整した。 【総務局】 ・編入学説明会を実施し、工業高校校長から5名の推薦を受け、令和4年度編入学生として品川キャンパス4名、荒川キャンパス1名の受入れを決定した。 ・編入学生には12月にガイダンスを実施するとともに12月から3月の期間、数学及び専門科目の補習授業により、入学後すぐに学習に適用できるような支援を行った。	【教育庁】 生徒の希望に沿った対応を実施 【総務局】 ・毎学コンスタントに1～5名の編入学生を受け入れており、直近5年間は編入学生が既定の年数（編入学後2年）で卒業していることにより、都立工業高校からの編入学促進については評価できる。	【総務局】 年度により編入希望者数の変動が大きく、また受入れも現行の学生数によるため必ずしも希望するコースに編入ができるわけではない。工業高校生の卒業後のキャリア拡大という意義がある本制度をうまく継続していきたい。	【教育庁】 引き続き、制度の周知を図るとともに、希望する生徒の編入について支援していく。 【総務局】 ・引き続き、校長会と連携し、編入学生を受け入れ、ガイダンスや補習授業等により円滑な学生生活に向けた支援を行う。	東京都公立大学法人	教育庁 総務局
職業訓練								
107	◆若年者に対する職業訓練の充実 ・30歳未満の若年者、フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練として若年者就業支援科を設置し、若年者の就業を支援しています。 ・高校中退者等、主に就業経験のない若年者を対象とした「ジョブセレクト科」を職業能力開発センター及び多摩職業能力開発センターに、また、主に就業経験の浅い若年者を対象とした「エン지니어基礎養成科」を横浜職業能力開発センターに、「電気制御基礎養成科」を多摩職業能力開発センターに設置し、ものづくり作業を通じて企業で行われている多様な仕事を理解し、自分を活かせる職種を見つけることで就業を支援しています。	—	①若年者就業支援科 定員60名 ②ジョブセレクト科 定員100名 ③エン지니어基礎養成科 定員60名 ④電気制御基礎養成科 定員60名 ①～④年間定員 280名	職業訓練を適切に実施	ニーズに応じた職業訓練の実施	継続実施	都	産業労働局

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
3-1(3) 様々な就業支援									
就業支援									
108	◆若者と企業のマッチング機会の確保 ・未内定の学生等に対して、中小企業とのマッチングの機会を提供し、正規雇用による安定した職業生活を支援します。 ・都内中小企業におけるインターンシップを展開し、学生等の中小企業への理解を促進します。	—	・若者ジョブマッチング事業: 4回開催、535人参加 ・学生インターンシップ支援事業: 535人参加 ・ものづくり中小企業魅力体験受入支援事業【奨励金支援実績 8,398人日】	学生等と中小企業とのマッチングやインターンシップの機会を提供し、正規雇用への支援や中小企業理解の促進に繋がっている。	各プログラムへの参加者数の確保	同規模で事業継続		都	産業労働局
109	◆新卒応援ハローワーク ・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの新卒者や概ね卒業後3年以内の未就職者を対象として、各種セミナー、職業相談、職業紹介等を実施し、新規学卒者が、未就業のままにならないよう、支援します。都内には3か所あります。 ・様々な就職支援を専門的に行う学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細かく支援します。	—	東京新卒応援ハローワーク・八王子新卒応援ハローワークにおいて大学院・大学・短大・高専・専修学校などの新卒者や概ね卒業後3年以内の未就職者を対象として、各種セミナー、職業相談、職業紹介等を実施し、新規学卒者が、未就業のままにならないよう、学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細かく支援を実施した。	《職業相談支援》 ・「1人にしない」「あきらめさせない」をコンセプトとした担当者制による職の見える個別支援 ・職業興味検査、職業適性検査の実施 ・各種セミナーの実施(企業研究の進め方・自己分析セミナー他) ・会社説明会、就職面接会等の実施 ・応募書類作成指導、面接指導、求人情報の提供、職業紹介 ・「JobTag」(日本版O-NET)を活用した職業相談、職業指導 ・Twitter、HPによる情報発信等 新規学卒者等に対する就職支援ができています。	・TwitterやHP、ポスターやリーフレット等の配布、説明会、面接会において周知等を積極的にやっているが、新卒応援ハローワークという事業の認知度が思うように上がっておらず、今後の効果的な広報の取組が課題となっている。 ・少子化が進む中で、新規学校卒業予定者減少の影響も受け、新卒応援ハローワークの利用者数も年々減少傾向にある。当該未利用者等をどのようにして開拓していくかが今後の課題である。	令和3年度に行ってきた支援を引き続き実施していく中で、SNS等を活用し、当該施設及び支援内容を積極的に周知していく。		都(東京労働局)	—
110	◆わかものハローワーク ・正規雇用を目指す若者等(概ね35歳未満の者)を対象として、各種セミナー、ジョブクラブ(就活応援隊)、職業相談、職業紹介等を実施します。「わかもの」をトータルにサポートするハローワークとして都内には3か所あります。 ・様々な就職支援を専門的に行う学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細やかな支援をします。	—	都内3か所の「わかものハローワーク」(東京(渋谷)・新宿・目黒区)において、個別担当者制による職業相談・職業紹介を中心に、各種セミナーや共通の悩みなどを抱える仲間との経験交流等を内容とするジョブクラブの開催、適職診断など、若者専門支援施設ならではの支援を実施した。	新型コロナウイルスの影響も少なくなってきたため、来所者数は戻りつつある中、個別担当者制による職業相談・職業紹介を中心に、若者専門支援施設ならではの支援ができています。	・少子化が進む中で、若年者減少の影響も受け、わかものハローワークの利用者数も年々減少傾向にある。当該施設未利用者等をどのようにして開拓していくかが今後の課題である。	令和3年度に行ってきた支援を引き続き実施していく中で、オンライン職業相談を活用し当該施設及び支援内容を積極的に周知していく。		都(東京労働局)	—
111	◆東京しごとセンターヤングコーナー ・若年者の就職支援のワンストップ窓口として、就職活動の各段階に応じてきめ細かく支援します。 ・カウンセリング、セミナー及び各種イベントに加え、ハローワーク 飯田橋U-35と連携し、職業相談や職業紹介を行います。	—	・東京しごとセンターヤングコーナー 令和3年度新規登録者数: 5,942人、延べ利用者数: 39,998人	若年者の職業意識の形成を図り、個々の状況に応じたカウンセリングや能力開発等を実施して就職支援を行っている。	しごとセンターの認知度向上と登録者数確保	継続、時々の若年求職者が置かれた雇用環境及び社会・経済状況に応じた支援策を開発、提供していく。		都	産業労働局
112	◆起業支援 ・若者を対象としたビジネスプランコンテストを開催するなど、若手起業家を育成するとともに、成功事例を広く発信し、起業に挑戦する機運を高め、起業する人材の裾野を広げます。 ・次代を担う小中学生が、起業を身近に感じ、将来の職業の選択ができるような環境作りに向けて、学校での起業家教育の支援や、学校以外でも起業を学ぶことができるイベントを行います。 ・起業を目指す高校生に対し、起業に必要なスキル・知識をテーマにした育成プログラム、専門的な実践的な講義やメンタリングを内容とする養成プログラムを行い、起業の機運を醸成していきます。 ・若者等による地域に根差した創業を支援するため、低金利・無担保の融資や地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供します。	○	・ビジネスプランコンテスト 応募1,047件 ファイナリスト10者を決定 ・ビジネススクール 40回開催 延べ1737名出席 ・小中学生起業家教育 支援校11校を決定 体験イベントは74名が参加 ・高校生起業家プログラム キックオフイベント及び育成講座をオンライン開催し、502名が参加した。 養成プログラムは申込25件、そのうち11グループ(13名)を採択 ・令和3年度融資件数 110件 ※支援対象である女性、若者、シニアのうち、若者の融資件数	・小中学生起業家教育/高校生起業家プログラム イベントにおいては定員を上回る申し込みがあり、起業家教育への関心の高まりを感じさせている。 ・融資件数は令和2年度96件、令和3年度110件と、堅調に増加している。 ※支援対象である女性、若者、シニアのうち、若者の融資件数	・ビジネスプランコンテスト/ビジネススクール エントリー数の伸び悩み、コンテスト不通過者やコンテスト以降の支援不足が課題となっている。 ・小中学生起業家教育 イベントの定員よりも多くの参加希望がある。また、1日限りのイベントに物足りなさを感じる参加者も一定数いる。 ・高校生起業家養成プログラム 講座をオンラインで実施したところ、オフラインでも実施し、交流を促したいとの希望があった。また、事業の対象者が高校生で時間的であるため、広報の充実が必要である。 ・融資実施期間が令和5年度で終了する。	・ビジネスプランコンテスト/ビジネススクール 一人でも多くの若者が事業の創出に挑戦できるよう、継続して実施。 令和5年度は、年度当初からの募集広報によるエントリー数拡大、醸成事業の対象をセミファイナリストまで拡大し、コンテスト後も法人化に向けた支援を継続する。 ・小中学生起業家教育 支援校を10校程度増設して、プログラムの策定を支援するとともにプログラム実施校のアフターフォローも併せて実施。加えて、アイデアの創出からブラッシュアップなどをメインとしたプログラムを新たに行う。 ・高校生起業家プログラム 令和5年度はキックオフイベント及び各種講座をリアルでも開催予定。また、起業家の裾野を広げるため、戦略的な広報を強化する。 ・融資実施期間最終年度に向けて、現行の融資事業を着実に継続する。		都	産業労働局
113	◇就業支援(平成29年度より開始) ・青年農業者の育成・指導に取り組み、都内の先進的農業者を「東京都指導農業者」として都知事が認定し、東京農業者の担い手育成活動を推進しています。 ・青年農業者等育成センター(公財)東京都農林水産振興財団を指定)に、「就業コンシェルジュ」を設置し、女性の就業相談や指導農業者等を講師とする研修を実施しています。	—	就業支援のために、指導農業者の認定など担い手の育成活動や各種研修を実施した。 指導農業者の認定 8名 農業者研修 23回 農業技術研修 12回 都立の農業高校生等の都内農業者体験 6回	都内の多くの農業者が盛んな区市町村、経営分野毎の指導農業者の認定が進んでおり、指導農業者による農業研修が進んでいる。	自治体により就業希望者への農地のあっせんや受け入れの条件が異なることから、それぞれの対応が求められる。	今後も指導農業者の認定、農業研修の実施による担い手育成を進め、(公財)東京都農林水産振興財団にて、女性にも配慮した相談を実施していくことで、就業支援を推進する。		都	産業労働局

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
3- (4) 社会生活において必要な知識の付与									
社会形成への参画支援									
114	◆法に関する教育の推進 ・小・中学校の社会科、高校の公民科を中心に民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、勤労の権利と義務についての教育を実施します。 ・消費者としての知識や態度を身に付けるため、社会科や家庭科を中心に、子供の発達段階に応じた指導等を行います。	—	(小・中学校) ・小・中学校では、学習指導要領に基づき、社会科、家庭科、技術・家庭科〔家庭分野〕、特別の教科 道徳及び特別活動の学習において、法に関する教育にかかわる内容を指導している。また、消費者教育に関わる内容については、社会科、家庭科、技術・家庭科〔家庭分野〕の学習において指導を行っている。 (高校) ○学習用リーフレットや選考発力カードの作成 ○消費者教育に関わる教員を対象に消費者教育連絡会を実施	(小・中学校) ・区市町村教育委員会への情報提供が適宜行われている。 (高校) ○教員向けセミナー及びリーフレット等の作成により、法に関する教育を充実 ○消費者教育推進校及び消費者教育連絡会の実施により教員の指導力の向上	(小・中学校) ・法に関する教育の推進を図るために、引き続き国や東京都及び東京都教育委員会の法に関する教育に関わる主な事業や区市町村教育委員会を対象に、年3回程度情報提供を行う。 (高校) ●法に関する教育の要となる充実 ●各学校における消費者教育についての理解の浸透	(小・中学校) ・国や東京都及び東京都教育委員会の法に関する教育に関わる主な事業や区市町村教育委員会を対象に、年3回程度情報提供を行う。 ・法務省が実施する法教育フォーラム等の開催についての周知及び実践報告者の推進等を行う。 (高校) ○学習用教材及び教員研修等の実施により、法に関する教育の更なる充実 ○関係局等と連携し、更なる消費者教育の推進		都	教育庁
115	◆消費者教育 ・学校等に講師を派遣し、インターネットやスマートフォンの利用に伴うトラブルや悪質商法による被害の防止等をテーマとした出前講座を実施します。 ・学校で消費者教育に関わる教員向けの情報提供誌を発行するとともに、授業で活用できる教材を作成し提供します。	—	○学校向け出前講座 65回(内訳: 小学校11回、中学校9回、高校18回、特支9回、専修学校6回、大学12回) 7,362名 ○教員向け情報提供誌「わたしは消費者」 4回発行、各4,300部(都HPにも掲載) ○消費者教育教材 ○消費生活「大人になる君へ 社会で役立つ契約知識」を作成し、都内高等学校及び区市町村消費生活センター等に配布 ・小学校高学年向け「東京☆SDGs☆学園☆買い物で世界の未来を築こう!」を作成し、都内小学校及び区市町村消費生活センター等に配布	○学校等に講師を派遣し、インターネットやスマートフォンの利用に伴うトラブルや悪質商法による被害の防止等をテーマとした出前講座を実施している。 ○消費者教育コーディネーター制度を活用し、各校からの個別の要望に対応した講座を展開している。 ○「わたしは消費者」については、消費生活に関する課題や教材・出前講座の活用事例を掲載し、学校で消費者教育に役立つ情報を提供した。 ○消費者教育教材については、各対象に応じた様々なWEB読本やDVD教材を作成、配布し、学習の一助とすることができた。また、教員向け講座で教材の使用法等について解説し、教材活用の周知を図っている。	○成年年齢引下げに伴い懸念される消費者被害の低年齢化に対応するため、これまで取り組んできた高校での消費者教育を教育現場に定着させることはもとより、義務教育においても成長段階に応じた消費者教育の機会を確実に提供する必要があります。 ○「わたしは消費者」では、消費生活に関する新たな課題や消費者教育に関する実践的な情報を取り上げ、適時に提供していく必要がある。 ○消費者教育教材については、学校の実情・ニーズを踏まえた教材を作成するとともに、学校における活用促進を図っていく必要がある。	○出前講座においては、高校・中学校等における消費者教育への理解を深めるため、学校教育部門や区市町村などとも連携を強化しながら、より効果的な啓発活動を進める。 ○教員向け情報提供誌「わたしは消費者」について、消費生活上の新たな課題に関する情報や消費者教育実践事例の情報を提供し、学校における消費者教育に関わる教員を支援する。 ○消費者教育教材については、成年年齢引下げを踏まえ、学校で活用できる消費者教育教材(WEB読本、DVD教材)を作成、配布し、消費者被害の防止と主体的に選択・行動できる消費者の育成を図る。		都	生活文化スポーツ局
116	◆労働法制の普及等に関する取組 ・大学、短大等が学生の就職支援等を目的に開催する労働法の基礎知識に関するセミナー等に、講師を派遣し、労働法制の啓発普及に取り組みます。	—	大学、短大等が学生の就職支援等を目的に開催する労働法の基礎知識に関するセミナー等に、職員を派遣して講義を行い、労働法制に関する啓発普及に取り組んだ。	・大学のキャリアセンターとの連携による各種セミナー等において、令和3年度版「就活必修・労働法」を知ってほしい法律と相談窓口」(東京都産業労働局発行)、「これってあり?〜みんなが知って役立つ労働法Q&A」(厚生労働省発行)、「JOBCATALOG2021」(厚生労働省発行)等を用いて、労働法制に関する啓発普及に取り組む、一定の効果ができていると思われる。	HPや新卒応援ハローワーク等でも周知しているが、さらなる啓発普及につながるように、大学キャリアセンターとの連携によるセミナー等の実施回数を増やしていく必要がある。	令和3年度に行ってきた啓発普及を引き続き実施していく。		国(東京労働局)	—
117	・就職活動やアルバイトを行う学生・生徒を対象に、必要な労働関係法令の解説や相談窓口を記載した冊子の発行や、アルバイト先のトラブル事例の紹介を通じ法令を分かりやすく紹介した動画を配信するなど、普及啓発に取り組みます。	—	・高校生向け冊子「これだけは知っておきたい働くときの知識」77,100部 ・大学生向け冊子「就活必修・労働法」101,000部 ・大学1年生等アルバイト留意点普及啓発リーフレット100,000部 ・悪質なアルバイトに関する啓発ポスター2,300部	・冊子に関して、高校及び大学・専門学校等に活用状況のアンケートを実施し、高校の7割、大学・専門学校等の9割ほどで「活用している」との回答を得ている。 ・労働法動画は、総計200万回以上の視聴数があり、簡便に労働法を学ぶツールとして広く普及している	・冊子で紹介する労働法は基本項目に限られているため、実践例を踏まえた内容についても啓発していきたい	左記発行物による普及啓発を引き続き実施します。		都	産業労働局
犯罪被害の防止のための普及啓発等									
118	◆インターネット等を利用した犯罪対策 ・インターネット等を利用した犯罪に巻き込まれるおそれのある若手社会人、高齢者等を対象とした被害及び加害行為の防止並びにネットリテラシー向上のための啓発講習等を実施します。	△	—	—	—	—		都	警視庁 生活文化スポーツ局
119	◆女性に対する犯罪の防止対策 ・関係機関等と連携し、DV・ストーカー、痴漢、盗撮等の被害防止に向けて、注意すべき事項や被害防止のポイント及び被害を受けた際の相談・連絡先を記載したリーフレットを作成・配布するほか、女性が集まる場(大学、専門学校等)での具体的被害防止講習を開催するなど、広く注意喚起します。	—	【警視庁】 各種被害防止に関するリーフレット等を活用した防犯教室や、警視庁防犯アプリ「DigiPolice」等を活用した注意喚起を実施。 【生文事務局】 【被害防止リーフレット】 被害防止リーフレットについては10万部印刷し、区市町村、警察署、大学、短期大学、専門学校計447箇所(計98,950部)配布、残余分においても学校からの追加要望や女性被害防止講習等において活用 【講習会】 契約回数20回のうち、9回を実施。受講者人数は1128人	【警視庁】 警視庁防犯アプリ等の活用により、被害防止活動を実施できた。 【生文事務局】 【被害防止リーフレット】 被害防止リーフレットは女性が犯罪に遭いやすい事案をコンパクトに、分かりやすく掲載していることから、配布している学校等から追加要求の問い合わせがあるなど、大変ニーズのあるリーフレットとなっている。 【講習会】 コロナウイルス感染拡大の影響を受け実施回数は減っているが、被害の現状や具体的な防止策等を学ぶことから、受講者からは講演内容につき「大変勉強になった」等、講演内容について高評価を頂いている。	【警視庁】 警視庁防犯アプリ利用者の更なる拡大 【生文事務局】 【講習会】 講習会に関する認知度の向上	【警視庁】 引き続き、各種被害防止に向けた広報啓発活動に努める。 【生文事務局】 【女性被害防止リーフレット】 被害防止リーフレットについては、内容を更新するとともに印刷部数を13万部に増加。また、18歳になる高校3年生にも周知を図るため、都内の女子高校等への配布拡充を実施。 【講習会】 警察署や区市町村の関連機関など、各方面への広報活動による実施回数を増やす。		都	警視庁 生活文化スポーツ局

No	事業内容（R2年計画改定時）	事業の状況		今後の事業の計画	事業の課題	今後の方向性（取組）	備考	実施主体	所管局
		○：既存変更 △：終了 －：変更なし	令和3年度実績（事業の進捗状況）						
4 学びの機会の確保に係る施策等一覧									
4-1（1）就園・就学支援									
就園支援									
120	◆私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 ・幼稚園教育の振興と充実を図るため、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。	—	・令和3年度補助実績 2,940,168千円	・区市町村を通じて、私立幼稚園等に在籍する保護者の保育料等の負担を軽減できた。	・国の幼児教育無償化制度に上乗せして補助を行っているが、国の補助上限額が都内私立幼稚園保育料の平均より低いため、都の財政負担が大きい。	・国へ幼児教育無償化制度の拡充を要望するとともに、引き続き区市町村が行う、私立幼稚園等に在籍する保護者への保育料等の負担軽減事業への支援を図る。		区市町村	生活文化スポーツ局
就学支援									
121	◆就学援助 ・経済的理由によって小学校又は中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、区市町村が、学用品費・給食費・医療費等の就学援助事業を行っています。申込手続、援助内容等は各区市町村により異なります。	—	・学校教育法第19条の規定を受け、各区市町村が学用品等に對する就学援助を実施している。	・各区市町村が学用品等に對する就学援助を実施している。		引き続き、各区市町村において就学援助を実施していく。		区市町村	教育庁
122	◆特別支援教育就学奨励費 ・特別支援学校への就学のために保護者等が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて支給します。保護者の負担を軽減することにより、特別支援教育を普及奨励し、教育の機会均等を実現することを目的としています。 ・東京都では、「国庫補助金の対象となる「国庫補助事業（国が半額を補助）」と、これに加えて都が独自に実施する「都単独事業」を実施しています。	—	支給実績：10,880人（内訳：都立特別支援学校10,488人、区立特別支援学校392人）	特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、都内の特別支援学校に在学する児童等の保護者等の就学に係る経済的負担を軽減し、適正な就学の促進を図った。	特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、都内の特別支援学校に在学する児童等の保護者等の就学に係る経済的負担を軽減し、今後適正な就学の促進を図っている。	・国の就学奨励事業に準拠して適正に実施		小・中・区市町村高：都	教育庁
123	◆就学支援金 ・国公立を問わず、高等学校に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、授業料に充てるため、国が、高等学校等就学支援金を支給する制度です。 ・私立の高等学校及び独立の高等専門学校においては、授業料等の経済的負担が重いことを踏まえ、世帯の収入に応じて、就学支援金を加算して支給されます。 ・私立の高等学校においては、授業料等の経済的負担が重いことを踏まえ、私立学校等に通う低所得世帯等の生徒に対しては、世帯の収入に応じて、就学支援金を加算して支給されます。また、都立産業技術高等専門学校においても同様の仕組みとなっています。 ・就学支援金は、簡便かつ確実に授業料負担を軽減できるように、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料又はその一部と相殺する仕組みになっています。	○	【教育庁】 ・都立高校等の支給実績：合計97,298人（内訳：全日制（中等教育学校後期課程含む）87,785人、定時制8,467人、通信制1,046人） ・特別支援学校の支給実績：合計3,779人 【生文ス局】 ・私立高校等に一定の収入額未満の世帯の生徒の授業料負担を軽減できた。 【総務局】 20,796,503千円 実績額：109,792千円	【教育庁】 申請漏れ等による不支給防止のため、生徒・保護者への制度周知を徹底し、確実な支援を図っている。 【生文ス局】 ・私立高校等に一定の収入額未満の世帯の生徒の授業料負担を軽減できた。 【総務局】 令和3年度実績額：112,489千円	【教育庁】 令和5年度から就学支援金制度内に家計急変世帯への支援の仕組みが創設される。 【生文ス局】 ・保護者負担の一層の軽減を図るためには、支給時期の早期化が必要である。 【総務局】 令和5年度から、制度内に創設される家計急変世帯への支援の仕組みに対応する。	【教育庁】 効果的なオンライン申請のあり方について検討を進め、引き続き申請手続きの簡素化を図る。 令和5年度から創設される家計急変世帯への支援も含め、引き続き周知徹底を図る。 【生文ス局】 ・D×を活用した申請及び審査手続きを検討し、補助金支給の早期化を図るとともに、引き続き私立高校等に一定の収入額未満の世帯の生徒への支援を、国の制度に基づき継続する。 【総務局】 オンライン申請の導入により、申請手続きの簡素化を図る。		都	教育庁 生活文化スポーツ局 総務局
124	◆学び直しへの支援 ・高等学校を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過した後も、卒業までの間（最長2年）、継続して授業料の支援を行う国の制度があります。	○	【教育庁】 ・都立高校等の支給実績：合計314人（内訳：全日制（中等教育学校後期課程含む）13人、定時制198人、通信制103人） ・特別支援学校の支給実績：合計3人 【生文ス局】 ・私立高校等で学び直す一定の収入額未満の世帯の生徒の授業料負担を軽減できた。 【総務局】 32,111千円 実績額：実績無（該当者0）	【教育庁】 申請漏れ等による不支給防止のため、生徒・保護者への制度周知を徹底し、確実な支援を図っている。 【生文ス局】 ・私立高校等で学び直す一定の収入額未満の世帯の生徒の授業料負担を軽減できた。 【総務局】 令和2年度実績額：実績無（該当者0）	【教育庁】 令和5年度から学び直し支援金制度内に家計急変世帯への支援の仕組みが創設される。 【生文ス局】 ・制度が複雑であり、事務手続きが煩雑となっている。 【総務局】 令和5年度から、制度内に創設される家計急変世帯への支援の仕組みに対応する。	【教育庁】 効果的なオンライン申請のあり方について検討を進め、引き続き申請手続きの簡素化を図る。 令和5年度から創設される家計急変世帯への支援も含め、引き続き周知徹底を図る。 【生文ス局】 ・オンライン申請の導入を検討するとともに、引き続き私立高校等で学び直す場合の支援を、国の制度に基づき継続する。 【総務局】 オンライン申請の導入により、申請手続きの簡素化を図る。		都	教育庁 生活文化スポーツ局 総務局
125	◆高校生等のための奨学給付金 ・全ての意欲ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、教科書・教材、学用品・通学用品、入学学用品費等）の負担を軽減するため、高校生等がいる生活保護受給世帯及び区市町村民税所得割額非課税世帯を対象に、申請に基づき、奨学のための給付金を支給する制度です。	○	【教育庁】 令和2年度から、家計急変により住民税所得割が非課税相当の世帯への支援を開始 ・支給実績：合計14,906件 （内訳：生活保護受給世帯2,935件、非課税第1世帯7,634件、非課税第2世帯4,337件） 【生文ス局】 ・公益財団法人東京都私学財団を通じて、私立高校等に一定の収入額未満の世帯の生徒の授業料以外を軽減できた。 【総務局】 1,196,152千円 実績額：6,502千円	【教育庁】 生徒・保護者への制度周知を徹底し、必要な世帯への確実な支援を図っている。給付額の一部増額により、非課税世帯の一層の負担軽減につながった。 【生文ス局】 ・公益財団法人東京都私学財団を通じて、私立高校等に一定の収入額未満の世帯の生徒の授業料以外を軽減できた。 【総務局】 令和2年度実績額：6,112千円	【教育庁】 令和3年度から開始した新入生への一部早期給付について、制度定着に向けて引き続き周知徹底を図る必要がある。 【生文ス局】 ・保護者負担の一層の軽減を図るためには、支給時期の早期化が必要である。 【総務局】 令和5年度から開始した新入生向けの前倒し給付の認知度向上を図る。	【教育庁】 引き続き、制度周知を徹底することにより、必要な給付を行っていく。 【生文ス局】 ・D×を活用した申請及び審査手続きを検討し、補助金支給の早期化を図るとともに、引き続き公益財団法人東京都私学財団を通じて私立高校等に一定の収入額未満の世帯の生徒への支援を図る。 【総務局】 今後も継続して取組を実施する。		都	公益財団法人東京都私学財団 教育庁 生活文化スポーツ局
126	◆家計急変世帯への支援 ・保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が減少し、低所得となった世帯に対し、授業料減免により緊急の支援を行う制度があります。	○	【教育庁】 ・都立高校等の支給実績：8人（全日制） ・特別支援学校の支給実績なし 【総務局】 実績額：実績無（該当者0）	【教育庁】 生徒・保護者への制度周知を徹底し、家計急変世帯への確実な支援を図っている。 【総務局】 令和2年度実績額：14千円	【教育庁】 令和5年度から就学支援金及び学び直し支援金制度内に家計急変世帯への支援の仕組みが創設されることを踏まえ、本制度（家計急変世帯に対する授業料減免）のあり方について検討する必要がある。	【教育庁】 左記課題について整理の上、引き続き家計急変世帯への支援に取り組んでいく。 【総務局】 就学支援金制度との統合により、制度廃止。		都 東京都立大学法人	教育庁 総務局
127	◆私立高校等授業料軽減助成事業 ・私立高校等への修学にかかる保護者負担を軽減するため、公益財団法人東京都私学財団が行う授業料軽減事業助成等の経費を補助します。	—	・令和3年度補助実績 11,381,336千円	・公益財団法人東京都私学財団を通じて、私立高校等に一定の収入額未満の世帯の生徒の授業料負担を軽減できた。	・保護者負担の一層の軽減を図るためには、支給時期の早期化が必要である。	・D×を活用した申請及び審査手続きを検討し、補助金支給の早期化を図るとともに、引き続き公益財団法人東京都私学財団を通じて私立高校等に一定の収入額未満の世帯の生徒への支援を図る。		公益財団法人東京都私学財団	生活文化スポーツ局

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
128	◇多子世帯への授業料支援 ・高等学校等就学支援金の対象外となる世帯のうち、保護者の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯の高等学校等に就学する生徒・学生に対し、授業料の一部を支援する制度です	○	【教育庁】 ・都立高校等の減免実績：合計9,058人 (内訳：全日制(中等教育学校後期課程含む)8,810人、 定時制17人、通信制31人) ・特別支援学校の減免実績：31人 【生文ス局】 ・私立以外の国立公立学校の減免実績：190人 【生文ス局】 ・令和3年度補助実績 350,698千円 【総務局】 実績額：3,094千円	【教育庁】 生徒・保護者への制度周知を徹底し、多子世帯への確実な支援を図っている。 【生文ス局】 ・私立高校等に通う多子世帯の生徒の授業料負担を軽減できた。 【総務局】 令和2年度実績額：2,390千円	【教育庁】 令和2年度に開始した制度であり、制度定着に向けて引き続き周知徹底を図る必要がある。 【生文ス局】 ・申請を紙で行っており、生徒の負担となっている。	【教育庁】 令和3年度から、都立以外の国立公立学校に子が在籍する世帯に対しても、授業料の一部の支援を開始 【生文ス局】 ・オンライン申請の導入を検討するとともに、引き続き私立高校等に通う多子世帯への支援を図る。 【総務局】 今後も継続して取組を実施する。	【教育庁】 令和3年度から、都立以外の国立公立学校に子が在籍する世帯に対しても、授業料の一部の支援を開始 【生文ス局】 ・令和3年度から東京都以外の自治体が認可している私立通信制高校の生徒保護者に対する授業料補助を開始	都 公益財団 法人東京 都私学財 団	教育庁 生活文化 スポーツ 局 総務局	
129	◇高等教育の修学支援新制度 ・真に支援が必要な低所得者世帯に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減するための国の制度です。	—	【福祉保健局】 令和3年度都立看護専門学校授業料等減免実績 前期 144人 10,550,300円 後期 142人 10,119,200円 【生文ス局】 ・私立専門学校(専門課程)に通う一定の収入額未満の世帯の生徒の授業料及び入学金の負担を軽減できた。 【総務局】 実績額：165,347千円	【福祉保健局】 都立看護専門学校において対象学生へ周知し、申請に基づき適切に授業料の減額免除を行っている。 【生文ス局】 ・私立専門学校(専門課程)に通う一定の収入額未満の世帯の生徒の授業料及び入学金の負担を軽減できた。 【総務局】 令和2年度実績額：137,535千円	【福祉保健局】 国制度に基づき対応する。 【生文ス局】 ・令和6年度からの法令及び制度改正に伴う支給対象範囲の拡充が予定されている。	【福祉保健局】 今後も修学支援の取組を継続する。 【生文ス局】 ・法令及び制度改正の内容を正確に把握した上で、新たに支給対象となった世帯・生徒に対しても、確実に支援を行っている。 【総務局】 今後も継続して取組を実施する。		国	福祉保健 局 生活文化 スポーツ 局 総務局	
130	◇私立高等学校等特別奨学金補助事業 ・私立高等学校等に在学する生徒の保護者に対し授業料軽減助成を実施している(公財)東京都私学財団に対して補助します。国の高等学校等就学支援金と合わせて都内私立高等学校平均授業料まで支援しています。	○	・令和3年度補助実績 11,985,311千円	・私立高校等に通う一定の収入額未満の世帯及び多子世帯の生徒の授業料負担を軽減できた。	・保護者負担の一層の軽減を図るためには、支給時期の早期化が必要である。	・DXを活用した申請及び審査手続きを検討し、補助金支給の早期化を図るとともに、引き続き私立高校等に通う一定の収入額未満の世帯及び多子世帯の生徒への支援を図る。	・令和3年度から東京都以外の自治体が認可している私立通信制高校の生徒保護者に対する授業料補助を開始	都 公益財団 法人東京 都私学財 団	生活文化 スポーツ 局	
奨学金等										
131	◇都立産業技術高等専門学校における給付型奨学金 ・家庭の経済状況が教育の格差につながることをないよう、保護者等の収入の状況に応じて、都立産業技術高等専門学校1~3年生に対し、授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援を行います。	—	実績額：25,209千円	令和2年度実績額：25,669千円		今後も継続して取組を実施する。		都	総務局	
132	◆東京都育英資金貸付事業 ・高等学校等に在学する都民で、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に対し、育英資金奨学金を無利子で貸し付ける制度です。	—	・令和3年度補助実績 169,140千円	・高等学校等に在学し、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者の教育を受ける機会を拡充に寄与できた。	・コロナ禍により、家計急変世帯への対応が引き続き必要である。	・家計急変世帯への対応として、特別募集を随時行うとともに、引き続き東京都育英資金貸付事業への支援を図る。		都 公益財団 法人東京 都私学財 団	生活文化 スポーツ 局	
133	◇都立高校における給付型奨学金による支援 ・家庭の経済状況にかかわらず、都立学校の生徒が主体的に学校生活に取り組み、自らの未来を切り拓いていく力を伸ばせるよう、学校行事や模擬試験、資格・検定試験等をはじめとした学校における教育活動に参加するために必要な経費を、現物支給による奨学金の形で支給します。	—	【教育庁】 ・令和2年度から、家計急変により住民税所得割が非課税相当又は住民税所得割額が85,500円未満相当の世帯への支援を開始 ・支給実績：合計23,482件 (内訳：生活保護受給世帯・住民税非課税世帯14,152件、住民税所得割額85,500円未満の世帯9,330件)	【教育庁】 生徒・保護者への制度周知を徹底し、必要な世帯への確実な支援を図っている。	【教育庁】 ・学校現場における制度の定着が十分に進んでいないことや、支給対象経費が限定されていること、支給方法等の事務処理が煩雑なことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より低い執行率に留まった。 ・令和4年度から開始した一人1台端末への補助金について、制度定着に向けて引き続き周知徹底を図る必要がある。	【教育庁】 支給対象経費の拡大等活用の幅を広げる対策をとるとともに、引き続き、制度活用について、学校への周知徹底を図り、必要な給付を行っていく。		都	教育庁	
134	◆大学生等への奨学金等 ・意欲と能力のある学生などが経済的理由により修学を断念することがないよう、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料免除への支援を行っています。	—	—	—	—	—	参照： https://www.jasso.go.jp/	国 独立行政 法人日本 学生支援 機構	—	
135	◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受講した際に受講費用の一部を支給するとともに、これを修了し、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。	—	事業実施自治体：36区市町村 支給実績：13件(都内全域)	平成30年度から36区市町村と横ばいであるが、令和4年度の受講開始時給付金の創設により、今後実績増が見込まれる。	引き続き、全区市町村での事業実施に向けて、事業実施促進を図る必要がある。	今後も目標の全区市町村での事業実施に向けて、技術支援を行う。	令和4年度より、従来からの修了時給付金及び合格時給付金に加え、受講開始時給付金を創設された。	区市、 町村は都 福祉保健 局		

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)						
4- (2) 障がい学習支援									
学習や進学への支援									
136	◆被保護者自立促進事業 ・生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助成を図ります。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小1～高校生の学習環境整備支援費(塾代)、大学等進学支援費(大学等受験料)等を補助しています。	—	・令和3年度現在、都内全ての実施主体において事業を実施している。 ※町村では都が実施し、中核市は実施主体から除かれる。 ・令和3年度は、次世代育成支援の特別事業「学習環境整備等支援費(小学1年生～小学3年生)」を選択事業に区分変更している。 ・「学習環境整備等支援費(中学3年生)」: 702件 ・「学習環境整備等支援費(小学1年生～中学2年生)」: 1,522件 ・「学習環境整備等支援費(高校1年生～高校2年生)」: 390件 ・「学習環境整備等支援費(高校3年生)」: 244件	・令和3年度現在、都内全ての実施主体において事業を実施している。 ※町村では都が実施し、中核市は実施主体から除かれる。	・各実施主体において事業の活用が進んでいる一方で、未だ十分に事業を活用できていない自治体も見受けられる。 ・令和2年度から実施している「スタディ・クーポン事業」は、実施自治体が2区市に留まっており、さらなる事業推進が求められている。	・事業の更なる活用を図るため、令和4年度には各区市福祉事務所でアンケート実施し、意見聴取した。これらを踏まえた事業区分の見直しや補助メニューの新設・見直し、有効な活用方法についての福祉事務所への周知等を行う。 ・令和2年度から実施している「スタディ・クーポン事業」が区市において推進されるよう、必要な情報提供等支援を行う。		区市、町村は都	福祉保健局
137	◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市(町村は都)において、生活困窮世帯の子供に対する学習支援や保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行います。	—	・令和3年度末現在、東京都内の当事業の実施自治体は、4.9自治体で、実施率は9.8%となっている。	・事業を実施していない自治体への働きかけを行うとともに、事業従事者の資質の向上をはかるため、研修を実施してきた。	・事業を実施していない自治体への働きかけ及び事業従事者の資質の向上	・引き続き当事業を実施していない自治体への働きかけを行うとともに、事業従事者の資質の向上をはかるため、研修を実施していく。		区市、町村は都	福祉保健局
138	◆ひとり親家庭等生活上事業 ・ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や子供の生活・学習支援を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。	—	1 子供の生活・学習支援事業 23区市 2 ひとり親生活支援事業 (1)相談支援事業、(2)家計管理・生活支援講習会等事業、(3)学習支援事業、(4)情報交換事業、(5)短期施設利用相談支援事業 12区市	事業実施自治体の推移 (子供の生活・学習支援事業/ひとり親生活支援事業) R1年度: 23区市(21区市/13区市) R2年度: 25区市(23区市/12区市) R3年度: 26区市(23区市/12区市)	引き続き、全区市町村(八王子を除く)での事業実施に向けて、事業実施促進を図る必要がある。	今後も目標の全区市町村(八王子を除く)での事業実施に向けて、技術支援を行う。		区市町村	福祉保健局
139	◆受験生チャレンジ支援貸付事業 ・学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援しています。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。	○	・貸付決定件数: 7,430件	・学習塾等の受講費用並びに高等学校及び大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援している。	・事業対象者への確実な広報・周知	・学習塾等の受講費用並びに高等学校及び大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付け、これらの子供を支援していく。 ・令和4年度より、貸付要件である収入基準を引き上げ、対象を拡大している。	・令和4年度より、貸付要件である収入基準を引き上げ、対象を拡大している。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局
140	◆地域未来塾 ・地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みづくりのもとで、放課後等の様々な学習支援活動を実施している区市町村を支援します。	—	・令和3年度は、30区市町村の実施地区に対して支援を行った。 ・対象校数621校(小学校365校、中学校249校、義務教育学校7校)	平成28年度に事業を開始し、実施の意向のあるすべての区市町村において地域未来塾が実施され、学習習慣の確立や基礎学力の定着等に一定の成果が報告されている。	未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進が課題である。	・区市町村に対して、引き続き「地域未来塾」の周知を図る。 ・実施を希望するすべての区市町村に対して支援を行う。		小・中・区市町村	教育庁
141	◇校内寺子屋 ・義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分でない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援するため、「学力向上研究校」として30校を指定し、実施しています。	—	・継続的に参加した生徒へのアンケート結果 「学習意欲が向上した」、「分からない問題が分かるようになった」、「基礎学力が向上した」等の質問項目において、70%を超える生徒が肯定的に回答	・過去2年間で、中途退学者数は、約1割減 ・過去2年間で、学業不振による中途退学者数は、約6割減 ・過去2年間で、学業不振による中途退学者の割合は、約6割減	・授業だけでは学力の定着が十分でない生徒への個別指導の対応の充実 ・対象生徒の学習への取組に対する一人一人のモチベーションの維持を図る工夫が必要 ・新型コロナウィルス感染症対策を施した事業の運営 ・入学者選抜では全日制課程の募集倍率1.0未満の学校が増加	・令和4年度に新たに30校指定し、義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分でない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援する。また、学習の支援をすることにより、学業不振による中途退学の防止につなげる。		都	教育庁

基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
1 困難な状況ごとの取組に係る施策等一覧									
1- (1) いじめ									
支援体制の整備									
1	◆「スクールカウンセラー」の全校配置 (小・中・高等学校) ・不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。	○	○都内公立学校にスクールカウンセラーを配置し、教育活動の改善等に役立てた。 (小学校1,274校、中学校622校、高等学校247課程) ○平成28年度から、都立高等学校全日制定時制それぞれに別途配置、昼夜間定時制に連2回配置、通信制課程に配置している。さらに、全配置校において年間勤務日数を35日から38日に拡充した。 ○令和2年度から、区市町村立学校172校において追加配置した。	○都内全小・中・高等学校がスクールカウンセラーを積極的に活用し、学校教育相談体制の充実に向け取り組んでいる。	○全員の面接の充実について相談しやすい環境を早期に構築するために、全員面接をできるだけ年度当初に実施する必要がある。 ○配置に必要な専門性をもった人材の継続的な確保についてスクールカウンセラーの配置拡充のみならず、都内各校におけるスクールカウンセラーを活用した教育相談体制の質的向上が必要である。	○令和4年度から、スクールカウンセラーの更なる活用方法を検討するため、都立学校及び小・中学校において勤務日数を増加する検証事業を実施する。	※事業内容を変更 ◆「スクールカウンセラー」の全校配置 (小・中・高等学校) ・不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。	小・中・区 市町村 高：都	教育庁
2	◆「スクールソーシャルワーカー」や「家庭と子供の支援員」による支援 (小・中学校) 学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。 ・家庭と子供の支援員 (民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など) が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。	-	○50区市町 (23区、25市、2町) にスクールソーシャルワーカーを配置した。 ○34区市町、385校に配置された919人の家庭と子供の支援員が、支援が必要な児童・生徒やその保護者に対し、アドバイスや情報提供等を行った。	○平成27年度から、都の負担に係る予算額を、前年度比の約2.6倍に拡充し、スクールソーシャルワーカーの配置を希望する全ての区市町村に対して、申請額の全額を補助することができた。 ○「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行うことができた。	○スクールソーシャルワーカーの配置拡充にもかかわらず、支援対象児童・生徒数が年々増加している傾向にあるため、児童・生徒一人一人に対して十分な支援を実現させるためには、更なる配置拡充が必要である。 ○「学校と家庭の支援員」は、児童・生徒間等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行うことが必要である。	○令和4年度から、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うため、小・中学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置支援を拡充する。 ○家庭と子供の支援員が、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携して効果的な支援を行うことができた事例を収集し、各学校に周知する。		区市町村	教育庁
3	◆「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」・24時間体制で、いじめ相談を含む、電話相談窓口を設置しています。	-	令和3年度の全電話相談回数は23,229回だった。(全国統一の「24時間子供SOSダイヤル」 「高校進級・進路・入学相談」等含む)	令和2年度から全電話相談回数は2,262回増加した。保護者からの相談は1,415回増加、子供本人は19回、その他659回増加した。	新たな社会的課題や都民ニーズの変化に対応するとともに、相談件数が増えたことに対応に苦慮する場面があった。	引き続き、相談者の話を丁寧に聴き、必要に応じて法令・通知を踏まえた助言を行う。		都	教育庁
4	◆学校問題解決サポートセンター 学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な問題について、公平・中立の立場で子供のことを第一に考えてよりよい解決策を提案します。	-	令和3年度の相談回数は906件、960回だった。そのうち保護者からの相談回数は813回だった。	相談回数はここ3年で最多の数であった。新型コロナウイルス感染症に伴い、学校行事の延期や縮小、対面授業での不安等、学校や教員に対する対応についての相談が増えたためだと考える。	新型コロナウイルス感染症に伴い、学校の対応や家庭の中での問題、子供の友人関係に不安を感じる保護者が多く、新たな問題の対応に苦慮した。	引き続き、心理職と協力し研修等を開催しながら相談員の対応力の向上を目指すと共に、定期的な圃や都からの情報等の共有を図っていく。		都	教育庁
5	◆都立学校「自立支援チーム」派遣事業 平成28年度から就労支援や福祉的支援の専門的知識・技術を持つユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を不登校や中途退学、進路未決定卒業生の課題を多く抱える都立学校を対象に自立支援チームを継続的に派遣し、個に応じた支援を実施しています。 ・また、上記以外の都立学校に対しては、学校からの要請に応じて自立支援チームを派遣し、多様かつ複雑な課題の早期解決に向けた支援を行っています。	-	不登校・中途退学等、課題を抱えた生徒に対し、不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等に係る取組を実施 ・対応人数：3,421人 ・対応案件総数：14,259件	本事業により都立学校へ派遣しているユースソーシャルワーカー等は、毎年3千人以上の生徒等に対応しており、都立学校からの「自立支援チーム」派遣事業への需要は高い。	不登校・中途退学の対応は、解決までに相当の時間を要するのに加え、外国籍生徒等への対応等複雑かつ困難な案件が増加傾向にある。 新型コロナウイルス感染症拡大による経済状況悪化により就労をはじめとした支援ニーズがさらに増加することが見込まれるため、高度な専門知識と豊かな支援経験を有する人材を確保し、迅速に課題の解決に取り組み支援する体制を整える必要がある。	不登校・中途退学、進路未決定に係る課題のある生徒に対して、引き続き、ユースソーシャルワーカー等による支援を学校とともに実施していく。		都	教育庁

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
学校における「いじめ総合対策」の推進									
6	<p>◆いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント</p> <p>○ポイント1 軽微ないじめも見逃さない (教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知)</p> <p>○ポイント2 教員一人では抱え込まず、学校一丸となって取り組む (「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応)</p> <p>○ポイント3 相談しやすい雰囲気の中で、いじめから子供を守り通す (学校教育相談体制の充実)</p> <p>○ポイント4 子供たちが自身が、いじめについて考え行動できるようにする (いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成)</p> <p>○ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る (保護者との信頼関係に基づく対応)</p> <p>○ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する (地域、関係機関等との連携)</p>	○	<p>○都内全公立学校における「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づくいじめ防止対策等を実施した。</p> <p>○「ふれあい月間」におけるいじめに関する調査を実施した(令和3年6月及び11月)。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症に関連するいじめ等を防止するために、漫画形式の教材を新たに開発し、東京都教育委員会ホームページに掲載した。</p>	<p>○約9割の学校が、「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知していると答えしており、特に小・中学校において見逃しがちないじめの認知が浸透した。</p> <p>○いじめられた児童・生徒の相談状況は、全校種において学級担任が一番多く、スクールカウンセラー等を積極的に活用した教育相談体制が充実した。</p> <p>○全ての学校で、「学校いじめ防止基本方針」をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得る取組を推進した。</p>	<p>○以下の2点の項目の実施校率が他項目より低い傾向にあり、取組の徹底を図る必要がある。</p> <p>①全教職員が、保護者等に対して、「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明することができるようにしている</p> <p>②学校サポートチームや事業に応じた関係機関の役割について、全教職員が理解している。</p>	<p>○多様性や互いのよさを認め合うことについて、日常の授業はもとより、家庭・地域等、様々な場を通して育む取組を充実する。</p> <p>○児童・生徒に、SOSを出す力、受け止める力を育むことに加え、相談できる大人を増やすという視点を重視した取組を推進する。</p> <p>○学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実する。</p>		小・中・区 市町村 高：都、区	教育庁
7	<p>◆四つの段階に応じた具体的な取組</p> <p>1 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～ (1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出 (2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底 (3) いじめを許さない指導の充実 (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成 (5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成</p> <p>2 早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～ (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知 (2) 子供の様子から初期段階で「見える化」できる学校づくり (3) 全ての教職員による子供の状況把握 (4) 子供たちの訴えを確実に受け止める体制の構築 (5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供と通報</p> <p>3 早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～ (1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底 (2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例 (3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例 (4) 重大事態につながらないようにするための対応 (5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援</p> <p>4 重大事態への対応～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～ (1) 重大事態発生の判断 (2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援 (3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援 (4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決 (5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告</p>	—	<p>○都内全公立学校における「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づくいじめ防止対策等を実施した。</p> <p>○「ふれあい月間」におけるいじめに関する調査の実施(令和3年6月及び11月)。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症に関連するいじめ等を防止するために、漫画形式の教材を新たに開発し、東京都教育委員会ホームページに掲載した。</p>	<p>○約9割の学校が、「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知していると答えしており、特に小・中学校において見逃しがちないじめの認知が浸透した。</p> <p>○いじめられた児童・生徒の相談状況は、全校種において学級担任が一番多く、スクールカウンセラー等を積極的に活用した教育相談体制が充実した。</p> <p>○全ての学校で、「学校いじめ防止基本方針」をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得る取組を推進した。</p>	<p>○以下の2点の項目の実施校率が他項目より低い傾向にあり、取組の徹底を図る必要がある。</p> <p>①全教職員が、保護者等に対して、「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明することができるようにしている</p> <p>②学校サポートチームや事業に応じた関係機関の役割について、全教職員が理解している。</p>	<p>○多様性や互いのよさを認め合うことについて、日常の授業はもとより、家庭・地域等、様々な場を通して育む取組を充実する。</p> <p>○児童・生徒に、SOSを出す力、受け止める力を育むことに加え、相談できる大人を増やすという視点を重視した取組を推進する。</p> <p>○学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実する。</p>		小・中・区 市町村 高：都	教育庁
教育委員会の取組									
8	<p>◆いじめ防止等の対策の推進に向けた指導資料の作成</p> <p>○いじめ防止のための「学習プログラム」 1 いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 2 互いの個性の理解 3 望ましい人間関係の構築 4 規範意識の醸成</p> <p>○いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」の作成</p> <p>1 「いじめ」の定義の理実な理解 2 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進 3 いじめ問題の解消に向けた組織的な取組 4 いじめを生まない環境づくり 5 いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携 6 「いじめ」の定義に基づきいじめの認知 7 いじめの早期発見のための情報共有 8 いじめの解消に向けて効果のあった取組</p>	—	<p>○都内全公立学校における「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づくいじめ防止対策等を実施した。</p> <p>○いじめ防止のための「学習プログラム」、いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」を活用し、各校でいじめ防止対策を推進した。</p>	<p>○約9割の学校が、「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知していると答えしており、特に小・中学校において見逃しがちないじめの認知が浸透した。</p> <p>○いじめられた児童・生徒の相談状況は、全校種において学級担任が一番多く、スクールカウンセラー等を積極的に活用した教育相談体制が充実した。</p> <p>○全ての学校で、「学校いじめ防止基本方針」をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得る取組を推進した。</p>	<p>○以下の2点の項目の実施校率が他項目より低い傾向にあり、取組の徹底を図る必要がある。</p> <p>①全教職員が、保護者等に対して、「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明することができるようにしている</p> <p>②学校サポートチームや事業に応じた関係機関の役割について、全教職員が理解している。</p>	<p>○多様性や互いのよさを認め合うことについて、日常の授業はもとより、家庭・地域等、様々な場を通して育む取組を充実する。</p> <p>○児童・生徒に、SOSを出す力、受け止める力を育むことに加え、相談できる大人を増やすという視点を重視した取組を推進する。</p> <p>○学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実する。</p>		都	教育庁
9	<p>◆「いじめ等の問題解決支援チーム」 ・学校だけでは解決困難な緊急性の高いいじめ等の問題に対し、少人数の専門家等による支援チームを結成し、学校や教育委員会等からの相談に対応します。</p>	—	<p>学校や教育委員会等からの相談を専門家につないだ回数は20件(個別相談会は16件、専門用から助言をを回答したものは3件、いじめ等の問題解決支援チームを派遣したのは1件)だった。</p>	<p>専門家につなぐ案件については「基準」に照らし合わせ、要領を得た聴き取りをし、随時、論点を整理して、管理職に報告した。</p>	<p>相談側が対応の趣旨を理解していない案件があった。</p>	<p>相談案件に応じて、専門家による助言が必要とされる案件については、積極的に対応していく。また、教育委員会等が出席する連絡会等で事業の取り組みを伝え、趣旨理解を図っていく。</p>		都	教育庁

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
10	◆「東京都いじめ問題対策連絡協議会」次の事項について協議します。 ・都、区市町村又は学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項 ・いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項 ・その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項	—	○令和4年1月に、東京都いじめ防止対策推進条例に基づく「東京都いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、都、区市町村又は学校におけるいじめ防止等の取組の現状と課題、関係機関及び団体の連携の状況、課題及び改善の方策について協議を行った。	○いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項について審議し、関係機関及び団体の連携を深めることができた。	○いじめの防止等に関する機関及び団体の連携をさらに強化する必要がある。	○条例に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項について協議する。		都	教育庁	
11	◆「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」 ・都教育委員会の諮問に応じ、都及び区市町村の教育委員会並びに公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申します。 ・教育委員会及び公立学校のいじめ防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、都教育委員会に意見を述べることができます。 ・都立学校においていじめ防止対策推進法に規定する重大事象が発生した場合には、調査を行い、その結果を都教育委員会に報告します。	—	○令和3年11月及び令和4年2月に、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を開催し、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、審議を行った。	○学校における「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の実効性を高めるために係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、審議を行った。	○「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を確実に推進するとともに、取組の成果と課題を不断に検証、評価して、その改善を図っていく必要がある。	○条例に基づき、都教育委員会の諮問に応じ、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、調査審議し、令和4年7月に答申する。		都	教育庁	
1- (2) 不登校・中途退学										
相談・支援体制										
12	◆「スクールカウンセラー」の全校配置 (小・中・高等学校) ・不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。		(再掲 方針Ⅱ: No. 1)	(再掲 方針Ⅱ: No. 1)	(再掲 方針Ⅱ: No. 1)	(再掲 方針Ⅱ: No. 1)	(再掲 方針Ⅱ: No. 1)		小・中: 区市町村 高: 都	教育庁
13	◆「スクールソーシャルワーカー」や「家庭と子供の支援員」による支援 (小・中学校) ・学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。 ・家庭と子供の支援員 (民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など) が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。		(再掲 方針Ⅱ: No. 2)	(再掲 方針Ⅱ: No. 2)	(再掲 方針Ⅱ: No. 2)	(再掲 方針Ⅱ: No. 2)	(再掲 方針Ⅱ: No. 2)		区市町村	教育庁
14	◆都立学校「自立支援チーム」派遣事業 平成28年度から就労支援や福祉的支援の専門的知識・技術を持つユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を不登校や中途退学、進路未決定卒業者の課題を多く抱える都立学校を対象に自立支援チームを継続的に派遣し、個に応じた支援を実施しています。 ・上記以外の都立学校に対しては、学校からの要請に応じて自立支援チームを派遣し、多様かつ複雑な課題の早期解決に向けた支援を行っています。 ・また、就労支援機関や若者支援機関と連携し生徒等の自立に向けた支援を行っています。		(再掲 方針Ⅱ: No. 5)	(再掲 方針Ⅱ: No. 5)	(再掲 方針Ⅱ: No. 5)	(再掲 方針Ⅱ: No. 5)	(再掲 方針Ⅱ: No. 5)		都	教育庁
15	◇NPO等と連携した学びのセーフティネット事業 ・不登校等、高校生活に困難を抱えている生徒や都立高校中途退学者等に対して、NPO等と連携した支援を行っています。	—	都内3か所での日常生活の中でよりどころとなる居場所 (支援場所) を提供するとともに、その場において、生徒同士の交流の機会の提供、進路相談・生活相談の実施、学習支援、就労に向けた支援等をNPO等の外部機関と連携するなど、個々の生徒等に応じたきめ細かい対応を行っている。 ・参加者数: 487人	学校生活に不安を抱えている生徒に対し、よりきめ細かな支援ができるよう、自立支援チームと緊密に連携していく。	支援が必要なヤングケアラーへの対応及び現行3地区では交通アクセスの関係からアプローチしづらい城南地区の生徒のために新たな居場所 (支援場所) を提供し、より一層支援を充実させる必要がある。	城南地区に4か所目の拠点を設置し、学びのセーフティネットを充実させる。		都	教育庁	
16	◆教育相談センターにおける個別相談 ・不登校の児童・生徒やその保護者に対して、学校復帰等に向けた支援を行うため、来所や電話による個別相談を実施します。	—	令和3年度の全来所相談997件のうち、不登校を主訴としたものは261件だった。	令和3年10月1日から11月30日に実施した来所相談に関する満足度調査において、「相談員の対応」「利用してよかった」ともに9割以上が肯定的回答だった。	不登校の解決だけでなく自己肯定感を回復するまでに時間がかかり、支援が長期になることが多い。	引き続き、相談者の利便性のため、立川出張相談室や土曜来所など、来所しやすい環境を設定していく。また、長期的支援を想定した対応策を検討していく。		都	教育庁	

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	事業の進捗状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
			令和3年度実績	事業の進捗状況						
17	◆「青少年リスタートブレイス」 ・高等学校中途退学者、高等学校への就学経験のない者、進路選択を控えた不登校の中学生の就学等を支援するため、都教育相談センター内に「青少年リスタートブレイス」を設置して、子供やその保護者に対する相談や助言を行います。 (1) 電話相談・来所相談 ・都立学校への入学・転学・編入学等に関する相談に応じます。 (2) リスタート登録 ・登録をした人には定期的に「リスタート通信」を送付し、進路に関する情報の提供を行います。 (3) 進路相談会 ・都立高等学校への入学についての個別相談を通して、具体的な情報を提供し、適切な進路選択を支援します。 (4) つどい ・アドバイザーからの助言を含め、心と身体のこと、就学に係る制度のこと、将来のことなどについて考え、語り合う場を提供します。 (5) 就学サポート ・高等学校中途退学者等、現に学校に学籍がない者に対し、進路に関する面談を計画的、継続的に実施し、都立高等学校への就学等に向けたきめ細やかな支援を行います。	○	「青少年リスタートブレイス」 (1) 電話相談の回数が4,465回、来所相談の回数が469回だった。 (2) リスタート登録者は72名だった。登録者に対して「青少年リスタートブレイス通信」を5回送付した。 (3) 進路相談会 北新宿会場、立川会場と合わせて16回実施した。 (4) 就学サポート 7名の利用者に対し、72回の支援を実施した。 「思春期サポートブレイス」 (1) 講演会を3回実施した。 (2) グループミーティングを6月から6回実施した。 (3) 登録者に対して「思春期サポートブレイス通信」を5回送付した。	「青少年リスタートブレイス」 (1) 令和2年度と比較し、電話相談は361回、来所相談は105回増加した。 (2) 令和2年度と比較し、リスタート登録者は9名増加した。 (3) 令和2年度と比較し、3回多く実施した。 「思春期サポートブレイス」 (1) 「思春期サポートブレイスグループミーティング」は延べ25名参加。「思春期サポートブレイス講演会」は合計66名参加。 (2) 令和2年度と比較し、利用者数4名、支援回数28回増加した。	対象者への周知方法 (事業の対象者が、高等学校中途退学者、高等学校への就学経験のない者、進路選択を控えた不登校の中学生等であり、学校を通しての広報では、対象者に届かない場合があるため。)	対象者への周知方法について、学校以外への広報について検討していく	「青少年リスタートブレイス」事業 ・高等学校中途退学者、高等学校での就学経験のない方、小中学校で登校しふりや不登校の状態にある方とその保護者の中で、都立高等学校への進級・進路、入学に関する情報や助言等を得にくい状況にある方を対象とし、情報提供や就学への支援を行います。 (1) リスタート登録 (2) 就学サポート (3) リスタートのための学校説明会 (4) 青少年リスタートブレイス通信 「思春期サポートブレイス」事業 ・不登校やひきこもりの状態にある子供の学校復帰や社会参加に向けて、心理や医療の専門家を交え共に考える場を保護者に提供します。 (1) 思春期サポートブレイス講演会 (2) 思春期サポートブレイスグループミーティング (3) 思春期サポートブレイス通信	都	教育庁	
18	◆定時制高校における中途退学未然防止対策 平成28年度より定時制課程(55校)に在籍する1学年生徒に講師が生徒を対象にエンカウンタープログラムを実施しています。	-	令和3年度は、定時制課程に在籍する1年生を対象に、構成的グループエンカウンタープログラムを年2回実施した。	人間関係づくりのプログラムである構成的グループエンカウンターを実施し、定時制課程の生徒の不登校や中途退学の未然防止に努めた。	・感染症対策を施したプログラムの実施 ・定時制課程の2年生以上の生徒や全日制課程の生徒を対象としたプログラムの実施	不登校・中途退学の未然防止に向け、定時制課程の生徒に加え、全日制課程の生徒を対象に、構成的グループエンカウンター等課程の生徒を対象としたプログラムの実施		都	教育庁	
19	◇不登校の子供への支援 ・フリースクール等民間施設、団体等との連携促進及び区市町村が設置する教育支援センターの機能強化に向けた支援等、不登校等の子供たちの学習の機会を充実させます。	-	・令和2年度から、区市町村教育委員会、学校、フリースクール等の教職員が一堂に会する「東京都学校・フリースクール等協議会」を開催し、年間3回の協議会を実施して、学校とフリースクール等との連携を推進した。 令和2年度から、区市町村教育委員会が教育支援センターを新たに設置する場合等に経費の一部を支援する「教育支援センター機能強化補助事業」を実施しており、令和3年度は、申請のあった30地区に支援した。	・「東京都学校・フリースクール等協議会」を継続的に開催し、効果的事例を共有することを通して、学校とフリースクール等との連携を推進することができた。 「教育支援センター機能強化補助事業」により、令和2年度から令和3年度までの2年間で、教育支援センターが5か所増設された。	・学校と不登校児童・生徒を支援するフリースクール等との連携の更なる充実を図るとともに、フリースクール等に通う児童生徒やその保護者の状況を把握する必要がある。 ・区市町村教育委員会が設置する教育支援センターの一層の機能強化を図る必要がある。	・「東京都学校・フリースクール等協議会」を継続して開催するとともに、フリースクールに通う不登校児童・生徒の支援ニーズ等を把握するための調査研究を行う。 ・引き続き、教育支援センターの新規設置や機能強化を図る取組を行うとともに、支援員の資質・能力向上を図るための取組を行う。		都	教育庁	
20	◇都立学校における不登校・中途退学対策 ・都立高校における不登校生徒や中途退学者、進路未決定卒業生を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、ユースソーシャルワーカーを学校に派遣するとともに、就労支援機関や若者支援機関等と連携し、不登校・中途退学の未然防止や中途退学者等に対する支援を行います。	-	不登校・中途退学等、課題を抱えた生徒に対し、不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等に係る取組を実施 ・対応人数: 4,421人 ・対応案件総数: 14,259件	本事業により都立学校へ派遣しているユースソーシャルワーカー等は、毎年3千人以上の生徒等に対応しており、都立学校からの「自立支援チーム」派遣事業への需要は高い。	不登校・中途退学の対応は、解決までに相当の時間を要するのに加え、外圍籍生徒等への対応等複雑かつ困難な案件が増加傾向にある。 新型コロナウイルス感染症拡大による経済状況悪化により就労をはじめとした支援ニーズがさらに増加することが見込まれるため、高度な専門知識と豊かな支援経験を有する人材を確保し、迅速に課題の解決に取り組み支援する体制を整える必要がある。	不登校・中途退学、進路未決定に係る課題のある生徒に対して、引き続き、ユースソーシャルワーカー等による支援を学校とともに実施していく。		都	教育庁	
学び直しの支援										
21	◆チャレンジスクール ・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。		(再掲 方針I : No.20)	(再掲 方針I : No.20)	(再掲 方針I : No.20)	(再掲 方針I : No.20)	(再掲 方針I : No.20)		都	教育庁
22	◆エンカレッジスクール ・「個に応じた指導と分ける授業」により、小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気育て、頑張り方を、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。		(再掲 方針I : No.21)	(再掲 方針I : No.21)	(再掲 方針I : No.21)	(再掲 方針I : No.21)	(再掲 方針I : No.21)		都	教育庁
23	◆単位制高校(多様な学習型) ・幅広い選択科目を設置し、学年の枠に捉われず、自分の能力・適性、興味・関心、進路等に応じた多様な学習ができます。	-	・8校【飛鳥、芦花、上水、美原、大泉桜、翔陽、忍岡、板橋有徳】	幅広い選択科目を設置し、学年の枠に捉われず、自分の能力・適性、興味・関心、進路等に応じた多様な学習を実施	・学びの一層の充実と更なる魅力の向上・発信	事業継続		都	教育庁	

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性(取組)	備考	実施主体	所管局	
		○:既存変更 △:終了 -:変更なし	令和3年度実績(事業の進捗状況)							
1-(3) 障害のある子供・若者への支援										
障害児支援の充実										
24	◆児童発達支援センターの設置促進・運営の支援(障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む。) 地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援を提供するとともに、地域の障害児やその家族、障害児が通う他の施設・事業所等に対し、専門的支援を行う「児童発達支援センター」が、各区市町村に少なくとも1か所以上設置されるよう、整備を促進します。	—	令和3年度未現在34区市町村で設置	少しずつであるが、設置が進んでいる。	児童発達支援センターの設置に向けては、設備基準を満たすための施設整備や人員を確保するための検討などが必要という課題があり、少しずつ設置が進んでいる。	引き続き以下の①②を実施し、設置を促進していく。 ①施設整備補助②障害者施策推進区市町村包括補助事業により開設時の経費補助			区市町村	
25	◇保育所等訪問支援の設置促進・運営の支援(障害者施策推進区市町村包括補助事業) 保育所等訪問支援を全ての区市町村において利用できる体制を構築し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うことにより、保育所等の一般的な子育て支援施設における障害児の受け入れを促進します。	—	令和3年度未現在42区市町村で利用できる体制を構築	児童発達支援センターの設置にあわせて少しずつ整備が進んでいる。	保育所等訪問支援事業は、児童発達支援センターで実施することが多く、児童発達支援センターの設置にあわせて少しずつ整備が進んでいる。	引き続き以下の①②を実施し、設置を促進していく。 ①施設整備補助②障害者施策推進区市町村包括補助事業により開設時の経費補助			区市町村	
26	◆障害児保育を行う区市町村や事業者への支援 ・障害児やアレルギー児などの、特に配慮が必要な児童に対する保育の充実を図るため、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村や事業者を支援します。	—	令和3年度実績:23区25市2町(保育サービス推進事業及び保育力強化事業)	補助対象施設数及び補助額実績は増加傾向で推移している。	—	引き続き、障害児やアレルギー児などの、特に配慮が必要な児童に対する保育の充実を図るため、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村や事業者を支援します。		区市町村	福祉保健局	
27	◆早期教育の充実 ・幼稚部を設置している都立聴覚障害特別支援学校で教育相談の一部として早期乳幼児教育相談を実施しています。 担当教職員と医師、言語聴覚士、臨床心理士等の外部専門家の連携による指導や、担当教職員に対する専門的見地からの助言を行います。	—	都立聴覚障害特別支援学校(幼稚部設置3校)において、医師、言語聴覚士、臨床心理士等の外部専門家を配置し、早期教育の相談及び指導を実施	都立ろう学校全体の早期教育相談児数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数年を除いて増加傾向にあり、早期教育相談は適切な支援を提供する場として重要な役割を果たしている。	新生児や乳幼児が病院等で聴聴と診断され不安を抱える保護者に対して、教育相談に関する必要な情報が届かず、支援が遅れるケースがある。	聴覚障害の早期発見から早期支援につなげていくため、保健、医療、福祉の関係機関との連携を強化し、早期教育の充実を図る。		都	教育庁	
28	◆学童クラブ事業 ・学童クラブにおいて、障害のある子供や医療的なケアを必要とする子供を受け入れるために必要な経費を支援します。	○	障害児受入推進事業:45区市町村に補助 障害児受入強化推進事業:30区市町村に補助 学童クラブにおける医療的ケア児等受入支援事業:3区市(令和3年度東京都子供・子育て支援交付金交付決定)	放課後等の時間を安心、安全に過ごし、保護者が子育てと仕事を両立して、安心に働き続けることができるよう、学童クラブにおいて、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要となる取組について、支援することが出来た。	引き続き、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な支援を行い、放課後等の時間を安心、安全に過ごし、保護者が子育てと仕事を両立して、安心に働き続けることができるよう支援する必要がある。	引き続き、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な支援を行い、放課後等の時間を安心、安全に過ごし、保護者が子育てと仕事を両立して、安心に働き続けることができるよう支援する。		区市町村	福祉保健局	
29	◆手当の支給 ・心身障害児のいる家庭に対しては、特別児童扶養手当(国)、障害児福祉手当(国)、重度心身障害者手当(都)、児童育成手当(障害手当)(都)があります。	—	令和4年3月末日現在受給者数 ・特別児童扶養手当:10,451人 ・障害児福祉手当:4,499人 ・重度心身障害者手当:9,320人 児童育成手当 障害手当対象児童数:8,590人(児童育成手当の併給児童を含む)(令和4年3月31日現在)	・特別児童扶養手当 ・障害児福祉手当 ・重度心身障害者手当 着実に実施し、心身障害児のいる家庭を支援 ・児童育成手当(障害手当)の支給により、心身障害児のいる家庭を支援してきた。	・特別児童扶養手当 ・障害児福祉手当 ・重度心身障害者手当 着実に実施し、心身障害児のいる家庭を支援 ・児童育成手当(障害手当)の支給により、引き続き支援を実施していく。	・特別児童扶養手当 ・障害児福祉手当 ・重度心身障害者手当 引き続き実施し、心身障害児のいる家庭を支援 ・児童育成手当(障害手当)の支給により、心身障害児のいる家庭を引き続き支援		都	福祉保健局	
特別支援教育の充実										
30	◆就学相談の充実(東京都特別支援教育推進室) ・就学相談の件数が増加し、相談内容が複雑化・多様化している状況にあって、幼児・児童・生徒一人一人の適切な就学を図るため、就学相談の基本的な考え方や流れ等を説明した「就学相談の手引き」を発行するとともに、区市町村教育委員会の就学相談担当者向けの説明会や早期支援・早期連携を円滑に進めるために就学前機関職員向けの講習会等を実施し、最新の資料及び専門性向上に資する情報提供を図ります。	—	・就学相談受付件数:1,149件 ・「就学相談の手引き」を1,250部発行し、区市町村教育委員会(53自治体)及び全都立特別支援学校(80部門)、教育庁関係部署へ配布。 ・説明会、講習会は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、動画配信による実施。	・就学相談を受け付ける区市町村教育委員会における担当者の質的向上を目指し、講習会の内容を充実させた。	・年々増加する区市町村教育委員会における就学相談において、多様化・複雑化する相談内容に対応するための担当者の専門性の向上。	・就学相談講習会の内容の充実 ・都教育委員会において専門的な見識に基づく助言を行うことができる「専門家チーム」の周知及びより迅速な対応を行っている。		都	教育庁	

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	事業の進捗状況		今後の事業の評価	事業の課題	今後の方向性(取組)	備考	実施主体	所管局
			令和3年度実績	これまでの事業						
31	◆高等学校等への受入れ体制の整備 都立高校等の校舎においては、「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行います。 ・障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないよう、必要に応じて簡易的なバリアフリー改修工事を実施しています。 ①エレベーターの新設(新築、改築、大規模改修の際に限る)、②校舎内外の段差解消、③障害者トイレの設置、④廊下・階段の手摺新設、⑤非常用スロープ階段の新設、⑥出入口の扉改造等	—	【総務局】 ①～⑥の全ての設備を有しており、維持管理等を適切に行った。 ・障がいをもつ学生に対し、その障がいの内容に応じた教職員で構成する特別支援チームを立上げ、修学や学校生活全般に対する支援を実施した。	【総務局】 ・必要に応じた施設の整備及び維持管理を適切に実施している。	【総務局】 ・施設や、受け入れている学生の状況が急変した場合は、いかに迅速に対応できるかどうか課題であると考えます。	【総務局】 ・引き続き、施設を適切に維持管理するとともに、必要な学生支援を継続する。		都	教育庁 総務局	
32	◆都立特別支援学校の適正な規模と配置 ・東京特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画に基づき、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化に適切に対応できるよう、都立特別支援学校に必要な教育環境の向上に取り組めます。 ・あわせて、新たなタイプの学校として生徒全員の企業就労を目指す高等部就業技術科・職能開発科や複数の障害教育部門を併置する学校の設置を進めます。	—	・東久留米特別支援学校(高等部職能開発科)の設置 ・立川学園(聴覚障害教育部門・知的障害教育部門)の開校準備	・知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、臨海青海特別支援学校、八王子南特別支援学校、東久留米特別支援学校を新設するなど、都立知的障害特別支援学校の規模と配置の適正化を実施してきた。 ・また、生徒の企業就労を促進するため、高等部就業技術科や職能開発科や複数の障害教育部門を併置する学校の設置を進めてきた。	・特別支援学校の整備可能な都用地等の確保 ・生徒の実習先及び雇用の安定的な確保	東京特別支援教育推進計画(第二期)・第二次実施計画に基づき、教育環境の向上と新たなタイプの学校設置を進める。		都	教育庁	
33	◆都立特別支援学校における外部専門家の導入 ・都立肢体不自由特別支援学校に、教員、看護師、学校介護職員(介護の専門家)、外部専門家(理学療法士等)などが連携するチーム・アプローチにより、教員が授業づくりに専念できる体制を整備し、児童・生徒の障害の状態に対応した指導の充実を図ります。 ・都立知的障害特別支援学校において、児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実と教員の専門性の向上を図るため、外部専門家を導入します。	—	・肢体不自由特別支援学校18校に学校介護職員(会計年度任用職員)を配置。 ・知的障害特別支援学校36校に導入。	・児童・生徒の障害の重度化を踏まえ、個に応じた指導の充実、児童・生徒の安全・安心が確保できる体制の構築を進めている。 ・専門的な知識や高い技能、最新の情報等を有する外部専門家による教育支援を行っている。	・採用辞退、年度途中退職による欠員に対する対応、人材の安定的な確保。 ・円滑な外部人材の活用を図るため、教職員との連携及び役割分担を明確にし、自立活動に向けた体制の充実を引き続き図っていく必要がある。	・都立肢体不自由特別支援学校全校に学校介護職員(会計年度任用職員)を配置する。 ・都立知的障害特別支援学校の児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実を図っていく。		都	教育庁	
34	◆特別支援教育の理解啓発の推進 ・各学校経営支援センターによる理解啓発行事を年1回実施しています。	—	新型コロナウイルス感染拡大のため、中止	学校経営支援センターを中心として、都内3地域において特別支援教育の理解促進に向けたイベントを実施してきた。	イベントの参加者が特別支援学校の児童・生徒等の関係者にとどまるため、広く都民に向けた理解啓発とは言い難い現状がある。	新型コロナウイルス感染防止の観点を踏まえた、新たな理解啓発の方法で展開していく。		都	教育庁	
35	◆私立特別支援学校等における特別支援教育への助成 ・私立学校における特別支援教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小・中学校、障害のある幼児・生徒が在籍する私立幼稚園及び私立専修学校高等課程の設置者に助成しています。	—	・令和3年度補助実績 2,831,095千円	特別支援教育の振興を図ることができた。	国による特別支援教育経費の財政支援が十分ではなく都の財政負担が重くなっている。	・引き続き私立学校における特別支援教育への支援を図る。		都	生活文化スポーツ局	
36	◇特別支援学校における通学支援・医療的ケアの充実 ・医療的ケアを必要とする児童・生徒を対象とする看護師同業のスクールバスを拡充するとともに、安全な通学をサポートする専任職員を配置します。 ・特別支援学校での人工呼吸器の管理など医療的ケア体制を充実することにより、児童・生徒の安全な学校生活を支援するとともに、付き添いをお願いしていた保護者の負担の軽減を図ります。	—	・医療的ケアを必要とする児童・生徒の通学を支援するため、専用通学車両の運行拡大と同業する看護師の確保に努めるとともに、専用通学車両を運行する11校に都立学校車同業管理業務支援員を配置 ・人工呼吸器の校内管理体制の整った学校から、付添日数を徐々に減らすなど、保護者負担を段階的に軽減	・肢体不自由特別支援学校17校で専用通学車両を運行し、児童・生徒の通学機会を拡充している。 ・人工呼吸器管理を実施する特別支援学校に主任非勤動看護師を指するなど、安全な実施に向けた体制整備に取り組み、一人一人の子供の状況を確認した上で、順次、校内での保護者の付添いをなくしている。	・専用通学車両乗車中の医療的ケアを行う看護師が不足する状況が続いている。 ・人工呼吸器を使用する児童については、依然として保護者の付添い期間が長くなっている。	・看護師の勤務形態の多様化や募集活動の強化等により、看護師の安定的な確保を進めていく。 ・人工呼吸器を使用する医療的ケア児についても、入学前から健康観察を行うことにより、入学後の保護者付添い期間の短縮を図っていく。		都 区市町村	教育庁	
発達障害等のある子供・若者への支援										
37	◇公立学校における発達障害教育の推進 ・東京特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画及び東京都発達障害教育推進計画に基づき、全ての公立小・中学校への特別支援教室の導入を促進します(小学校は平成30年度全校導入完了、中学校は令和3年度までに全校導入完了予定)。また、都立高校の生徒を対象として、土曜日に学校外で、民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導を実施するとともに、平成30年度から、都立秋留台高等学校をパイロット校として、学校内で通常の授業とは異なる、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別の指導を実施しています。	—	①令和3年度に都内公立小・中学校全校への導入が完了。 ②教育課程外かつ学校外でソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を受けられる、コミュニケーションアシスト講座を実施し、延べ90校、209人の都立高校生が参加 ③パイロット校での検証結果を踏まえ、全ての都立高校において学校内で通級による指導を実施できる仕組みを整備し、令和3年度より適用を開始。令和3年度末までに22課程、81人の生徒が通級による指導を受講	①計画に基づき、都内全ての公立小・中学校への特別支援教室の導入が完了した。 ②コミュニケーションアシスト講座開始から976人の高校生が受講し、困難さの改善につながっている。 ③通級による指導実施を希望する生徒については、都立高校から都教委に申請。都教委では、教育学・医学・心理学の外部有識者を入れた判定委員会を3回実施し、申請のあった生徒毎に通級指導実施適否を判定し、適と判定された生徒には、高校教員が外部人材とともに通級による指導を適切に実施している。	①児童・生徒の困難さの早期改善に向け更なる充実が必要 ②コミュニケーションアシスト講座の成果を学校で生徒が発揮できるよう、学校との連携が必要 ③通級による指導を開始したばかりであることから、教員の知見・ノウハウ等が不足しているため、生徒の障害の見とりや、その後の支援などの具体策の検討が困難	①小・中学校における特別支援教室の円滑な運営に向け、巡回心理士の派遣、経験のある職員による巡回指導、通常学級での支援員配置のための予算補助など、総合的な支援を引き続き実施 ②コミュニケーションアシスト講座での成果を適切に学校に共有し、学校でも成果を生徒が実践できるよう支援 ③都立特別支援学校が都立高校の発達障害教育について支援する、都立学校発達障害教育推進エリアネットワークにより学校を支援		都 区市町村	教育庁	

No	事業内容 (R 2 年計画改定時)	事業の状況 ○：既存変更 △：終了 -：変更なし	事業の進捗状況		今後の事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
			令和3年度実績	事業の進捗状況						
38	◆発達障害者支援センターの運営 (東京都地域生活支援事業) ・発達障害者 (者) 及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児 (者) 及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児 (者) に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進します。 〔対象〕自閉症、アスペルger症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児 (者) 及びその家族	—	相談支援：延べ2,464件 就労支援：延べ194件 機関コンサルテーション：40件 研修等：52回	各区市町村における相談支援の体制整備のため委員会やシンポジウム開催などで取組事例報告等を行い、区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 (包括補助) では37区市町村での実施	発達障害者支援の取組が進むよう、引き続き区市町村への働きかけを行う必要がある。	引き続き相談支援を行うとともに、地域支援 (研修や機関コンサルテーション等) により区市町村の支援体制整備の支援を進める。		都	福祉保健局	
39	◆区市町村との連携体制の構築 (1) 「エリア・ネットワーク」の定着 ・都立及び区立の知的障害特別支援学校小・中・学部設置校を「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定し、区市町村における特別支援教育の取組を支援していきます。 ・発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」を定着させ、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実を図っていきます。 (2) 都立特別支援学校のセンター的機能の発揮 ・都立特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児 (者) の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供などの機能を発揮し、地域における特別支援教育を推進していきます。	—	エリア・ネットワークセンター校 26校	(1) 毎年度、エリア・ネットワークセンター校を指定し、センター校による区市町村教育委員会への支援や地域の小・中学校との学校間連携、各分野の関係機関との情報共有等を実施 (2) 小・中・学部設置の特別支援学校46校において、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児 (者) の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供等を実施	通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童・生徒が大きく増加しているなど小・中学校等の特別支援教育の重要性が高まっているため、特別支援学校のセンター的機能の充実を図る必要がある。	今後も都立特別支援学校のセンターの機能を一層活用し、地域における特別支援教育を推進していく。		都 区市町村	教育庁	
40	◇東京都若者総合相談センター「若ナビQ」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。		(再掲 方針Ⅲ：No. 83)	(再掲 方針Ⅲ：No. 83)	(再掲 方針Ⅲ：No. 83)	(再掲 方針Ⅲ：No. 83)	(再掲 方針Ⅲ：No. 83)		都	生活文化スポーツ局
職業教育の充実										
41	◆特別支援学校における就労支援 ・都立特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指し、都立特別支援学校を卒業する生徒の一層の企業就労を促進するための事業を展開していきます。 (1) 民間の活力による企業開拓等 ・民間の活力による企業開拓等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行うとともに、高等部を設置する都立特別支援学校において開拓した企業情報を活用し、就労支援体制の充実を図ります。 (2) 企業向けセミナーの実施 ・企業に対し、障害者雇用への理解啓発、雇用、就業体験の受入れの協力を求めるため、セミナーを実施します。	—	・民間企業における実習先開拓：146事業所 ・都立特別支援学校への実習先企業情報提供：313事業所 ・動画配信による企業向けセミナー：視聴回数：600回 ・オンラインによる企業向け個別相談会：26社	・新型コロナウイルス感染症拡大の中、オンラインを活用し、企業に対して理解促進を図ることができた。	・今後増加が見込まれる企業就労を希望する特別支援学校生徒に対する実習先及び雇用先の安定的な確保。	・就職に向けた支援に加え、令和4年度より企業就労した特別支援学校卒業生の職場定着に向けた支援体制構築を推進していく。		都	教育庁	
42	◆高等部職能開発科の設置 ・知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした高等部職能開発科を設置します。	—	東久留米特別支援学校を設置	・生徒の企業就労を促進するため、職能開発科を設置し、9割以上の企業就労率を達成してきた。	・生徒の実習先及び雇用先の安定的な確保	青島特別支援学校、練馬特別支援学校、両多摩地区特別支援学校 (仮称)、北多摩地区特別支援学校 (仮称) への職能開発科の設置準備を進める。		都	教育庁	
一般就労に向けた支援の充実・強化										
43	◆区市町村障害者就労支援事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) ・障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関の設置を進めていきます。 ・福祉施設への働きかけ等を通じた就労希望者の掘り起こしと企業に障害者就労への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」の配置を促進します。	—	・就労支援機関を51区市町で整備 (23区・26市・2町)	・地域開拓促進コーディネーターを45区市町で配置 (23区・21市・1町)。	身近な地域において、就労面と生活面の支援を一体的に提供してきた。	障害者就労支援に関する国の制度改革 (就労選択支援 (仮称) サービスの創設等) への対応	身近な地域において、就労面と生活面の支援を一体的に提供する体制を整備するため、引き続き設置を推進する。		区市町村	福祉保健局
44	◆障害者就業・生活支援センター事業 ・障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設置し、運営を支援しています。	—	都内6センターにて事業を実施。	生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行ってきた。	障害者就労支援に関する国の制度改革 (就労選択支援 (仮称) サービスの創設等) への対応	関係機関と連携し、各センターの業務実施状況を確認する。		都 国 (東京労働局)	産業労働局 福祉保健局	
45	◇発達障害のある若者への就労支援等 ・発達障害などによりコミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている若者に対して、「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」により、ハローワークに配置している専門の相談員によるきめ細やかな個別相談や支援を行っています。	△	発達障害など、コミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている若者に対して、「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」により、ハローワークに配置している専門の相談員によるきめ細やかな個別相談や支援を行った。	令和2年度事業終了	令和2年度事業終了	「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」は令和2年度をもって事業が終了しているが、対象となる者についてはハローワークに配置している発達障害者雇用トータルサポーターを中心に個別支援等により支援を実施していく。		国 (東京労働局)	—	

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)						
雇用の場と機会の提供									
46	◆障害者による地域緑化推進事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) ・区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援します。	—	8区市町村にて事業を実施	着実に事業の推進を図った。	—	包括補助事業として、引き続き、区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局
多様な職業訓練・職場実習の機会の提供									
47	◆東京障害者職業能力開発校における障害者職業訓練の実施 ・職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者、精神障害者、発達障害者及び知的障害者の職業訓練を実施します。	—	①求職者訓練 年間定員 260名 ②在職者訓練 年間定員 40名 ①・②合計 年間定員300名	職業訓練を適切に実施	ニーズに応じた職業訓練の実施	継続実施		都	産業労働局
48	◆障害者職業訓練の地域展開 ・身近な地域での受講機会の拡大を図るため、一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を実施します。(城東職業能力開発センター、城南職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター板橋校)	—	①城東職業能力開発センター 年間定員 20名 ②城南職業能力開発センター 年間定員 20名 ③中央・城北職業能力開発センター板橋校 年間定員 20名 ①～③合計 年間定員 60名	職業訓練を適切に実施	ニーズに応じた職業訓練の実施	継続実施		都	産業労働局
49	◆障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施 ・雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、身近な地域での障害者の職業訓練機会の拡充を図り、障害者の雇用を促進します。	—	①知識・技能習得コース 定員 470名 ②実践能力習得訓練コース 定員 200名 ③e-ラーニングコース 定員 30名 ①～③合計 定員 700名	職業訓練を適切に実施	ニーズに応じた職業訓練の実施	継続実施		都	産業労働局
50	◆精神障害者社会適応訓練事業 ・回復途上で就労が困難な精神障害者に対し、障害を軽減させ職場適応を促すため、実際の職場において生活指導及び社会適応訓練を行います。	—	令和3年度は5名に対し延べ264日訓練を実施した。	訓練申込者の社会復帰に必要な適応能力向上に寄与した。	就労系障害福祉サービス事業所数の増加等により、訓練申込者が減少	令和4年度終了予定		都	福祉保健局
51	◆重度身体障害者在宅パソコン講習事業 ・在宅の重度身体障害者を対象にインターネット等を利用して在宅のままプログラミングの技術を習得させることにより、パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労を推進するなど、在宅の重度身体障害者の社会参加を支援します。	—	受講者数12人 (1年目5人、2年目7人)	パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労を推進することにより、在宅の重度身体障害者の社会参加に寄与している。	受講生が希望する進路につなげていくこと。	継続して実施する。		都	福祉保健局
52	◇就労の支援等の条例に関する普及啓発事業 ・ソーシャルファームの普及を図るためのシンポジウムを開催するなど、広く普及啓発を図るほか、社会的起業家の育成等を目的とした講座を開催します。	○	ソーシャルファームの普及に向けてフォーラムを開催するなど、普及啓発を実施。	事業者に向けてソーシャルファーム創設への意欲を喚起することにつながった。	ソーシャルファームの更なる創設及び活動の促進	普及啓発を行い、ソーシャルファームの更なる創設及び活動の促進を図っていく。	以下の通り事業内容を変更ソーシャルファーム等に関する普及啓発事業 ソーシャルファームの認知向上や創設意欲喚起のため、広報などを実施し、ソーシャルファームの更なる創設及び活動の促進を目標していく。	都	産業労働局

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
雇用促進に向けた企業への支援策									
53	◆東京しごとセンター・障害者就業支援事業 「東京しごとセンター」では、障害者就業支援情報コーナーにおいて、障害者就業に関する各種支援事業など情報提供を行います。 また、普及啓発のためのセミナーや、中小企業を対象にした障害者雇用に必要な知識やノウハウ等の提供、障害者の職場定着を支援する東京ジョブコーチ支援事業などの各種支援事業を実施します。	—	・障害者就業支援情報コーナーにおける情報提供実績 【1,434件】 ・普及啓発のためのセミナー 【2回・56人】 ・障害者雇用実務講座 【6回・80回】 ・東京ジョブコーチ支援事業 【3年度末総登録ジョブコーチ 77名】【支援件数 703件】	障害者・企業に対して、情報提供や職場定着等の支援を行うことで、障害者雇用の促進につながった。	企業への事業周知や障害者の離職率の高さ	引き続き、関係機関と連携を図りながら障害者の一般就労に向けた普及啓発から就業支援、職場定着までの支援を実施していく。		都	産業労働局
54	◆ハローワーク 更なる障害者雇用の促進が必要な中小企業に重点を置いた事業主指導を展開するとともに、特定求職者雇用開発助成金等の支給などにより、障害者雇用に取り組む企業を支援します。 各地域において、ハローワークが中心となり、障害者就労支援機関がチームを組み、個別の障害者の実情に応じた就職支援を行います。 ・障害特性に応じたきめ細かい支援の実施 (1) 精神障害者 ・全ハローワークに精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、職業カウンセリング等の専門的支援を行うほか、東京障害者職業センター、障害者・就労支援センター、その他の地域の就労支援機関、医療機関等と連携した継続的支援を実施します。 (2) 発達障害者、難治性疾患患者 ・東京都発達障害者支援センター、東京都難病相談・支援センター、東京障害者職業センター等関係機関と連携し、事業主の理解推進を図ります。 ・ジョブコーチ支援、特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者、難治性疾患患者雇用開発コース) 等を活用し就職促進を図ります。	—	障害者雇用の促進が必要な中小企業に重点を置いた事業主指導を展開するとともに、特定求職者雇用開発助成金等の支給により、障害者雇用に取り組む企業を支援した。 ハローワークが中心となり、各障害者就労支援機関がチームを組み、個別の障害者の実情に応じた就職支援を行った。 障害特性に応じたきめ細かい支援として、精神障害者に対しては全ハローワークに精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、キャリアカウンセリング等の専門的支援を行うほか、各障害者就労支援機関や医療機関等と連携して継続的支援を実施した。 発達障害者、難治性疾患患者に対しては各障害者就労支援機関と連携し、事業主の理解促進を図ったほか、ジョブコーチ支援、特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者、難治性疾患患者雇用開発コース) 等を活用して就職促進を図った。	●令和3年度における実績 支給決定実績 特定求職者雇用開発助成金 (特定求職者困難コース) 16,701件 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース) 71件 精神障害者雇用トータルサポーターによる支援については、各関係機関と連携のうえ、本人及び企業に対して専門的な支援を実施することで、就労促進及び職場定着を図ることができている。	・特開金の該当コースの対象となる方への周知広報の取り組み及び、ハローワークにおける精神障害者雇用トータルサポーターの存在を認知いただくことの周知広報は引き続き課題である。	令和3年度に取り組んだ支援を継続して実施していく。	国 (東京労働局)	—	
55	◆東京都中小企業障害者雇用支援助成金 本企業と比較して障害者雇用が進んでいない中小企業を対象に、雇用拡大と職場定着を促進します。	—	・助成金支給決定件数: 604件 ・都内支援事業所数: 283社	特定求職者雇用開発助成金の支給が満了した事業主を対象に助成金の支給を行い、障害者の長期定着に貢献している。	申請件数の拡大	東京労働局と連携し、特定求職者雇用開発助成金の対象事業所に対する本助成金の周知啓発を引き続き行う。		都	産業労働局
56	◇障害者の雇用・就労等の促進 ・初めて障害者を雇用する中小企業に対し、採用前から雇用後の職場定着まで、専門家による伴走型の支援を実施します。	—	初めて障害者を雇用する中小企業に対し、採用前から雇用後の職場定着まで支援を実施。	初めて障害者を雇用する中小企業に対し、採用前から雇用後の職場定着まで支援を実施。【新規支援 39件】	事業周知	引き続き、関係機関と連携を図りながら障害者の一般就労に向けた普及啓発から就業支援、職場定着までの支援を行う。		都	産業労働局
福祉施設における就労支援の充実・強化									
57	◆工賃アップセミナー事業 福祉施設での工賃水準を向上するため、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高める研修を実施することにより、工賃向上に向けた気運を醸成します。	—	令和3年度は都内のB型事業所189事業所が研修を受講した。	着実に事業の推進を図った。	就労継続支援B型事業所にコロナ禍においても経営努力を促すとともに関係機関や区市町村と連携して引き続き、工賃向上に取り組む。	研修の内容をより実践的なものとするともに、オンラインを導入する等受講しやすいう工夫していく。		都	福祉保健局
58	◆受注促進・工賃向上設備整備費補助事業 ・受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する補助を行い、就労支援施設で就労する障害者の自立を促進します。	—	令和3年度は都内のB型事業所2事業所に補助を行った。	着実に事業の推進を図った。	就労継続支援B型事業所にコロナ禍においても経営努力を促すとともに関係機関や区市町村と連携して引き続き、工賃向上に取り組む。	引き続き、生産設備の整備に対する補助を行う。		都	福祉保健局
59	◆区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築 ・各区市町村の就労継続支援B型事業所で構成されたネットワーク、区市町村、企業、その他関係者からなる協議の場を設置し、共同受注体制の構築や民需及び官公需の開拓を行うことで、障害者就労施設における受注拡大及び工賃向上を図ります。	—	令和3年度は都内の29区市町村が事業に参加した。	着実に事業の推進を図った。	就労継続支援B型事業所にコロナ禍においても経営努力を促すとともに関係機関や区市町村と連携して引き続き、工賃向上に取り組む。	東京共同受注窓口における営業力の強化及び各区市町村ネットワークの窓口に対しても営業力強化の支援を実施していく。		都	福祉保健局
60	◆福祉・トライアルショップの展開 ・都内にトライアルショップを開設することにより、就労継続支援B型事業所等の自主製品の普及、販路の拡大及び工賃の向上等を図ります。	—	自主製品販売ショップ「KURUMIRU」を都内で3店舗運営	事業所の販路拡大及び工賃向上を図った。	自主製品の普及、販路の拡大及び工賃の向上	店舗を安定的に運営するとともに、販路拡大や工賃向上のための取組を積極的に推進する。		都	福祉保健局
61	◆経営コンサルタント派遣等事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) ・都内における作業所等の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費、及び事業所が工賃アップに取り組むために必要な経費を補助します。	—	4区市町村にて事業を実施	着実に事業の推進を図った。	—	包括補助事業として、引き続き、区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局
62	◆作業所等経営ネットワーク支援事業 (障害者施策推進区市町村包括補助事業) ・作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の作業所等によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組む場合に補助を行います。	—	19区市町村にて事業を実施	着実に事業の推進を図った。	—	包括補助事業として、引き続き、区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	事業の進捗状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
			令和3年度実績	事業の進捗状況						
63	◆日中活動の場 (通所施設等) の整備・運営の支援 (障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む) ・特別支援学校の卒業生等の利用希望に応えるため、多様な日中活動の場 (通所施設等) を確保し、必要な支援を提供します。 ①生活介護②自立訓練 (機能訓練・生活訓練) ③就労移行支援④就労継続支援 (A型・B型)	—	定員54,412名 (①～④の合計) ※障害者支援施設における日中活動サービスを含む。 ※児福福祉施設における生活介護等を除く。 「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進 令和3年度 1,350人 (重症心身障害児 (者) 通所分を含む。)	令和5年度末整備目標に対する達成率 27%	施設整備費への特別助成や加算等を実施することにより、整備を着実に推進している。	「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進 令和3年度～令和5年度 5,000人 (重症心身障害児 (者) 通所分を含む。)		区市町村	福祉保健局	
1-(4) 若年無業者 (ニート)、非正規雇用対策										
若年無業者 (ニート) への就労・職業訓練										
64	◆地域若者サポートステーション (愛称: サポステ) (厚生労働省認定事業) ・ニート等の働くことに様々な悩みを抱えている若者が就労に向かうことができるよう、キャリアコンサルティング等が一人一人の状態に合わせて専門的に相談に応じるとともに、コミュニケーション能力向上のための訓練等、職業的自立に向けての専門的相談支援を実施します。	—	新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受け、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により長期にわたる社会活動が大きく制限されたが、その中でも、SNSを活用した周知広報の強化、オンラインによる支援の導入・強化等により、新規登録者数・就職者数とも対前年比で増加した。		令和3年度から複数年度 (2カ年度) 契約に移行し、より継続的な支援が可能になった。 ・49歳までを支援対象として相談体制を整備し、サポステから福祉機関等へのアウトリーチ型支援の充実を図ることにより、就職氷河期世代の個人々の状況に合わせてより丁寧なより添い支援に取り組むことができている。	支援の必要な方に支援が行き届くよう、効率的・継続的な周知広報の工夫が必要である。	オンラインを活用した相談等の支援について、感染症予防のための対面支援の代替手段だけでなく、利用者の個別ニーズに対応するための支援手法の一つとして積極的に推進していく。	国 (東京労働局)	—	
65	◆東京しごとセンターヤングコーナー「就活アプローチ事業」 働くことによる社会的自立が必要にもかかわらず、就職活動に踏み出せない若者を対象に、専門スタッフのもとで就労に必要な基礎的訓練と就業体験とを段階的に組み合わせた支援プログラムを実施しています。 ・若者の就労支援機関のスタッフ向けセミナーを実施します。	—	・ワークスタート支援プログラム: 4期開催、38人受講 ・就労支援機関担当者向けセミナー: 2回開催、40人参加		プログラムで若者の自信と意欲を高めると共に、スタッフ向けセミナーでプログラムの周知や就業支援ノウハウを提供し、支援の充実に繋げている。	参加者数の確保	同規模で事業継続	都	産業労働局	
正規雇用化のための就労支援										
66	◆非正規雇用対策の推進 ・若者をはじめ非正規雇用者等の正規雇用化、正社員転換を図る多様な施策を展開します。 ・正規雇用転換後も安心して働き続けられる労働環境整備を行った企業に対して助成金を支給し、非正規雇用者の正社員転換等を促進します。 ・若者の正規雇用化を進めるため、セミナーと企業内での実践的な職場実習を組み合わせたプログラムを展開します。 ・正社員となる機会に恵まれない非正規雇用の期間が長期化した就職氷河期世代を対象に、個人の職務経験等に合わせたきめ細かな支援プログラムを提供し、正規雇用化を支援します。	—	・若年者就職アップ事業【受講者数96人】 ・若年者早期就職支援事業【受講者数283人】 ・正規雇用等転換安定化支援助成金【交付数1,644件】 ・若者正社員チャレンジ事業【受講者数611人】 ・東京しごと塾事業【受講者数117人】 ・ミドルチャレンジ事業【受講者数88人】 ・就活エクスプレス【受講者数574人】		個々の状況にあわせて受講できるプログラムの提供や助成金支給により、非正規雇用者の正規雇用転換を着実に推進している。	参加者数の確保	引き続き、関係機関と連携を図りながら非正規雇用対策事業を実施し、正社員転換等を促進する。	都	産業労働局	
67	◆正社員転換等に取り組む企業に対する経済的支援 ・有期契約労働者等の正社員転換等に取り組んだ企業に対して、キャリアアップ助成金を支給し、非正規雇用労働者の正社員化に取り組めます。	—	東京都正規雇用等転換安定化支援助成金の申請期間 (5月～10月) に、6,022事業所に対しキャリアアップ助成金支給決定通知書発送とあわせて当該助成金のリーフレットを同封し利用助奨を行った。	令和3年度の送付件数が令和2年度より増加しており、東京都正規雇用等転換安定化支援助成金の正規雇用転換後の雇用安定に効果が出ていると思われる。	キャリアアップ助成金正社員化コースは、令和4年10月1日から正規雇用労働者定義、対象となる労働者要件の支給要件が変更となり、当該コースの効果的な周知が課題となっている。	引き続きキャリアアップ助成金制度の周知を図り、迅速な支給決定を行っていく。	国 (東京労働局)	—		
68	◆わかものハローワーク ・正規雇用を目指す若者等 (概ね35歳未満の者) を対象として、各種セミナー、ジョブクラブ (就活応援塾)、職業相談、職業紹介等を実施しています。「わかもの」をトータルにサポートするハローワークとして都内には3か所あります。	—	(再掲 方針 I : No. 110)	(再掲 方針 I : No. 110)	(再掲 方針 I : No. 110)	(再掲 方針 I : No. 110)	国 (東京労働局)	—		
69	◆トライアル雇用制度 ・ニート、フリーターなどの職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、正規雇用化等の早期実現を図るため、これらの者を公共職業安定所、又は職業紹介事業者の紹介を通じて一定期間試用雇用する事業主に対して助成措置 (トライアル雇用助成金) をしています。	—	事業主には制度主旨を説明しメリットを理解してもらいトライアル求人の勧奨を行った。求職者に対しても制度の周知をはかり、トライアル求人のメリットを説明して利用を促した。	令和3年度は令和2年度と比べてトライアル利用者は増加しており、一定の成果はあがっている。	制度について、より多くの求人者・求職者の周知・理解を深めていくため、トライアル制度の周知をおこない、必要な求人者・求職者の利用を促進していく。	引き続きトライアル雇用制度による支援を実施していく。	国 (東京労働局)	—		
早期離職防止のための支援										
70	◇東京しごとセンターヤングコーナー「若者の職場定着支援事業」 ・入社3年目までの若者及び企業の育成担当者並びに管理監督者向けにセミナーやプログラムを開催し、若年者の早期離職の防止を図るとともにキャリア形成を支援しています。	—	・社会人基礎プログラム: 6回開催、283人参加 ・育成担当者向けセミナー: 2回開催、23人参加 他各種セミナー、ガイドブック作成等		キャリア形成と定着を図るプログラム等を提供し、入社早期に抱える課題の克服に貢献している。	参加者数の確保	同規模で事業継続	都	産業労働局	

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)						
人間関係の悩みや突然とした不安・孤独などの若者総合相談・支援									
71	◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。		(再掲 方針Ⅲ: No. 83)	(再掲 方針Ⅲ: No. 83)	(再掲 方針Ⅲ: No. 83)	(再掲 方針Ⅲ: No. 83)		都	生活文化スポーツ局
72	◇若者チャレンジ応援事業 ・社会的自立に対して、悩みや困難を抱えている若者やその家族、支援者等を対象に、イベントを開催し、社会的自立に向けての一歩を後押ししていきます。	△	令和3年度は未実施	(令和2年度のみ実施) ・社会的自立に困難を抱える若者やその家族、支援者等を対象にオンラインイベントを開催 ・若者応援番組、体験談コーナー、支援団体による座談会、団体紹介等をラジオ番組の一部、ニコニコ生放送、YouTubeにより放送 ・視聴数は3日間合計約46,000であり、目標数値である5,000人/日を大きく上回る参加があった。 ・視聴者アンケートでは「イベントを通して新しい気づきがあった」との回答が7割を超えるなど好評であった。	若者を対象としたイベントは少なく、人とのつながりの大切さや悩みは様々であるといった気づきの機会の提供は極めて重要である。参加団体から継続した実施を望む声が多いことから、今回イベントで好評であった体験談コーナー、支援機関を活用したコンテンツを中心としたオンラインイベントの需要はあると思われる。	類似事業として、孤独や悩みを抱える若者が、他者とながら、不安な気持ちを共有・共感することで、将来に対して前向きになるきっかけとなるイベントを令和4年度に実施。		都	生活文化スポーツ局
1- (5) ひきこもりに係る支援									
相談支援の充実									
73	◆ひきこもり相談事業「東京都ひきこもりサポートネット」の運営 ・ひきこもり状態にある本人やそのご家族等を対象に、電話、メール、訪問による相談を受け付けています。(厚生労働省「ひきこもり対策推進事業」におけるひきこもり地域支援センターに位置付け) ・家族支援として家族セミナー・個別相談会を実施しています。	—	・ひきこもりの状態にある当事者やその御家族等を対象に、電話、メール、訪問による相談を実施した。また、ピアサポーター(ひきこもりの経験がある方やその家族)によるオンライン相談を試行実施した。 (令和3年度実績) ・電話相談 1,616件(延べ) ・メール相談 350件(延べ) ・訪問相談 16件(新規申込) ・ピアオンライン相談 2件(延べ) ・家族セミナー・個別相談会を12回、平日個別相談会を24回実施した。	ひきこもりの状態にある当事者やその御家族等が適切な支援を受けられるよう、相談及びセミナー等を実施した。	ひきこもりに悩む当事者・家族等が安心して相談できるよう、相談の質を高めると共に事業周知を進める。	・引き続き、事業を実施していく。	「ひきこもり対策推進事業」は「ひきこもり支援推進事業」に変更されている。	都	福祉保健局
74	◇「東京都ひきこもりに係る支援協議会」の運営 ・学識経験者、家族会、当事者団体、相談・支援に係わる関係機関や区市町村による「東京都ひきこもりに係る支援協議会」を設置し、年齢等による切れ目のないきめ細かい支援の実現に向け、支援の在り方等について検討します。	—	・令和3年度は計4回開催した。 ・これまでの検討内容を踏まえ、令和3年8月に「提言」を公表した。 ・令和4年1月より、新たに4名の委員を加えた第二期の支援協議会開始	・令和元年度より、学識経験者や当事者団体・家族会、関係機関等の有識者を委員として、当事者・家族の状況に応じた切れ目のないきめ細かい支援等について検討し、令和3年8月に「提言」を公表した。	・引き続きそれぞれの立場に応じた多角的な視点から意見交換を行う必要がある。	・令和4年度は、広報事業の充実・強化や「ひきこもり等の若者支援プログラム」の改定を行うため、各部会を設置し検討を行ってきた。今後も都や区市町村のひきこもりに係る支援施策に活かしていく。		都	福祉保健局
75	◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。		(再掲 方針Ⅲ: No. 83)	(再掲 方針Ⅲ: No. 83)	(再掲 方針Ⅲ: No. 83)	(再掲 方針Ⅲ: No. 83)		都	生活文化スポーツ局
76	◆若者チャレンジ応援事業 ・社会的自立に対して、悩みや困難を抱えている若者やその家族、支援者等を対象に、イベントを開催し、社会的自立に向けての一歩を後押ししていきます。		(再掲 方針Ⅱ: No. 72)	(再掲 方針Ⅱ: No. 72)	(再掲 方針Ⅱ: No. 72)	(再掲 方針Ⅱ: No. 72)		都	生活文化スポーツ局

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性(取組)	備考	実施主体	所管局
		○:既存変更 △:終了 -:変更なし	令和3年度実績(事業の進捗状況)						
支援体制の強化(NPO等の団体育成、人材育成)									
77	◆東京都若者社会参加応援事業 ・都の作成した「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿って活動するNPO法人等の民間支援団体を選定・評価の上登録し、都民や区市町村等に周知しています。	—	・都の作成した「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿って活動するNPO法人等の民間支援団体を選定・評価の上登録し、都民や区市町村等に周知した。 ・令和3年度現在、20の民間支援団体が登録事業に参加している。	登録団体数(過去2年分) 令和元年度末…22団体 令和2年度末…20団体	・中高年層を含む全世代の当事者や家族がそれぞれの状況と心情に合った居場所や活動の場を選択し、自己肯定感、自尊感情を取り戻しながら生きる意欲を高め、社会とつながることできる地域社会の実現のため、多様な地域資源を開拓する必要がある。	・支援対象を家族を含む全世代とし、支援の目標を当事者や家族の尊敬と自己肯定感の回復とするほか、当事者等が安心して利用できる多様な地域資源を開拓できるような、事業の見直しを行っている。		都	福祉保健局
78	◆地域における若者の自立等支援体制の整備 ・地域のニーズに応じて、区市町村において若者の育成支援施策を円滑に実施できるよう、若者のための相談窓口の設置又は支援事業の新設・拡充を行う区市町村に対して費用の補助を行います。 ・区市町村職員向け情報交換会や地域支援者向け講習会を実施します。	—	・区市町村補助:4自治体(台東区、品川区、練馬区、昭島市) ・区市町村職員向け情報交換会:令和4年4月、オンライン開催 ・地域支援者向け講習会:2回実施	子ども、若者育成支援推進法に基づき都内区市町村が開設する子ども・若者総合相談センターの設置や拡充にあたり、都が補助を行った施設は7か所	区市町村における補助事業活用が進んでいない	区市町村に対して補助事業の活用を積極的に働きかけるとともに、引き続き、区市町村が主体的に事業を実施できるよう支援		都	生活文化スポーツ局
普及・啓発									
79	◆ひきこもりに係る講演会・合同相談会 ・ひきこもりについて悩んでいる家族向けに、ひきこもりについての講演会を開催しています。同時に、都内で支援を行っている民間支援団体及び公的機関による合同相談会を実施します。	—	・新型コロナウイルス感染症も考慮し、講演会をオンラインで配信した。 配信期間:令和4年10月6日~令和5年2月28日	令和元年度までは講演会を定員500名にて実施していたが、オンライン配信の方がより多くの方に視聴いただけた。	・講演会の実施方法等について、事業の見直しを行っている。	・令和4年度も講演会のオンライン配信を、令和4年10月から行っている。		都	福祉保健局
80	◆地域支援者向け講習会 ・社会的自立に困難を抱える若者やその家族を支援につなげるため、地域で支援に取り組む民生委員・児童委員等の方々向けに講習会を開催するとともに、ハンドブックを作成し配布します。	—	オンライン形式による講習会2回	いわゆる「ヤングケアラー」について専門的な立場の大学教授と元当事者を招き開催し、一定の知識と情報を提供でき、参加者に好評であった。	オンライン上の開催では、地域支援者同士の意見・情報交換が円滑に図れるように、さらなる工夫が必要である。	引き続き、地域支援者が連携・協力するためのネットワークづくりの情報提供を行う。		都	生活文化スポーツ局
1-(6) 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援									
少年非行防止・保護総合対策の推進									
81	◆補導活動の強化 ・不良行為少年に対する補導活動を強化するとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進しています。 ・暴走族をはじめとする非行集団については、取締りの徹底とグループの解体、少年の加入阻止や構成員の離脱支援など、総合的な対策を推進します。	—	不良行為少年、26,121人補導(令和3年中)	少年非行等の状況に応じて適切に対応した。	少年非行等の新たな状況への対応	少年非行等の状況に応じて実施していく。		都	警視庁
82	◆犯罪被害の防止 ・いわゆる「JKビジネス」に関連して生じる諸問題に対し、特定異性接客営業等の規制に関する条例等に基づき、営業の更なる事態把握、行政・司法の両面から取締りの徹底及び教育・啓発活動の強化等を推進します。 ・児童ポルノ事犯や児童買春事犯など悪質性の高い福祉犯の取締りを強化し、被害少年の早期救出及び保護に努めます。	—	・JKビジネスに関連する事業者に対し、検挙及び行政処分等を実施。 また、学校等に対し被害防止教育を実施。 ・児童福祉法違反等の悪質な福祉犯罪の取締りを実施。	少年を狙った犯罪の状況に応じて適切に対応した。	少年を狙った犯罪の新たな状況への対応	少年を狙った犯罪の状況に応じて実施していく。		都	警視庁
83	◆犯罪防止活動 ・都立高校等へ出張し、未成年者を特殊詐欺の加害者(受け子)及び暴力団員にさせないための防犯講話を実施しています。	—	・東京高等学校の3年生を対象に、「開バイト」の実態を伝え、特殊詐欺の「受け子」や「出し子」にならないための防犯講話を実施(実施回数1回 受講人数約300人)	少年を特殊詐欺に関与させない取組として適切に対応した。	開バイトの募集が蔓延しており、安易な考えて応募してしまう若者の増加	防犯講話に加え、リーフレットの作成やターゲット広告を行い、加害防止の特設サイトに誘導することで危険性についての啓発を行う等、加害防止の取組を引き続き実施していく。		都	生活文化スポーツ局
84	◆セーフティ教室 ・小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。	—	セーフティ教室 実施回数 234回(令和3年中)	少年非行等及び少年を狙った犯罪の状況に応じて適切に対応した。	少年非行等及び少年を狙った犯罪の新たな状況への対応	少年非行等及び少年を狙った犯罪の状況により実施していく。		都 区市町村	警視庁

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
85	◇東京都再犯防止推進計画に基づく施策の推進 ・令和元年7月に策定した「東京都再犯防止推進計画」に基づき、非行の未然防止はもとより、非行や犯罪に陥った少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰できるよう、自立のために必要な修学支援、仕事や居場所の確保など、社会での受入れを推進します。	—	「東京都再犯防止推進計画」に基づき、非行の未然防止を図るとともに、非行少年等が地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう、国、区市町村、民間支援機関等と連携して必要な取組を推進	令和元年度の計画策定より、国、区市町村、民間支援機関等と連携しながら必要な取組を推進してきた。	「東京都再犯防止推進計画」は計画期間を令和元年度から令和5年度までとしており、令和5年度中に次期計画を定める必要がある。	令和5年度中に次期計画を策定予定		都	生活文化スポーツ局
86	◇健全育成コンクール ・都内在学の小学生・中学生・高校生を対象とし、非行防止をテーマとした作品のコンクールを開催することで、少年の「犯罪を許さない心」を育むとともに、優秀作品をポスターなどで周知し、犯罪防止の環境整備を推進します。	—	新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止	—	—	新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、事業内容を検討		都	生活文化スポーツ局
万引き防止対策の推進									
87	◆「子供に万引きをさせない連絡協議会」 ・青少年健全育成団体や教育関係団体等が構成メンバーとなり、子供の非行防止や健全育成に資するため、子供に万引きをさせないために大人にできることを協議します。	—	〔生活文化スポーツ局〕 子供の万引き防止対策について協議するため、令和3年12月14日(火曜日)に開催 〔警視庁〕 万引き防止対策 教室実施回数 1,061回 (令和3年中)	〔生活文化スポーツ局〕 関係機関と連携して、適切に取組んでいる。 〔警視庁〕 少年非行等の状況に応じて適切に対応した。	〔警視庁〕 少年非行等の新たな状況への対応	〔生活文化スポーツ局〕 子供の非行防止や健全育成に資するため、広く子供に係わる人たちが連携協力し、地域社会全体で子供に万引きをさせない意識を高める取組を推進 〔警視庁〕 少年非行等の状況に応じて実施していく。		都	生活文化スポーツ局 警視庁
88	◆万引き防止に関する啓発活動 ・都内全小学校の中から子供の万引き防止をテーマとした「健全育成音楽劇」の実施校を選定し、各校や各地域の実態に合わせた内容で開催します。また、万引き防止の啓発リーフレットを作成し、小学生、中学生に配布します。さらに、習得した知識を生かして、児童に万引き防止標語を作成してもらうことで、効果的な啓発を図ります。	—	万引き防止の啓発リーフレットを都内中小学校に配布(発行部数38万部) 「健全育成音楽劇」を4校で実施 万引き防止標語を実施校近隣の商店街で掲示	実施後のアンケートによると、全体的に好評をいただいている。	より効果的な啓発となるよう、標語の掲示場所について検討する。	より効果的な啓発となるよう、開催校や標語掲示先等の意見を踏まえつつ、事業を展開		都	生活文化スポーツ局
違法薬物の対策強化									
89	◆薬物乱用のない社会づくり ・「東京都薬物乱用対策推進計画(平成30年度改定)」を策定し、関係機関と連携して、「啓発活動の拡大と充実」、「指導・取締りの強化」、「薬物問題を抱える人への支援」の3つの柱のもとに、薬物乱用対策を推進しています。 ・危険ドラッグ対策についても取組を継続していくとともに、若い世代を中心に大麻の乱用が拡大している実態を踏まえ、青少年に対し大麻の危険性・有害性について啓発を強化していきます。 ・小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象とした、薬物乱用防止教室、講習会やゼミナール教室の開催に当たっては、キヤラバンカーの活用や薬物専門講師の派遣などにより、指導内容の充実を図ります。	—	【福祉保健局】 ○薬物乱用防止ポスター・標語の募集(中学生対象)必着数:ポスター-576枚、標語37,077枚 ○薬物乱用防止社会啓発 都立高校校(都立小中高高等学校) 活動の成果として150,000部リーフレットを作成し、都内高校1年生に配布 ○薬物乱用防止啓発活動の充実・充実 ポスターの部 41枚、標語の部 58枚、高校生参加校1校 ○学校に置いていない青少年を啓発した健全育成音楽劇(大6、インターネット等において薬物乱用防止啓発動画(スポーツ動画配信)を放映 ○啓発活動、パフレット、リーフレット等の整備 ・「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」(小中学校高学年・中学生用)90,000部 ・「SDG薬物乱用〜考える〜」20,000部 ・「ここをストップ!薬物乱用」30,000部 ○啓発活動の強化 東京都薬物乱用防止推進計画に基づき、関係機関と連携して、関係機関との連携を深めることで、総合的な薬物乱用対策を行うことができた。 ○当該から各大学に対し積極的に働きかけを行うことで、従来実施だった大学や団体に対しても、薬物乱用防止啓発の実施を拡大することができた。 【警視庁】 ○各種会議への参加や情報交換等を通じ、関係機関との連携を深めることで、総合的な薬物乱用対策を行うことができた。 ○当該から各大学に対し積極的に働きかけを行うことで、従来実施だった大学や団体に対しても、薬物乱用防止啓発の実施を拡大することができた。 【警視庁】 ○薬物乱用防止啓発 現在実施している各学校・団体のみならず、若年層の保護者世代等も含めた、幅広い対象に対し積極的に行っていく。 ○情報発信 従来の媒体だけでなく、時勢を捉え若年層に直接到達するよう、各種SNS等を含めた幅広い媒体を活用し、多角的に実施していく。	【福祉保健局】 ○年齢に応じた取組を実施し、薬物乱用防止意識の醸成を図った。 ○ポスター広報を活用し、若年層への啓発を強化した。 ○啓発資料の配布・貸出により、各地域で実施される薬物乱用防止教室等の啓発活動に寄与した。 ○未規制薬物を国に先駆けて都知事指定薬物として指定するなど、取締の徹底を図った。 【警視庁】 ○各種会議への参加や情報交換等を通じ、関係機関との連携を深めることで、総合的な薬物乱用対策を行うことができた。 ○当該から各大学に対し積極的に働きかけを行うことで、従来実施だった大学や団体に対しても、薬物乱用防止啓発の実施を拡大することができた。	【福祉保健局】 ・全国における大麻事犯検挙人員は8年連続で増加しており、その約7割が30歳未満の若年層であることから、啓発強化が必要である。 ・心の悩みや生きづらさ等を要因として市販薬乱用を繰り返す10代の若者が増えていることから、実態把握を行ったうえで、心の悩み等に関する相談先を周知していく必要がある。 【警視庁】 ○薬物乱用防止啓発 現在実施している各学校・団体のみならず、若年層の保護者世代等も含めた、幅広い対象に対し積極的に行っていく。 ○情報発信 従来の媒体だけでなく、時勢を捉え若年層に直接到達するよう、各種SNS等を含めた幅広い媒体を活用し、多角的に実施していく。		国 都	福祉保健局 警視庁	
相談体制の充実									
90	◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。	—	(再掲 方針Ⅲ: No. 83)	(再掲 方針Ⅲ: No. 83)	(再掲 方針Ⅲ: No. 83)	(再掲 方針Ⅲ: No. 83)		都	都民安全推進本部
91	◆東京都子供・若者支援協議会の運営 ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、東京都子供・若者支援協議会を運営します。	—	代表者会議開催1回開催、連絡調整部会2回開催	国が設置を進める、子ども・若者育成支援推進法第19条に規定する子供・若者支援協議会として、都内の関係機関の効果的な連携のために運営している。各関係機関の事業内容や、時事に応じた情報共有を実施することができた。	都が運営する協議会であるため、都内の大きな政策・事業の情報共有は可能である一方、子供・若者への効果的な支援のために、実際の支援の現場である区市町村単位での協議会の設置が必要であると考え、区市町村での協議会の設置がなかなか進まない現状がある。	困難等を抱える子供・若者の社会的自立に向けた支援を効果的かつ円滑に実施するため、今後とも協議会を通じて、取組状況や支援機関の連携推進について、情報共有を進めていく。		都	生活文化スポーツ局

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局	
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)							
雇用対策・就労支援等の立ち直り活動										
92	◆「農業体験」や「就労支援」の実施 ・都内4か所の農園と協力した農業体験や、関係機関と連携した就労支援など、非行少年等に対する立ち直り支援活動を実施しています。	—	都内4か所の大型農園のうち、1か所で農業体験活動を実施。各少年センターでの野菜作り体験など、支援活動対象少年を含む36名の少年が農業体験活動に参加した。職業能力開発センターと連携し、就労支援を実施し、1名の少年が希望の職種に就いた。(令和3年中)	少年非行等の状況に応じて適切に対応した。	少年非行等の新たな状況への対応	少年非行等の状況に応じて実施している。		都	警視庁	
93	◆協力雇用主制度の普及啓発 ・非行からの立ち直りに関する研修会等において、協力雇用主による講演を実施するほか、法務省作成の協力雇用主制度のリーフレットやアンケート結果を配付し、保護司・民間支援団体・公的機関の職員等が制度や実態を知る機会を作る場を設けています。 ・法務省の依頼により、協力雇用主の登録拡大に向けた広報等への協力を区市町村に呼びかけています。	—	「再犯防止に関する研修会」において、法務省東京保護観察所から「都内における刑務所出所者等の就労支援」について講演いただき、協力雇用主の実態を研修生に情報提供した。	犯罪や非行からの立ち直り支援に関わっている多くの支援者の方に対し、「再犯防止に関する研修会」や「非行少年・再犯防止支援ガイドブック」を通じて、普及啓発を実施した。	—	法務省と連携し、協力雇用主の登録拡大に向けて広報等を実施		都	生活文化スポーツ局	
94	◆自治体における就労支援 ・保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用します。 ・総合評価方式における加点制度を措置し、非行少年等の雇用に協力する企業を支援します。	—	・保護観察対象少年を1名雇用(2か月)。 ・業務委託において総合評価方式を実施するに当たり、案件に応じて、政策的評価項目に「保護観察対象者等の雇用」を設定	関係部署と連携して、適切に取り組んでいる。	—	・保護観察所等の関係機関と連携し、対象となる少年に対してチラシ等により本事業を周知 ・総合評価方式における加点制度等を通じて、非行少年等の雇用に協力する企業を支援		都	生活文化スポーツ局	
95	◆ハローワークによる刑務所出所者等の就労支援 ・刑務所、少年院、保護観察所、更生施設等との連携の下、矯正施設在所中からの就労をめざして、就労支援ナビゲーター等による個別担当制での支援を行うなど、きめ細かい職業相談及び職業紹介等を実施します。 ・保護観察所から提供される協力雇用主情報に基づく求人開拓やトライアル雇用制度の活用等により、就労支援の充実・強化を図ります。	—	ハローワークの専門窓口において、令和3年度は788人に対し就職支援を実施。就職件数は681人、本事業での就職率は86.4%となっている。	ハローワークによる刑務所出所者等の就労支援により就職した刑務所出所者の過去5年間は779人、平成29年度787人、平成30年度779人、令和元年度769人、令和2年度675人、令和3年度681人と一定の効果は挙げていると思われる。	刑務所出所者専用求人については、建設業が大部分を占めており、女性受刑者・高齢受刑者にとってはミスマッチが生じる場合が多い。	引き続き、各施設等と連携を続け、刑務所出所者等に対する職業相談・職業紹介の実施を継続していく。		国(東京労働局)	—	
非行少年の立ち直りを支援する社会づくり										
96	・立ち直り支援の事例等を紹介する研修会や矯正施設等の見学会を開催するとともに、参加者間での情報交換を行うことで、地域の支援者等の連携強化を図ります。これにより、支援に携わるNPO法人等の民間団体や行政職員を育成し、裾野の拡大と取組の支援を行います。	—	「再犯防止に関する研修会」をオンラインにて4回実施(受講申込者811名)	毎年度多くの受講申込があり、アンケートでも好評をいただいている。	—	参加者同士の交流を図ることにより、地域における支援者のネットワーク化を推進していく		都	生活文化スポーツ局	
97	◆“社会を明るくする運動”の推進 ・各種行事において東京都推進委員会委員長(東京都知事)から運動の推進を図るための挨拶を述べるほか、シンポジウムでは職員がパネリストとして出席し同運動に対する都民の意識啓発を行います。	—	例年、東京都推進委員会(知事)の挨拶を述べている行事が令和3年度は中止となったが、知事が来賓として祝辞を述べる「東京更生保護事業関係者顕彰式典」は実施された。治安対策部長が出席し、知事の祝辞を代読した。	毎年度法務省等関係機関と連携して、適切に都民の同運動に対する啓発に取り組んでいる。	—	都の様々な広報媒体を用いて都民の普及啓発を促進		国 都 区市町村	生活文化スポーツ局	
98	◇非行少年・再犯防止支援ガイドブック ・再犯防止に関する知識や支援制度、関係機関を一元化し、保護司、区市町村職員、更生保護・福祉等の関係機関の職員が犯罪をした者等の立ち直りを支援する際の支援力の向上を図るとともに、再犯防止に関する支援ネットワークの基礎を構築します。	—	令和4年1月に8,000部を発行	非行分野、就労・居住支援分野、福祉・保健・医療分野等、関連機関にガイドブックを配布し、好評をいただいている。	毎年度、同ガイドブックの内容に必要な更新(掲載済みの支援機関等に関する情報の更新、国が行う制度の改正等)を行い、有益な情報を支援者等へ提供することで、立ち直り支援の取組をサポートする。	非行少年や犯罪をした者の社会復帰支援に携わる支援者の「立ち直りを支援する力」の向上と、支援者間のネットワークづくりを推進		都	生活文化スポーツ局	
少年鑑別所										
99	◆少年鑑別所 ・少年鑑別所は、(1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、(3)地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設です。	—	・在京2施設(東京少年鑑別所及び東京都少年鑑別所)の令和3年の入所者合計は延べ735人である。	・少年法等の一部改正に伴い、特定少年を考慮した鑑別・観護処遇の実施体制の構築を図った。また、地域のニーズに応じ、地域における非行及び犯罪の防止に関する各種援助業務に積極的に取り組んでいる。	・少年法等の一部を改正する法律(令和3年法律第47号)の施行(令和4年4月1日)を受け、特に特定少年の鑑別や観護処遇について、引き続き、関係機関と緊密に連携しながら適切に進めること、少年保護手続を徹底し、必要とされる各段階においてアセスメントを行うことが課題である。	・特定少年に対するものを含め、鑑別及び観護処遇の実施体制をより一層強化する。 ・在所者の自主性を尊重しつつ、在所者に対する健全な育成のための支援を引き続き充実させる。	特記事項なし	法務省	—	
100	◆鑑別 ・鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者についての非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。 ・鑑別は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行います。	—	・在京2施設(東京少年鑑別所及び東京都少年鑑別所)の令和3年の鑑別受付人員合計は延べ1,218人である。	・在京2施設(東京少年鑑別所及び東京都少年鑑別所)の鑑別受付人員合計(延べ人数)は、令和元年(平成31年)は1,463人、令和2年は1,252人と、直近3年は1,300人前後で推移しており、精度の高い鑑別の実施に向けて取り組んでいる。	・少年法等の一部を改正する法律(令和3年法律第47号)の施行(令和4年4月1日)を受け、特定少年の鑑別について、関係機関と緊密に連携しながら適切に進めること、少年保護手続を徹底し、必要とされる各段階においてアセスメントを行うことが課題である。	・特定少年に対するものを含め、鑑別全般について、精度の高い鑑別の実施に向けた体制強化を引き続き行う。 ・少年保護手続のあらゆる場面・段階において、必要なアセスメントを行う取組を一層推進する。	特記事項なし	法務省	—	

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	事業の状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
			令和3年度実績 (事業の進捗状況)	事業の状況						
101	◆法務少年支援センター 少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。 また、子供の非行問題などの本人や家族からの相談に対応し、心理学の専門家である職員が保護者に対して今後の子供との接し方を助言したり、子供本人に継続的にカウンセリングを行ったりするなどの援助を行っています。	—	・在京2施設 (東京少年鑑別所及び東京西少年鑑別所) の令和3年の地域援助人員合計は延べ4,486人である。 (内訳: 個人援助867人、機関等援助3,619人)	・在京2施設 (東京少年鑑別所及び東京西少年鑑別所) の地域援助人員合計 (延べ人数) は、令和元年 (平成31年) は6,663人、令和2年は4,745人であった。新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら、援助を実施している。 ・令和3年11月から、全国14か所の法務少年支援センターで新たに「オンライン心理相談」を始め、在京2施設 (東京少年鑑別所及び東京西少年鑑別所) でも開始した。	・援助を必要とする方が利用しやすい環境整備や、関係機関との連携をより一層進めることが課題である。	・引き続き、援助を必要とする方にとって利用しやすい環境整備を進めるほか、少年鑑別所を主催者とした「地域援助推進協議会」の開催を継続することで、学校や自治体等の関係機関とのより一層の連携強化を図る。	特記事項なし	法務省	—	
少年院										
102	・少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設です。 ◆矯正教育 少年院においては、設置された矯正教育課程ごとに、当該少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法等を定める少年院矯正教育課程を編成しています。その上で、入院してくる少年一人ひとりの特性及び教育上の必要性に応じ、家庭裁判所、少年鑑別所の情報及び意見等を参考に個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かい教育を実施しています。 少年院では、少年の必要性や施設の立地条件等に応じた特色のある様々な教育活動が行われています。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立っています。 また、円滑な社会復帰を図るため、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰住先や就労・就学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れています。	—	・在京3施設 (多摩少年院、東日本少年矯正医療・教育センター及び愛光女子学園) における令和3年の入院者合計は延べ159人である。 ・在京3施設 (多摩少年院、東日本少年矯正医療・教育センター及び愛光女子学園) における令和3年の就労支援実施人員合計は延べ48人 (うち24人が在院中に内定) である。 ・在京3施設 (多摩少年院、東日本少年矯正医療・教育センター及び愛光女子学園) における令和3年の高校卒業程度認定試験合格 (一部科目) 人員合計は延べ18人、同試験合格 (全科目) 人員合計は延べ17人である。 ・令和2年に法務省及び文部科学省による「少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に関する検討会」が行われ、引き続き一部少年院において通信制高校と連携した修学支援を実施している。	・一人ひとりの特性及び教育上の必要性に応じて個人別矯正教育目標を作成し、矯正教育を実施した。 ・進路に応じて、就労支援や修学支援等の社会復帰支援を実施した。	・少年法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第47号) の施行 (令和4年4月1日) により、18歳以上の少年は「特定少年」と位置付けられたことから、「新たな特定生活指導として、法教育 (消費者教育や契約など) や社会人としての心構え (仕事、家族、友人、結婚など) を取り上げる」「成年社会参画指導」の実施を開始するとともに、職業指導については、時代のニーズ等を踏まえ、これまでの職業指導科目を実践的・社会的視点で見直し、「ICT技術科」、「製品企画科」、「総合建設科」などに再編された。また、保護観察中の特定少年に対する少年院への收容決定 (改正少年法第66条第1項) がなされた際の対応として、少年院の種類に第5種が新設された。今後は、特定少年に対する矯正教育及び社会復帰支援を充実させていくことが課題である。	・少年院出院者等からの相談に少年院職員が応じることができる制度を活用するなど、職場定着に向けた働き掛けを充実させていく。 ・高等学校卒業程度認定試験については、外部講師を招へいする等、指導体制の充実を図っていく。 ・通信制高校と連携した修学支援については、より効果的な実施に向けて、通信制高校との連携を深めながら実績を積み上げていく。 ・特定少年については、社会で責任ある主体である成年として、積極的な役割を果たすべき存在と期待されることから、新たな要請に対応した矯正教育及び社会復帰支援を充実させていく。	特記事項なし	法務省	—	
更生保護										
103	・更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に指導・支援することにより、再犯・非行を防ぎ、これらの人たちの立ち直りを助ける仕組みであり、保護観察所において、保護司や更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちや、関係機関・団体との幅広い連携によって推進されています。 更生保護の内容には、主なものとして、保護観察、応急の救護等及び更生緊急保護、仮釈放・少年院からの仮退院等、生活環境の調整、恩赦、犯罪予防活動、があります。	—	東京保護観察所 (本庁、立川支部) では、令和3年に家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年813人、少年院からの仮退院を許された保護観察に付された少年150人について、新たに保護観察を開始した。保護観察対象者に対しては、改善更生のための指導監督のほか、関係機関と連携しながら、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用等に重点を置いて、再犯・再非行の防止に努めている。令和3年度に協力雇用主の元で就労を開始した20歳未満の保護観察対象者は17人であった。また令和3年度に法務省が民間事業者に委託して行う少年院仮退院後の学習支援事業により修学支援を受けた少年は5人であった。	個々の特性を踏まえ、必要に応じ、関係機関と連携しながら、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用により、再犯・再非行の防止に努めている。	刑法等の一部を改正する法律 (令和4年法律第67号) が成立し、これを受けて、令和5年度以降、段階的に改正更生保護法を始めとする関連法令の施行が見込まれることから、これらの実施態勢の整備が課題である。	令和4年4月から少年法等の一部改正により18・19歳の特定少年に対する保護観察について異なる取扱いがなされるようになったほか、18・19歳の少年に対し、専門的処遇プログラムの受講を特別遵守事項として義務付ける取組等が開始されている。今後は、令和4年6月に成立した刑法等の一部改正の施行が予定されており、令和5年度中には、特別遵守事項の類型に更生保護施設、病院、ダルク等) を受けることを追加する規定等の施行が見込まれることから、円滑な施行に向けて実施体制の整備を行っていく。		法務省	東京保護観察所	
1- (7) 子供の貧困										
子供の貧困										
104	◇在宅子育てサポート事業 生後3歳未満の子供を持つ家庭を対象として、保育サービスを利用していない期間について、家事支援サービスの利用支援を行うことで、保護者の負担軽減を図るとともに、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなぎ、要支援家庭への移行を未然に防止します。	△	—	—	—	—	—	—	区市町村	福祉保健局
105	◇子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> 公的な支援につながない子供がいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーや栄養士等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援します。	—	3区 (令和3年度子供家庭支援区市町村包括補助事業交付決定)	養育困難や生活困窮等、食の支援が必要と認められた家庭に食事を直接届けることで、子どもの見守りや関わりを行い、家庭における様々な問題を把握し、早期に適切な支援につなぐことができた。	事業実施主体、地域の拡充を図っていく必要がある。	引き続き、子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局	

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況		事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)					
106	◇子供食堂推進事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> 子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。	-	15区14市 (令和3年度子供家庭支援区市町村包括補助事業交付決定)	子供食堂の安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援するとともに、子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援することができた。	引き続き、地域の子供食堂の支援に取り組み区市町村を支援する必要がある。	引き続き、地域の子供食堂の支援に取り組み区市町村を支援する。	区市町村	福祉保健局
107	◇子供の貧困対策支援事業 ・生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等を必要な支援につなげることを目的に、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など子供の貧困対策の推進に取り組み区市町村を支援します。	○	10区市	需要のある自治体に対し、確実に補助を行っている	事業活用自治体の増	担当者向けの事業説明会等で周知し、活用自治体数を増やしていく	区市町村	福祉保健局
108	◇子育てサポート情報普及推進事業 ・生活に困窮する子育て世代等を必要な支援につなげることを目的に、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図ります。	-	「とくきょう子育て応援ブック」を発行 (発行部数: 17万部)	様々な機会を捉えて普及啓発を実施し、要支援家庭・生活困窮世帯・ひとり親世帯等が行政につながるよう努めた。	配布は一部の子育て家庭にとどまってお り、広く周知することが課題	令和4年度にとくきょう子育て応援ブックをもとにチャットボットを構築し、紙媒体と合わせて、より多くの子育て家庭が必要な情報にアクセスしやすい環境を整備した。	都	福祉保健局
109	◇子供サポート事業立上げ支援事業 ・生活困窮世帯の子供に対して、支援を実施する民間団体の事業の立上げ等に取組む区市町村を支援します。	-	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	(区市への補助事業のため、特段の目標等は設定していない。)	(区市への補助事業のため、特段の課題等は設定していない。)	生活困窮世帯の子供が将来的に社会的、経済的に自立できるように、生活困窮世帯の子供を支援する団体の事業立上げ等に取り組み区市町村を支援することで、貧困の世代連鎖を防止していく。	区市町村	福祉保健局
110	◇フードパントリー設置事業 ・住民の身近な地域に「フードパントリー (食の中継地点)」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うとともに、それぞれの生活の状況や食以外の困りごと等について話を聴くことで、現在区市等の相談支援窓口を利用していない生活困窮者を、それぞれの状況・意向に応じた適切な相談支援機関に繋ぐ取組を行う区市町村を支援します。	-	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	(区市への補助事業のため、特段の目標等は設定していない。)	(区市への補助事業のため、特段の課題等は設定していない。)	生活困窮者に対する食料提供と同時に、困りごと等について話を聴くことで、支援制度等を利用していない生活困窮者を適切な相談支援機関等につなぐための支援を行っていく。	区市町村	福祉保健局
111	◇ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ・高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。	-	貸付決定件数 ○訓練促進資金 ・入学準備金 68件 ・就職準備金 38件 ○住宅支援資金 47件	令和3年度の住宅支援資金の創設により、今後実績増が見込まれる。	本貸付制度の利用にあたっては、区市町村による高等職業訓練促進給付金の支給又は母子・父子自立支援プログラムの策定が前提条件となるため、それぞれ制度が着実に実施されるよう、区市町村へに対する技術支援が必要となる。	ひとり親家庭の自立促進を図るため、引き続き実施していく。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局
112	◇ひとり親家庭向けポータルサイトの創設 ・国、都、区市町村や民間支援機関等が実施しているひとり親家庭を対象とした支援施策等について、横断的に検索できる総合情報サイトを開設します。	-	ページビュー数: 660,457件 (令和3年度)	国や都、各区市町村が取り組むひとり親施策について、都が横断的に取りまとめ、分かりやすく発信	引き続きポータルサイトの運用を実施	サイトのアクセス状況を踏まえつつ、ひとり親にとって有益な支援情報や、コラムを引き続き提供していく。	都	福祉保健局
113	◇ひとり親家庭相談体制強化事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・就業等の理由により、平日や日中の時間帯に相談できないひとり親の困難な状況を解消するために、土日・夜間の窓口開所や、SNS等を活用した対面相談以外の相談を実施するなど、ひとり親がより相談しやすい体制の強化を図る区市町村を支援します。	-	1市	令和2年度の制度開始以降、区市町村に対して事業実施への働きかけを行ってきたが、令和4年度から国事業の制度創設により、一部事業整理を実施。	未実施の区市町村について、事業周知と技術支援が必要となる。	未実施の区市町村について、実施の働きかけを行っていく。	区市町村	福祉保健局
114	◇校内寺子屋 ・義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援するため、「学力向上研究校」として30校を指定し、実施しています。		(再掲 方針 I : No. 141)	(再掲 方針 I : No. 141)	(再掲 方針 I : No. 141)	(再掲 方針 I : No. 141)	都	教育庁
115	◆私立高等学校等特別奨学金補助事業 ・私立高等学校等に在学する生徒の保護者に対し授業料軽減助成を実施している (公財) 東京都私学財団に対して補助します。国の高等学校等就学支援金と合わせて都内私立高等学校平均授業料まで支援しています。		(再掲 方針 I : No. 130)	(再掲 方針 I : No. 130)	(再掲 方針 I : No. 130)	(再掲 方針 I : No. 130)	公益財団法人私学財団	生活文化スポーツ局

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)						
1- (8) ひとり親家庭に育つ子供への支援									
相談体制の整備									
116	◆東京都ひとり親家庭支援センター事業 ・区部にあるひとり親の総合支援拠点に加え、新たに多摩地域に総合支援拠点を設置します。また、ひとり親同士の情報交換の場として、ひとり親グループ相談会を実施します。 ・ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援事業、離婚前後の親支援講座、ひとり親への支援を行う相談支援員研修を実施します。	—	令和3年度相談実績: 12,614件 令和3年度下半期より、委託事業者を変更した。	ひとり親家庭及びその関係者に対する相談支援や普及啓発等を実施し、自立と生活の安定を図ってきた。	引き続き支援を実施していく。	引き続き支援を実施していく。		都	福祉保健局
117	◆ひとり親家庭等生活向上事業 ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決を図るため、家計管理等の講習会、民間事業者を活用した訪問相談、子供の生活・学習支援など、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。	—	(再掲 方針 I : No. 138)	(再掲 方針 I : No. 138)	(再掲 方針 I : No. 138)	(再掲 方針 I : No. 138)		区市町村	福祉保健局
118	◆生活困窮者自立支援事業 生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市(町村は都)が自立相談支援機関窓口を設置し、複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けたプランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。	—	・都内50自治体において窓口を設置し、支援を実施した。(必須事業)	・事業従事者を対象とした研修等を実施した。	・区市の自立相談支援機関等の窓口体制の強化	・事業従事者を対象とした研修等を実施することにより、区市の自立相談支援機関等の窓口体制の強化を図る。		区市、町村は都	福祉保健局
119	◆配偶者暴力のある家庭の子供に対する講座の実施 ・こころの傷の回復を側面から支援するため、遊びなども取り入れて友達とコミュニケーションの取り方などを継続的に学習する講座を実施します。	—	9回実施。延べ72名参加	前年度は6回実施、延べ30名の参加であったが、今年度はコロナ禍においても日程を調整する等により前年より回数と参加者数を多くすることができた。	参加者数の確保	「子供広場」の実施(13回予定)。		都	生活文化スポーツ局
120	◇ひとり親家庭相談体制強化事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・就業等の理由により、平日や日中の時間帯に相談できないひとり親の困難な状況を解消するために、土日・夜間の窓口開所や、SNS等を活用した対面相談以外の相談を実施するなど、ひとり親がより相談しやすい体制の強化を図る区市町村を支援します。	—	(再掲 方針 II : No. 113)	(再掲 方針 II : No. 113)	(再掲 方針 II : No. 113)	(再掲 方針 II : No. 113)		区市町村	福祉保健局
121	◇若年被害女性等支援モデル事業 ・暴力被害等の困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し、公的機関につなぐなどのアプローチを行う仕組みを構築します。	○	○委託団体数: 4団体 ○街頭アウトリーチ: 466回(常設含む) ○相談件数: 約50,462件	令和3年度から委託団体数を増やし、相談支援体制の強化を図り本格実施に移行	中長期的な居場所の確保	引き続き着実に実施していく。	令和3年度から事業名修正「若年被害女性等支援事業」	都	福祉保健局
就業支援									
122	◆東京都ひとり親家庭支援センター事業 ・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業(就業相談、就業促進活動、相談支援員研修会)、キャリアアップ支援、就業支援講習会、就業情報提供事業を行います。 ・親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供など、丁寧な支援を実施します。	—	(再掲 方針 II : No. 116)	(再掲 方針 II : No. 116)	(再掲 方針 II : No. 116)	(再掲 方針 II : No. 116)		都	福祉保健局
123	◆在宅就業推進事業 ・ITを活用した在宅就業を希望するひとり親に対し、業務の開拓や、受発注・納品等のサポートを行うことにより、円滑に在宅就業に従事できるよう支援します。	—	申込者 100名 支援対象者 32名	申込者の増加(令和2年度53名⇒令和3年度100名)	申込者の数に対して対象者の数が少ない。	引き続き、着実に実施していく		都	福祉保健局
124	◆ひとり親家庭への相談窓口強化事業 ・福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行います。	—	5区4市	令和4年度より相談対応時間拡充に対する支援事業が新設され、子供家庭支援区市町村国事業(ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業)からの移行により、今後実施自治体の増加が見込まれる。	未実施の区市町村について、事業周知と技術支援が必要となる。	未実施の区市について、実施の働きかけを行っていく。	令和4年度より、相談対応時間拡充に対する支援事業が新設されたことで、子供家庭支援区市町村包括事業(ひとり親家庭相談体制強化事業)から一部移行。	区市、町村は都	福祉保健局
125	◆東京しごとセンター事業 ・一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援します。 ・「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を行います。	—	各種セミナーやキャリアカウンセリング等を実施し、就職活動を支援した。	女性の能力発揮、女性労働力の開発・活用、仕事と家庭の両立支援への取組を進め、女性の再就職実現を促進している。	認知度向上と新規登録者数の増加	引き続き、キャリアカウンセリングや各種セミナー、求人情報の提供等の雇用・就業に関するサービスを提供して、就労支援を行う。		都	産業労働局

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況 ○：既存変更 △：終了 -：変更なし	事業の状況		今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
			令和3年度実績 (事業の進捗状況)	これまでの事業の評価				
126	◆マザーズハローワーク事業 ・仕事と子育ての両立を目指す方への就職支援を行っています。 ・子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーを設置するなど、子供連れで来所しやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報提供や職業相談等、総合的な支援を行います。	—	・令和3年度は、対面、電話相談、オンライン職業相談を開始した。 ・東京都産業労働局と連携し、レディGO!Projectというイベントの中で仕事と子育てに理解のある事業所の求人確保、仕事と子育ての両立を希望する求職者への職業紹介を行う「仕事と子育て両立支援合同就職面接会」を年4回実施した。	令和元年度における実績 相談件数：41,358件・就職件数4,114人 令和2年度における実績 相談件数：31,303件・就職件数3,036人 令和3年度における実績 相談件数：39,219件・就職件数3,307人	新型コロナウイルスの影響により、令和元年度と比較して減少しているマザーズハローワークの利用者を、新型コロナウイルス前の水準に戻していくことが課題である。	令和3年度に行ってきた支援を引き続き実施していくとともに、オンラインを活用した相談体制の整備を図る。	国 (東京労働局)	—
127	◆公共職業訓練の実施 ・職業能力開発センター等において、求職者等を対象として職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施します。 ・母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練の受講機会の確保を図ります。	—	・職業能力開発センター・校、国立都営の東京障害者能力開発校で実施する訓練 ①求職者訓練 定員 6,765名 (施設内訓練：103科目 4,625名) (委託訓練：43科目 3,640名) ②在職者訓練 定員 19,337名 ・母子家庭の母等の職業的自立促進 (委託訓練) 定員145名	職業訓練を適切に実施	ニーズに応じた職業訓練の実施	継続実施	都	産業労働局
128	◆母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援します。	—	14区23市13町村	令和3年度に新設された住宅支援資金制度の利用にあたって、本プログラムを策定することが前提条件となるため、今後実施自治体の増加が見込まれる。	未実施の区市町村について、事業周知と技術支援が必要となる。	未実施の区市について、実施の働きかけを行っていく。	区市町村	福祉保健局
129	◆生活保護受給者等就労自立促進事業 ・生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者 (住居確保給付金受給者を除く。)等 (以下「生活保護受給者等」という。)を対象として、公共職業安定所 (以下「ハローワーク」という。) 本所等の施設内での就労支援を実施するほか、地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置又は地方公共団体への巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等について、ハローワークと地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を推進することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進します。	—	(ハローワークが各区市と連携して事業を実施)				区市、町村は都国 (東京労働局)	福祉保健局
130	◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座 (通信講座を含む) を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。	—	(再掲 方針 I : No. 135)	(再掲 方針 I : No. 135)	(再掲 方針 I : No. 135)	(再掲 方針 I : No. 135)	区市、町村は都	福祉保健局
131	◆母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業 ・母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組みます。	—	62区市町村	令和3年度の対象講座の拡充等により、受給者数の増加が見込まれる。	区市町村での適正な事業運用のため、制度周知と技術支援が必要となる。	引き続き、目標の62区市町村全域での実施が継続するよう区市町村への技術支援を行う。	区市、町村は都	福祉保健局
132	◆母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業 ・母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組みます。	—	62区市町村	令和3年度の対象講座の拡充等により、受給者数の増加が見込まれる。	区市町村での適正な事業運用のため、制度周知と技術支援が必要となる。	引き続き、目標の62区市町村全域での実施が継続するよう区市町村への技術支援を行う。	区市、町村は都	福祉保健局
子育て支援・生活の場の整備								
133	◆ひとり親家庭ホームヘルパーサービス事業 ・ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。	—	27市町	ほとんどの市町が利用しており、実績数も安定している。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当日キャンセル等対応が難しい状況があった。	引き続き着実に実施していく。	区市、町村は都	福祉保健局
134	◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市 (町村は都) において、生活困窮世帯の子供に対する学習支援や保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行います。	—	(再掲 方針 I : No. 137)	(再掲 方針 I : No. 137)	(再掲 方針 I : No. 137)	(再掲 方針 I : No. 137)	区市、町村は都	福祉保健局
135	◆受験生チャレンジ支援貸付事業 ・学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援しています。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。	—	(再掲 方針 I : No. 139)	(再掲 方針 I : No. 139)	(再掲 方針 I : No. 139)	(再掲 方針 I : No. 139)	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
			(再掲 方針Ⅰ: No.136)	(再掲 方針Ⅰ: No.136)	(再掲 方針Ⅰ: No.136)	(再掲 方針Ⅰ: No.136)			
136	◆被保護者自立促進事業 生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図る。※このうち、次世代育成支援メニューとして、小1～高校生が学習環境整備支援費(塾代)、大学等進学支援費(大学等受験料)等を補助しています。	—	(再掲 方針Ⅰ: No.136)	(再掲 方針Ⅰ: No.136)	(再掲 方針Ⅰ: No.136)	(再掲 方針Ⅰ: No.136)		区市、町村は都	福祉保健局
137	◆都営住宅の優先入居 ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、住宅を提供します。	—	・都営住宅の当選倍率の優遇制度 令和3年度募集戸数 5,550戸(5月・11月、世帯向け募集全体) ・ポイント方式による募集 令和3年度募集戸数 2,680戸(8月・2月、ポイント方式募集全体) ・母子生活支援施設退所者向け特別割当て 令和3年度割当て戸数 52戸	・公募戸数を昨年度よりも増加させており、一定の役割を果たしていると考えます。	・空き住戸の状況に応じて募集戸数を増や等、今後も適切に取り組む。	・今後も継続的に実施		都	住宅政策本部
138	◇公社住宅における入居機会の確保 「ひとり親世帯への支援」住宅問題の解消に向け、東京都住宅供給公社と自治体連携し、相談会を開催。本来、月収として含まない「児童育成手当」や「児童扶養手当」を、月収額に合算して収入審査を実施。あき家先着順募集の一部住宅において、「子どもが18歳になる年度の末日まで」又は「3年間」対象住戸の家賃を20%引きします。	—	○ひとり親相談会等 ・「ひとり親世帯入居サポート」チラシ配布 1区2市(板橋区、稲城市、町田市) ・ひとり親世帯向け入居相談会実施 2区2市(世田谷区、江戸川区、立川市、八王子市) ○ひとり親世帯入居サポート ・収入審査の緩和 令和3年度契約件数: 28件 ・「こどもすくすく割」 令和3年度契約件数: 27件	○ひとり親相談会等 予定どおり実施した 令和4年度のこれまでの実績は以下のとおり ・「ひとり親世帯入居サポート」チラシ配布 1区2市(板橋区、稲城市、立川市) ・ひとり親世帯向け入居相談会実施 1市(立川市) ○ひとり親世帯入居サポート 前年度とほぼ同程度を契約	○ひとり親相談会等 円滑な実施 連携する自治体の拡大 ○ひとり親世帯入居サポート 契約件数の維持	○ひとり親相談会等 区市と連携し、住宅に困窮しているひとり親世帯へ向け入居相談会等を実施 令和4年度は、第4四半期以下以下の2区1市で、ひとり親世帯向け入居相談会を実施する予定 ・世田谷区、江戸川区、八王子市 ○ひとり親世帯入居サポート 収入審査の緩和やあき家先着順募集における「こどもすくすく割」を引き続き実施		東京都住宅供給公社	住宅政策本部
139	◇住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進 子育て世帯を含む住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するとともに登録住宅の入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進めます。また、地域の実情に応じたきめ細かな支援を担う区市町村に対して、広域的な立場から全国の協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する支援を行うなど、区市町村協議会の設置を推進します。	—	・改修費や家賃・家賃債務保証料低廉化に係る補助を行う区市への財政支援 ・登録協力機関制度や見守り機器設置費等の補助実施 ・安心居住パッケージ事業の補助開始 ・登録制度や居住支援法人の指定制度など貸主等への周知活動の実施 ・東京ささエール住宅の登録戸数 46,226戸 うち専用住宅 642戸(令和3年度末) ・居住支援法人指定数 45法人(令和3年度末) ・都内26区市(17区、9市)で協議会が設置	・国の補助制度を活用した区市への財政支援や、貸主に対する都独自の直接補助などを実施し、東京ささエール住宅の登録を促進 ・令和7年度までに登録住宅を3万戸とする目標は、2年度中に達成 ・区市町村等と連携しながら制度の周知を図り、多様な居住支援法人の指定を推進 ・東京都居住支援協議会における、協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する支援の実施等により、区市協議会の設立数は着実に増加	・令和4年3月に策定した「東京都住宅マスタープラン」等において、12年度末までに専用住宅を3,500戸とする新たな目標を設定。目標の達成に向けて、更なる取組が必要 ・令和4年3月に策定した「東京都住宅マスタープラン」等において、12年度末までに居住支援協議会を設立した区市町村の人口カバー率95%以上とする新たな目標を設定。目標の達成に向けて、更なる取組が必要	・住宅確保要配慮者の受入れに伴う貸主の様々な不安を軽減するため、貸主への支援策を充実 ・住宅確保要配慮者への居住支援の取組の促進 ・不動産業団体等との連携強化により、現場レベルで貸主等への普及啓発を強化 ・地域の状況に応じた活動を行う区市町村居住支援協議会の設立や設立後の活動の活性化を一層促進		都	住宅政策本部
140	◆母子生活支援施設等の支援力の向上 母子生活支援施設等における支援の核となる基幹的職員を育成するとともに、各職種の職員に対し、専門性向上やスーパーバイズ等実践的な技術の習得等を支援します。 母子生活支援施設等職員の研修への参加を促進するとともに、児童に対するケアの充実と職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ります。また、母子生活支援施設等における実習体制等を充実させることにより、職員の人材確保を図ります。	—	・基幹的職員育成: 7名 ・研修参加費補助: 41名	基幹的研修は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施でなかったが、令和3年度においては実施し、実績が増加となった。	人材の確保	引き続き支援を実施		都	福祉保健局
141	◆施設に入所する子供の自立支援の充実 養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、進路後の自立のための学習支援の充実を図ります。	—	措置費等により支援を実施。	引き続き支援を実施	引き続き支援を実施	引き続き支援を実施		都	福祉保健局
142	◆ひとり親家庭向けポータルサイトの創設 国、都、区市町村や民間支援機関等が実施しているひとり親家庭を対象とした支援施策等について、横断的に検索できる総合情報サイトを開設します。	—	(再掲 方針Ⅱ: No.112)	(再掲 方針Ⅱ: No.112)	(再掲 方針Ⅱ: No.112)	(再掲 方針Ⅱ: No.112)		都	福祉保健局

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)						
経済的支援									
143	◆児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付 ・ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。 ・ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援します。	—	・児童扶養手当 受給者数：64,794人、受給対象児童数：94,515人 (令和4年3月31日現在) ・児童育成手当 受給者数：98,082人、育成手当対象児童数：133,921人、障害手当対象児童数：8,590人※両手当の併給児童はそれぞれの項目に計上 (令和4年3月31日現在) ・母子及び父子福祉資金貸付 件数：2,589件 金額：1,512,604千円	・ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援してきた。 ・母子及び父子福祉資金の貸付けについては、他事業の学費に対する給付事業の充実に伴い、貸付実績は減少しており、令和3年の貸付金額は令和2年度から約5億円減少した。	・ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、引き続き支援を実施していく。 ・母子及び父子福祉資金は償還を前提としているため、收支の状況等を確認し、償還計画の内容等について適正に審査した上で貸付けを行う必要がある。	ひとり親家庭の経済的支援を図るため引き続き実施していく。		都	福祉保健局
144	◆ひとり親家庭等医療費助成 ・ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。	—	【市町村補助】 (都補助額) 999,456千円 (対象者数) 46,328人 ※区部は財政調整交付金	市町村が実施する事業について補助を行っている。		引き続き実施していく。		区市町村	福祉保健局
145	◆自立援助促進事業 児童養護施設等または母子生活支援施設や婦人保護施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進します。	—	・賠償額等交付申請1件 ・就職時の身元保証18件 ・進学時の身元保証19件 ・貸付時の連帯保証10件	身元保証が必要な児童養護施設等退所者に対し支援をするときに、賠償責任が発生した場合の支払いを担保することで、自立支援を実施している。	国の身元保証人制度の状況を確認しつつ、対応を検討する。	引き続き身元保証等が必要な児童養護施設等退所者に支援を実施していく。		社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局
146	◆自立生活スタート支援事業 児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行っています。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、2年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。	—	自立生活スタート支援事業貸付実績：29件 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業実績：51件	令和2年度に、国の要綱改正に合わせ、一部対象を拡大した。	事業対象者への確実な広報・周知、児童養護施設等との連携。	引き続き施設等と連携して相談援助を行うていく。		社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局
147	◆ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。	—	(再掲 方針Ⅱ：No.111)	(再掲 方針Ⅱ：No.111)	(再掲 方針Ⅱ：No.111)	(再掲 方針Ⅱ：No.111)		社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局
1- (9) 自殺対策									
相談・支援の充実による自殺防止									
148	◆東京都自殺相談ダイヤル「こころのいのちのほっとライン」～ ・自殺防止専用の相談電話を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への支援を行います。	○	・令和3年度は、7月から受付時間を前倒しするとともに、夜間の回線数を拡充 ・相談件数：合計26,443件	自殺念慮者からの相談に対応するための相談窓口を順次拡充しており、相談件数も年々増加している状況である。	近年では、自殺予防のための全国規模の相談窓口が相次いで開設され、令和4年度からはさらに国において孤独・孤立相談ダイヤルが全国的に開設されるなど、悩みを抱える人が相談することができるよう増加している中で、必要な効果検証を行い、都として必要な実施規模の検討を継続する必要がある。	悩みを抱える方々が援助希求行動を起こし、早期に適切な支援窓口につながるための取組を強化するとともに、特に応答率の低い夜間時間帯の回線を拡充。	令和5年度において夜間帯の相談体制を強化予定	都	福祉保健局
149	◆こころのいのちの相談・支援 東京ネットワーク ・自殺の背景には様々な問題があるため、自殺の危険性の高い人が、悩みに応じた適切な相談・支援を受けられるよう、相談機関、関係団体によるネットワークを構築しています。	—	悩みを抱える方が自身の悩みや居住地に応じた相談窓口を検索することができるよう、都ホームページ「東京都こころのいのちのほっとナビ」をリニューアルした。	悩みを抱える方を早期に適切な支援につなげるため、インターネットの検索運動広告の活用で相談窓口等の情報に誘導する取組を進めている。また、令和4年度は検索運動広告における効果的な運用に関する調査研究を新たに実施している。	検索運動広告における効果的な運用に関する調査研究結果を踏まえ、今後も引き続き悩みを抱える方を必要な支援につなげ、自殺予防の取組を推進していく必要がある。	左記と同様		都 区市町村	福祉保健局
150	◆自殺予防のための人材育成 (ゲートキーパー養成) ・自殺の危険性の高い人の早期発見・対応を図るため、職場や地域などで自殺の危険を示すサインに気づき支援する役割が期待される人材を養成します。	—	区市町村や事業場が実施するゲートキーパー養成研修等での活用を想定した研修資料(動画やデジタルブック)の作成等を通じて、区市町村等の取組を支援した。	都内の多くの区市町村でゲートキーパー養成研修が実施されている状況である。	今後も引き続き、自殺対策は生きることの包括的支援であることを踏まえ、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施するとともに、人材育成を行う区市町村や関係機関等を支援することが必要である。	左記と同様	令和4年度から自殺ハイリスク者と接する機会が多いと考えられる医療系専門職を対象とした、専門的な人材養成を実施	区市町村	福祉保健局
151	◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話・メール・SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなげ、若者の社会的自立を後押しします。	—	(再掲 方針Ⅲ：No.83)	(再掲 方針Ⅲ：No.83)	(再掲 方針Ⅲ：No.83)	(再掲 方針Ⅲ：No.83)		都	都民安全推進本部

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局	
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)							
152	◇SNS自殺相談 ・若年層に対する自殺対策を強化するため、SNSを活用した自殺相談を実施します。	—	・令和3年度は、7月から受付時間を拡充 ・相談件数：合計15,925件	自殺念慮者からの相談に対応するための相談体制を順次拡充しており、相談件数も年々増加している状況である。	近年では、自殺予防のための全国規模の相談窓口が相次いで開設され、令和4年度からはさらに国において孤独・孤立相談ダイヤルが試行的に開始されるなど、悩みを抱える人が相談することができる場は格段に増加している中で、必要な効果検証等を行い、都として必要な実施規模の検討を継続する必要がある。	悩みを抱える方々が援助希求行動を起こし、早期に適切な支援窓口につながるための取組を強化するとともに、相談窓口を周知するための広報の在り方等を検討。		都	福祉保健局	
153	◇子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的に、地域の小・中学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援します。	—	18区市 (令和3年度子供家庭支援区市町村包括補助事業交付決定)	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的に、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を支援することができた。	引き続き、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を支援する必要がある。	引き続き、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を支援する。		区市町村	福祉保健局	
154	◇「SOSの出し方に関する教育」の推進 (1) DVD教材等を活用した「SOSの出し方に関する教育」 ・「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」(平成30年2月 東京都教育委員会)等を活用した「SOSの出し方に関する教育」の授業を、学校活動(ホームルーム活動)、保健体育(保健分野)等の学習と関連させ、各学校でいずれかの学年において年間1単位時間以上実施します。 (2) 全ての子供たちを対象とした「SOSの出し方に関する教育」 ・子供が悩みを抱えたときに助けを求めるといった指導は、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などに、全ての子供を対象に毎年度繰り返し実施します。	—	○全公立学校の校長を対象とした生活等連絡会において、「SOSの出し方に関する教育」の推進について周知した。 ○教員が子供のSOSを受け止め、支援する力を高めるための研修プログラムを周知した。 ○児童・生徒一人一人のよさや努力、成長を見付けて共有したり、見付けたよさ等を児童・生徒に直接伝えるとともに、学校便り等で保護者や地域に発信したりする取組を行った。	○都内全ての公立学校において、各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていこうとする意識を涵養する教育や、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合における対処の仕方を身に付けさせる教育を行うこと等を通して、自殺対策の推進を図ることができた。	○都内公立学校における「SOSの出し方に関する教育」の推進を図るとともに、教職員等の「SOSの受け止め方」に関する対応力の向上を図る必要がある。	○都内全公立学校における「SOSの出し方に関する教育」の更なる推進 ○教職員の「子供のSOSを受け止め、支援する力」の向上		都	教育庁	
自殺未遂者に対する支援										
155	◆東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業～東京都こころのいのちのサポートネット～ ・救急医療機関に搬送された自殺未遂者の自殺再企図を防止するために、相談・支援窓口を設置し、地域の医療・保健・福祉など必要な支援につなげます。	○	・令和4年3月から、本事業に従事する精神保健福祉士等を増員して支援体制を強化 ・令和3年度は、児童・生徒の様子に変化があった場合や自殺未遂等が発生した際の基本的な対応や本事業の内容を記載した資料を作成し、都内学校へ配布	取組件数は年々増加している状況である。	自殺ハイリスク者である自殺未遂者の自殺防止のためには、特に区市町村における自殺未遂者の支援体制の強化や人材育成に取り組む必要がある。	警察や消防、学校等での本事業の積極的な活用を働きかけるなど、自殺未遂者への支援体制を強化していく。		都	福祉保健局	

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
1- (10) 特に配慮が必要な子供・若者への支援									
① 外国人等									
就学相談									
156	◆就学支援 ・就学年齢に達した外国籍の子供や帰国児童・生徒で、日本語指導が必要な児童・生徒に対しては、日本語学校などにおいて、一人一人の日本語の習熟に応じた日本語指導を行います。 ・区市町村教育委員会等と連携し、外国人の子供が円滑に就学するために必要な情報提供等を支援します。	-	・一人一人に応じた日本語指導ができるよう、日本語指導の充実に関する映像教材「東京の学校生活」を活用した指導事例(小・中学校版)章を作成し、ホームページに掲載した。 ・日本語指導に関する資料「日本語指導が必要な児童・生徒への指導」リーフレットを作成・配布し、東京都教育委員会の取組について周知を図った。	実施	都内公立学校におけるより一層の推進	・一人一人に応じた日本語指導ができるよう、日本語指導の充実に関する映像教材「東京の学校生活」を活用した指導事例(高等学校版)を作成し、ホームページに掲載する。		都 区市町村	教育庁
児童・生徒相談等 (東京都教育相談センター等)									
157	◆外国語による教育相談の充実 ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、電話及び来所での相談に対応します。 ・日本の学校制度に関すること、就学や都立高校への入学に関すること、学校での生活適応に関すること等の教育相談に対応します。	-	令和3年度の実績は、中国語34回(電話25回、来所9回)、英語28回(電話24回、来所4回)、韓国・朝鮮語3回であった。	コロナ禍において利用数は変化したが、電話・来所ともに一定のニーズに対応している。	新たな都民ニーズの変化に対応していく必要がある。	今後も継続して英語、中国語、韓国・朝鮮語として事業を実施していく。 また、新たな都民ニーズの変化への対応を検討していく。		都	教育庁
158	◆進路相談会 ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、進路に係る個別相談会を行います。	-	令和3年度の実績は、英語1回、中国語3回であった。	コロナ禍において利用数は変化したが、電話・来所ともに一定のニーズに対応している。	新たな都民ニーズの変化に対応していく必要がある。	今後も継続して英語、中国語、韓国・朝鮮語として事業を実施していく。		都	教育庁
159	◆外国人児童・生徒 生徒相談に係る情報の提供、区市町村等の外国人相談窓口の調査を行い、地域に応じた情報提供を行います。 ・都立高等学校の入試に関する情報をホームページに掲載しています。 「東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」(中国語版、英語版、韓国語版)	-	・日本語指導に関する資料「日本語指導が必要な児童・生徒への指導」リーフレットを作成・配布し、相談窓口についての周知を図った。	実施	都内公立学校におけるより一層の推進	・引き続き本リーフレットにより周知を図っていく。		都 区市町村	教育庁
160	◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。		(再掲 方針Ⅲ: No. 83)	(再掲 方針Ⅲ: No. 83)	(再掲 方針Ⅲ: No. 83)	(再掲 方針Ⅲ: No. 83)		都	都民安全推進本部
日本語指導等の充実									
161	◆日本語指導のための教材の充実 ・日本語指導のための教材「たのしいがっこう」の改訂・充実を図り、ホームページへの掲載を継続するなどし、公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒に対する日本語指導の充実に向け、都立学校や区市町村教育委員会の取組を支援します。	-	・一人一人に応じた日本語指導ができるよう、日本語指導の充実に関する映像教材「東京の学校生活」を活用した指導事例(小・中学校版)章を作成し、ホームページに掲載した。	実施	都内公立学校におけるより一層の推進	・一人一人に応じた日本語指導ができるよう、日本語指導の充実に関する映像教材「東京の学校生活」を活用した指導事例(高等学校版)を作成し、ホームページに掲載する。 「たのしいがっこう」や「日本語指導ハンドブック」を、ICT機器等を用いてより活用することができるよう、改訂及びデジタル化を図る必要がある。		都 区市町村	教育庁
162	◆都立高校における教育の充実 ・外国人生徒の受入体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握するとともに、「在学外国人生徒対象」の入学者選抜の適切な募集枠を検討していきます。 ・日本語指導が必要な外国人生徒に対し、外部人材を活用した支援を行います。 ・日本語指導と教科指導を統合し、外国人生徒が学習活動に参加する力を育成していきます。	-	・日本語指導外部人材活用事業 令和3年度実績: 53課程284名	・日本語指導が必要な生徒の増加傾向を踏まえ、外部人材を活用した支援を拡充した。 令和2年度実績: 49課程230名 令和3年度実績: 53課程284名	・日本語指導が必要な生徒に対する特別の教育課程の令和5年度実施に向け、事業内容の見直しを行う。	・引き続き、外部人材を活用した支援を実施する。		都	教育庁

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
			令和3年度実績 (事業の進捗状況)	これまでの事業の評価						
163	◇定住外国人の若者の就職等の促進 定住外国人の就職を促進するため、専門相談員や通訳を活用した職業相談等を実施しているほか、職場における日本語コミュニケーション能力の向上等を目的として研修などの支援を行います。	—	定住外国人に対する研修事業は、厚生労働省委託事業。 東京圏での研修コース：40コース、受講者数459人	令和元年度における実績 東京都での研修コース：44コース、受講者数846人 令和2年度における実績 東京都での研修コース：31コース、受講者数372人	新型コロナウイルスの影響を受けて令和元年度と比較して令和2年度は受講者が減少しているため新型コロナウイルス前の水準に戻していくことが課題である。令和3年度よりオンラインコース拡充等、受講動員を促しており一定の効果が見られる。	事業自体は、厚生労働省委託事業により継続の見込みであるため、ハローワーク窓口にて研修への参加者を受付し、外国人の就職への支援を継続していく。		国 (東京労働局)	—	
② 難病等										
相談支援体制										
164	◆小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 ・慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	—	・電話相談 (延べ件数) : 321件 ・ピアサポート (延べ件数) : 96件 ・遊びのボランティア (派遣件数) : 468件 ・交流会 (4回開催と見返し配信2回) : 計187名	交流会については、アンケートを実施しており、改善希望の意見については、次年度の交流会に活かすようにしている。(例、移行期交流会で重度心身障害者の方にとっては参考にならない意見をいただいたので、令和4年度の移行期交流会では重度心身障害者の保護者の立場からの講演も行ってもらった。)	交流会の議題についてのニーズの把握	引き続き、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を電話相談等により支援していく。		都	福祉保健局	
165	◆病院内教育 ・都立特別支援学校では、病院に入院している児童・生徒が、入院期間中の学習の遅れを取り戻すことや、病気に立ち向かう意欲を育むことなどができるよう、病院内に設置された「分教室」や、教員が病院を訪問して教育を行う「病院内訪問」により、病院内教育を行います。	—	病院内分教室設置5校において、分教室での教育を実施するとともに、教員又は病弱教育実習が病院を訪問して、入院中の児童・生徒の学習を週5日・1回2時間実施	病弱教育支援員の派遣等により、入院中の児童・生徒の学習機会の確保を図ることができた。	病弱教育支援員は年度ごとに任用される会計年度任用職員であり、入れ替わりが激しいことから、継続的な研修実施による専門性の維持と向上が必要	入院中の児童・生徒に対して、週5日・1回2時間の指導・学習支援を継続する。病弱教育支援員を対象とした研修を継続して実施し、専門性の維持と向上を図る。		都	教育庁	
166	◆難病相談・支援センターの運営 ・地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者就労コーディネーターによる就労相談等様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行います。	—	・東京都難病相談・支援センター及び東京都多摩難病相談・支援室にて電話、面談による療養相談、就労相談を実施、東京都難病ピア相談室にて疾患別ピア相談を実施した。 ・相談件数：合計4,774件 (内訳：東京都難病相談・支援センター2,311件、東京都多摩難病相談・支援室1,366件、東京都難病ピア相談室1,097件)	疾病数も多く領域も多様な難病の特性を踏まえ、医療的な視点を踏まえた療養相談や医療講演会・医療相談会区部と多摩部の医療機関が、当事者として寄り添うことが必要なピア相談を患者会がそれぞれの専門性を生かして実施している。	令和3年7月に国が示した「難病・小児慢性特定疾病の患者の認知度の低さが指摘されており、認知度を向上することが課題。	・「難病ポータルサイト」や「難病相談・支援センター事業のご案内」の配布などにより、引き続き難病相談・支援センターの周知を行う。	・3所での意見交換、情報共有の場として定期的に連絡会を実施しており、オンラインの活用もしている。	都	福祉保健局	
167	◆特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難病性疾患患者雇用開発コース) ・難病のある方は、その疾病の特性により、就職・職場定着の面で様々な制限や困難に直面していますが、事業主においては、難病のある方の雇用経験が少ないことや、難病のある方について職務遂行上障害となる症状などが明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にあります。 こうした状況から、当助成金は難病のある方を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握、報告する事業主に対して助成を行い、難病のある方の雇用を促進し、職業生活上の課題を把握することを目的としています。 ・難病性疾患患者をハローワーク等の職業紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主に対して助成します。	—	令和3年度における特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難病性疾患患者雇用開発コース) の支給実績は71件/1,869万、その内難病性疾患患者の雇入れは同コースの95%を占めた。	令和元年度85件、令和2年度59件、令和3年度71件と一定の支給決定実績を残しており、難病のある方の雇用促進に効果が出ていると思われる。	令和4年度から、当助成金の対象となる方を成長分野等の業務に従事させる場合、成長分野人材確保・育成コースとして高額助成を行う制度が創設されたことから、同コースの効果的な周知広報の取組が課題となっている。	今後においても当助成金制度の周知に努め、難病のある方を雇用した事業主に対する助成を実施していく。		国 (東京労働局)	—	
168	◆東京都中小企業障害者雇用支援助成金 ・大企業と比べて障害者雇用が進んでいない中小企業を対象に、雇用拡大と職場定着を促進します。	—	(再掲 方針Ⅱ: No. 55)	(再掲 方針Ⅱ: No. 55)	(再掲 方針Ⅱ: No. 55)	(再掲 方針Ⅱ: No. 55)		都	産業労働局	
169	◆難病患者就職サポーター ・ハローワークの障害者の専門援助窓口に「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行っています。	—	ハローワーク飯田橋及びハローワーク立川の障害者の専門援助窓口に「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行った。	難病相談・支援センターと連携のうえ、当事者の症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援ができています。	支援の対象となる方にサポーターの存在を認知いただくように、効果的な周知広報に取り組みることが課題である。	令和3年度に行ってきた支援を継続して実施していく。		国 (東京労働局)	—	

No	事業内容 (R 2 年計画改定時)	事業の状況		今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)				
③ 性自認及び性的指向に関して困難を抱える若者への支援							
	相談支援体制						
170	◇性自認及び性的指向に関する専門相談 (電話・SNS) (SNS相談については令和2年度中に開始予定) ・性自認及び性的指向に係る様々な問題について、当事者やその家族等から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関に繋ぐことにより、性自認及び性的指向に関する相談者の悩みや不安の解消を図ります。	—	相談実績 電話相談: 242件 LINE相談: 516件	電話相談については是調調に推移し、LINE相談については相談件数が増進している。	特記事項なし	都	総務局
171	◇交流の場・機会の提供 (令和2年度中に開始予定) ・自らの性のあり方に悩み戸惑う当事者が、生き方のヒントを得ることができるよう、若年層を中心とした当事者が集い、交流できる場・機会を提供します。	—	新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ事業中止	参加者からは概ね好評をいただいている。	特記事項なし	都	総務局
172	◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話・メール・SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事・孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。		(再掲 方針Ⅲ: No. 83)	(再掲 方針Ⅲ: No. 83)	(再掲 方針Ⅲ: No. 83)	都	都民安全推進本部
2 被害防止と保護							
2-1 (1) 児童虐待防止対策							
	未然防止対策						
173	◆とうきょうママババ応援事業 ・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターの設置促進を図るとともに、妊婦全数面接や育児パッケージの配布、家事育児支援等を行う区市町村の取組を支援します。	—	58区市町村 (令和3年度とうきょうママババ応援事業補助金交付決定)	令和5年度に62区市町村実施を目標としている。令和3年度実績58自治体、令和4年度60自治体 (交付申請段階) と順調に自治体数が増えている。	産後ケア、産後家事育児支援等の事業における担い手不足に対する対応産婦健康診査の広域的実施等	区市町村	福祉保健局
174	◆乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業) ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	—	54区市町村 (令和3年度東京都子供・子育て支援交付金交付決定)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業) に取り組む区市町村を支援することが出来た。	引き続き、乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業) に取り組む区市町村を支援する必要がある。	区市町村	福祉保健局
175	◆子供家庭支援センター事業 (子供家庭支援区市町村包括補助事業) ・地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援します。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援します。	—	60区市町村が子供家庭支援センターを設置。(区部: 都区財政調整制度 市町村部: 子供家庭支援区市町村包括補助)	地域の子供と家庭を支援するため、子育て支援ネットワークの核となるとともに、虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む子供家庭支援センターの取組を支援することができた。	引き続き、子供家庭支援センターの機能強化を支援する必要がある。	区市町村	福祉保健局
176	◆養育支援訪問事業 ・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	—	52区市町村 (令和3年度東京都子供・子育て支援交付金交付決定)	保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援出来た。	引き続き、養育支援訪問に取り組む区市町村を支援する必要がある。	区市町村	福祉保健局
177	◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業 (子供家庭支援区市町村包括補助事業) ・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。	○	16区市 (令和3年度子供家庭支援区市町村包括補助事業交付決定)	区市町村が安心して子育てに取り組むことができる環境整備することで、養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することができた。	引き続き、要支援家庭を対象としたショートステイ事業に取り組む区市町村を支援する必要がある。	区市町村	福祉保健局
178	◇ショートステイ事業の拡充 ・ショートステイ事業の当日の利用申込に対応した利用枠の確保や、ショートステイ事業を受託する協力家庭に対する支援の充実を行い、利用者ニーズに応じた体制を整備する区市町村を支援します。	○	23区市町 (令和3年度子供家庭支援区市町村包括補助事業交付決定)	ショートステイ事業の当日の利用申込に対応した利用枠の確保や、ショートステイ事業を受託する協力家庭に対する支援の充実することで、区市町村が利用者ニーズに応じた体制を整備することができた。	引き続き、ショートステイ事業の拡充に取り組む区市町村を支援する必要がある。	区市町村	福祉保健局

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性(取組)	備考	実施主体	所管局	
		○:既存変更 △:終了 -:変更なし	令和3年度実績(事業の進捗状況)							
179	◇未就園児等全戸訪問事業 ・未就園児等のいる家庭への訪問による安全確認を行う区市町村を支援することで、児童虐待の早期発見・早期対応の取組を強化します。	—	8区市(令和3年度未就園児等全戸訪問事業交付決定)	未就園児等のいる家庭への訪問による安全確認を行う区市町村を支援することで、児童虐待の早期発見・早期対応の取組を強化することができた。	引き続き、未就園児等全戸訪問に取り組む区市町村を支援する必要がある。	引き続き、未就園児等全戸訪問に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局	
180	◇子供の居場所創設事業 ・子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」(拠点)を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。	—	3区(令和3年度子供の居場所創設事業交付決定)	子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」(拠点)を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援することができた。	引き続き、子供の居場所創設に取り組む区市町村を支援する必要がある。	引き続き、子供の居場所創設に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局	
181	◇子供食堂推進事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。	—	(再掲 方針Ⅱ:No.106)	(再掲 方針Ⅱ:No.106)	(再掲 方針Ⅱ:No.106)	(再掲 方針Ⅱ:No.106)		区市町村	福祉保健局	
早期発見・早期対応										
182	◆子供を守る地域ネットワーク機能強化事業 ・区市町村において、子供を守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業を連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援します。	—	52区市町村(令和3年度東京都子供・子育て支援交付金交付決定)	子供を守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関の職員や関係機関等の専門性強化及び構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業を連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する取組を支援することができた。	引き続き、子供を守る地域ネットワークの機能強化に取り組む区市町村を支援する必要がある。	引き続き、子供を守る地域ネットワークの機能強化に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局	
183	◆児童相談所の体制と取組の強化 ・児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化し、また、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図ります。	—	子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化し、また、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保を行った。	子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化し、また、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保を行った。	特になし	引き続き、児童相談所の体制と取組強化の実現に向けた取組を実施していく。		都	福祉保健局	
184	◆学校における対応力強化 研修教材「児童虐待防止研修セット」を都内の公立幼稚園・学校に配布するとともに都教育委員会のWebページにも掲載し、全ての教職員が、児童虐待防止に関わる正しい理解と認識を深めることができるよう、支援します。	—	公立学校の管理職等を対象とした人権教育に関わる研修会を動画配信にて開催し、「児童虐待防止研修セット」を紹介した。また、児童虐待について専門的な知見をもつ方を講師として招請し、講演を行った。	児童虐待防止推進月間の実施にあたり、「児童虐待防止研修セット」を区市町村教育委員会及び都立学校に配布し、その活用を促した。	教員が児童虐待への適切な対応を行うことができるよう、研修等の開催方法や内容を一層工夫していくことが課題である。	児童虐待に関わる最新の状況等を踏まえて「児童虐待防止研修セット」を修正しながら、引き続きWebページに掲載するとともに、児童虐待防止に関わる正しい理解と認識を深めることができる研修会等を実施する。		小・中・区 市町村 高:都	教育庁	
185	◆医療機関における虐待対応力の強化 ・児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行います。	—	医学的・法律的知識や地域連携・CAPS設置のためのアドバイスなど、医療機関における虐待対応力向上を目指す研修等を実施。	医学的・法律的知識や地域連携・CAPS設置のためのアドバイスなど、医療機関における虐待対応力向上を目指す研修等を実施。	特になし	引き続き、児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行う。		都	福祉保健局	
186	◆児童虐待防止の普及啓発 ・「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を踏まえ、児童虐待防止のための普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運の醸成や児童虐待を発生した際の適切な対応の啓発を行うとともに、体罰等によらない子育ての推進を図ります。	—	・令和3年度は、11月の児童虐待防止推進月間において、各種広報紙への掲載、都庁舎のライトアップ、都営地下鉄・バス全線への車内ポスター広告掲示、グッズの配布、都庁舎でのポスター展示を行った。 ・グッズ作成部数:ポスター5,250枚、チラシ61,400枚、クリアファイル21,500枚、ノート4,500冊、キャンペーン用セット13,600部、虐待に気づくためのチェックリスト19,000部、体罰によらない子育てハンドブック76,570部	・令和3年度は、11月の児童虐待防止推進月間において、各種広報紙への掲載、都庁舎のライトアップ、都営地下鉄・バス全線への車内ポスター広告掲示、グッズの配布、都庁舎でのポスター展示を行った。 ・グッズ作成部数:ポスター5,250枚、チラシ61,400枚、クリアファイル21,500枚、ノート4,500冊、キャンペーン用セット13,600部、虐待に気づくためのチェックリスト19,000部、体罰によらない子育てハンドブック76,570部	特になし	・各種イベントを通じた来場者等への啓発グッズの配布により、都民の意識高揚を図る。 ・自治体・関係機関へ冊子等を配布し、児童虐待に関する正しい理解の促進や連携の強化を図る。 ・各児童相談所から相談者への啓発グッズの配布等により、適切な子供のとの接し方や児童虐待防止への理解を促す。 ・ホームページ、SNS等を活用した広域的な広報を通じ、都民・関係機関等に対する情報発信を行う。		都 区市町村	福祉保健局	

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性(取組)	備考	実施主体	所管局
		○:既存変更 △:終了 -:変更なし	令和3年度実績(事業の進捗状況)						
相談体制									
187	◇児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業 ・親子のかかりで困っていること等の相談を受ける窓口として、無料通話アプリ(LINE)を活用した相談窓口を設置することで、子供や保護者がよりアクセスしやすい相談体制の整備を図ります。	—	○相談時間:(平・日)9時~23時 (土日祝)9時~17時 ○相談対応件数:9,960件	令和元年度8月に事業開始後、相談対応件数は令和元年度に4,978件、令和2年度11,274件、令和3年度9,960と推移している。	特になし		引き続き、取組を実施していく。	都	福祉保健局
188	◇子供の権利擁護専門相談事業 ・様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の実施などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化する。	—	—	—	—	—	—	都	福祉保健局
2-(2) 社会的養護体制の充実									
家庭養育(養育家庭等・ファミリーホーム)の推進									
189	◆家庭養育(養育家庭等・ファミリーホーム)の推進 ・令和11年度において、社会的養護に占める里親等委託の割合が37.4%となるよう、養育家庭等・ファミリーホームを推進していきます。 ・民間フォスタリング機関を設置することにより、里親委託を一層推進し、里親に対する一貫性・継続性のある支援体制を構築します。 ・養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進します。 ・養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を着実に実施します。	—	・都内里親等委託率16.8%(R3年度末現在) ・令和2年10月から多摩児童相談所管内でフォスタリング機関事業を開始 ・養育家庭登録数658家庭(R3年度末現在) ・ファミリーホーム数31ホーム(R3年度末現在)	里親等委託率の推移は、R1年度15.6%、R2年度16.6%、R3年度16.8%、養育家庭登録数の推移は、R1年度末605家庭、R2年度末652家庭、R3年度末658家庭。いずれも伸びが鈍化。	里親等委託率は増加しているものの、目標とは乖離している。	里親等委託の一層の促進を図るため、フォスタリング機関事業の実施地域の拡大を目指すなど、里親支援の拡充を図っていく。	都	福祉保健局	
施設養護の機能強化									
190	◆児童福祉施設の整備 ・児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進めます。	—	・児童相談センター2階一時保護所(定員16名)、新宿一時保護所(定員12名)を整備し、令和3年度より開所した。 ・西部一時保護所の学習棟整備を行い、学習環境の改善を図った。 ・立川児童相談所一時保護所(定員30名程度)の令和6年度開所を目指す、基本計画を行った。	・現在、建替中の足立児童相談所一時保護所を令和5年度から運営する。 ・立川児童相談所一時保護所(定員30名程度)の令和6年度開所を目指す。	特になし	引き続き、児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進める。	都	福祉保健局	
191	◆家庭的養育(グループホーム)の設置促進 ・児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養育を行うグループホームについて、引き続き設置を進めます。 ・4か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援します。	○	・51施設、167箇所のグループホームを実施 ・17施設でグループホーム支援員を配置	引き続き支援を実施	引き続き支援を実施	引き続き支援を実施	3か所以上オグループホームから4か所以上のグループホームへ変更	都	福祉保健局
192	◆乳児院の家庭養育推進事業 ・都内乳児院に治療的・専門的ケアが実施できる養育体制を整備することにより、被虐待児、病慮児等、障害児等心身に問題を抱えた児童等の支援を充実させ、心身の回復を図る。あわせて、保護者等に対する育児相談等の支援体制を強化し、入所児童の家庭復帰等の促進を図ります。 ・また、家庭復帰が難しい児童に対して、里親との交流における寄り添い支援等の強化及び地域交流支援等における取組を強化し、あわせて家庭的養護の推進を図ります。	—	・都内9施設で事業を実施。(R3年度実績) ・R3年度在籍児童673人のうち児童487人(72.4%)及びその保護者等(里親を含む。)418人(62.1%)について、家庭復帰・里親委託に向けた支援を実施。	本事業による支援により、障害のある児童のうち33.7%、健康上の問題のある児童のうち38.7%、貧になる所見のある児童のうち36.4%が、家庭復帰ないし里親委託をすることができた。(R3年度実績)	・疾病や障害を抱える乳幼児が増えているが、疾病・障害について専門知識を有する職員が少ない。 ・事業実施の要件である里親委託実績を満たさない、あるいは専門職員を雇用できないため、事業を実施できない施設がある。(2施設)	・引き続き、全施設が継続的に事業を実施できるように支援を行う。	都	福祉保健局	
193	◆専門機能強化型児童養護施設制度 ・虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大します。	—	41施設	実施施設数が安定している。	基準を満たさないことにより実施できていない施設がある。	全施設が継続的に実施できるよう支援を行う	都	福祉保健局	
194	◆連携型専門ケア機能モデル事業 ・都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行します。	—	入所実績3名 定員12名(令和4年3月1日現在)	他の施設にて様々な不応行動を表現する児童を要入所、専門的支援を行ってこられており、退所した児童は情緒面等の成長がみられる。また、エビデンスに基づく専門的支援プログラムの構築が図れている。	原籍施設の状況や地域資源の違いなどから、退所後、専門的支援を原籍施設で継続していくことが難しく、退所後、再度、施設不調をきたす事例が見られる。	引き続き事業を継続していくとともに、今後のあり方については、検討委員会にて検討していく予定	都	福祉保健局	

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局	
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)							
195	◆児童養護施設等の支援力の向上、人材確保及び人材育成 ・児童福祉施設に勤務する専門職職員やリーダー等の人材確保及び育成を図るための研修を実施し、問題を抱える児童の増加に対応できる体制の確保を図ります。 ・児童養護施設等職員の研修への参加を促進するとともに、児童に対するケアの向上と職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ります。 ・児童養護施設等における実習体制等充実させることにより、職員の人材確保を図ります。 ・児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ分散化を進める上で、必要な人材の育成を図ります。	—	・児童養護施設等の職員人材確保40施設 ・児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業268人参加 ・児童養護施設等の高機能化及び多機能・機能転換、小規模かつ分散化に必要な人材を育成する研修事業延べ400人参加	・児童養護施設等の職員人材確保 R2年度41施設、R3年度40施設 ・児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業 R2年度171人、R3年度268人参加 ・児童養護施設等の高機能化及び多機能・機能転換、小規模かつ分散化に必要な人材を育成する研修事業 R2年度35人、R3年度延べ400人参加	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、資質向上のための研修事業における、施設間での実習件数が伸びていない。	施設・事業委託先と連携し、引き続き実施していく。		都	福祉保健局	
196	◇子供食堂推進事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。	—	(再掲 方針Ⅱ: No.106)	(再掲 方針Ⅱ: No.106)	(再掲 方針Ⅱ: No.106)	(再掲 方針Ⅱ: No.106)		区市町村	福祉保健局	
自立支援										
197	◆東京都児童自立サポート事業 ・児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進します。	—	対象児童の実績なし。	対象児童の実績なし。	特になし	引き続き、児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、関係機関との連携の強化を継続する。		都	福祉保健局	
198	◆フレンドホーム事業 ・児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子供の健やかな育成を図ります。	—	登録家庭数 423家庭 (令和3年12月末日現在)	交流件数が、R1年度804件、R2年度491件、R3年度391件と推移。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、交流の実施が難しい状況があった。	新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえながら、引き続き児童養護施設・乳児院と連携して幅広く広報を行い、フレンドホーム事業を促進していく。		都	福祉保健局	
199	◆養護児童に対する自立支援機能の強化 ・児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員(自立支援コーディネーター)を配置し、自立支援体制の構築・推進を行います(自立支援強化事業)。 ・児童に対する学習支援(塾への通塾費用)の充実を図ります。 ・児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置します(ジョブ・トレーニング事業)。 ・施設退所者が社会に出た後、就職等の相談や、同じ悩みを抱える者同士が集える場(ふらっとホーム)を提供します。 ・施設退所者等に対して、ソーシャル・スキル・トレーニングや就職活動支援等を行い、退所後の自立支援を図ります。 ・措置延長を行った20歳到達後から22歳に達する年度の末日までの間にある者を対象に、児童養護施設等において居住の場を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、生活費を支給します(社会的養護自立支援事業における居住費支援・生活費支援)。	—	・自立支援コーディネーターを11施設に配置。 ・ふらっとホーム事業について、2施設と委託契約を締結し、事業を実施。 ・ジョブ・トレーニング事業について、ジョブトレーナーを8施設に配置。	・自立支援コーディネーターについては、自立支援担当職員と合わせて多くの施設が配置できるよう引き続き実施していく。 ・ふらっとホーム事業は、コロナ前はサロン利用者数も増加しており、コロナ禍においても電話・メール等相談を実施してきた。 ・ジョブトレーナー事業は自立支援担当職員とあわせて、どちらかの職員は全施設に配置されており、それぞれの施設において利用者の支援に当たっている。	・自立支援コーディネーターについては、自立支援担当職員と合わせて多くの施設が配置できるよう引き続き実施していく。 ・ふらっとホーム事業については、引き続き児童養護施設等退所者が気軽に利用できるよう周知等を図っていく必要がある。 ・ジョブトレーナー事業は、自立支援担当職員とあわせて、全施設への配置を継続していく。		都	福祉保健局		
200	◆自立生活スタート支援事業 ・児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行っています。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、2年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合は、申請によって償還が免除されます。	—	(再掲 方針Ⅱ: No.146)	(再掲 方針Ⅱ: No.146)	(再掲 方針Ⅱ: No.146)	(再掲 方針Ⅱ: No.146)		社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局	
子供の権利擁護										
201	◆被措置児童等虐待の防止・対応強化 ・「3つの電話相談窓口(東京都、児童相談所、児童福祉審議会)」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通報に対し、関係機関等と連携しながら対応します。	—	—	—	—	—		都	福祉保健局	

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
2- (3) 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等									
①児童ポルノ対策									
未然防止									
202	◆被害防止啓発用リーフレットの作成 ・ネット利用に起因する「自撮り被害」や、SNS利用に伴うトラブル等の被害の実態やそれらの防止啓発用リーフレットを作成し、都内全小・中1及びその保護者向けに配布しています。	—	・小学5年生用: 134,000部 ・中学1年生用: 129,000部 ・高校1年生用: 146,000部 ・小1保護者用: 167,000部 ・小5・中1保護者用: 259,000部	「自撮り被害」等の性被害やネットトラブルの実態、相談窓口等をまとめたリーフレットを作成し、年代別のものを生徒やその保護者に配布している。	・インターネットやSNS等の急速な普及や利用の低年齢化に伴い、生活環境の乱れにつながるインターネットの長時間利用や、ハバ活・自撮り被害といったSNSに起因する性被害関連のトラブル等が社会問題となっている。	・年代ごとのリテラシーを踏まえ、時勢に応じた内容でリーフレットを作成していく。	—	都	生活文化スポーツ局
203	◆インターネット利用適正化促進事業 ・児童ポルノの被害を防止するため、携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングの利用促進やインターネット利用のルールづくりを進めています。	△	—	—	—	—	—	都	生活文化スポーツ局
204	◆ファミリールール講座 ・ネット利用に起因する「自撮り被害」や、SNS利用に伴うトラブル等の被害の実態やそれらから身を守るための講座を開催し、家庭でのルール作りの推進や、大学生を活用したグループワークなどを実施します。	—	(再掲 方針I: No. 68)	(再掲 方針I: No. 68)	(再掲 方針I: No. 68)	(再掲 方針I: No. 68)	—	都	生活文化スポーツ局
相談支援									
205	◆被害児童の支援活動の推進 ・児童相談所における被害児童等への支援 ・少年センター等におけるカウンセリング等の適切な支援	—	【福祉保健局】 被害児童及びその保護者に対して、医療・心理療法・生活指導・学習指導・家族療法等、多領域にわたり支援を実施。 【警視庁】 継続的な支援が必要と認められる被害児童に対し、カウンセリング等を実施。	【福祉保健局】 被害児童及びその保護者に対して、医療・心理療法・生活指導・学習指導・家族療法等、多領域にわたり支援を実施。 【警視庁】 少年を狙った犯罪の状況に応じて適切に対応した。	【警視庁】 少年を狙った犯罪の新たな状況への対応	【福祉保健局】 引き続き支援を実施 【警視庁】 少年を狙った犯罪の状況に応じて実施していく。	—	都	福祉保健局 警視庁
206	◆STOP! 児童ポルノ・情報ホットライン ・警視庁では、児童ポルノ情報に向けた対策の強化とともに、児童ポルノに関する事件の取締りを強化し、電話やメールによる24時間対応の通報・相談窓口を設置し、児童ポルノに関する情報を求めています。	—	・ホットラインに寄せられた情報を端緒として、取締りを実施。	少年を狙った犯罪の状況に応じて適切に対応した。	少年を狙った犯罪の新たな状況への対応	少年を狙った犯罪の状況に応じて実施していく。	—	都	警視庁
207	◆ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営 ・インターネットや携帯電話・スマートフォンの普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルに巻き込まれ、青少年が被害者・加害者となるケースが増加していることから、青少年やその保護者、学校関係者などがインターネットや携帯電話に関する各種トラブルについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を運営しています。	—	・相談件数: 合計2,136件 (うち、青少年を当事者とする相談件数: 1,276件) ・相談種別: 電話相談782件、メール相談599件、LINE相談755件)	コロナ禍初年度であった令和2年度より減少したものの、相談件数は引き続き2,000件を超えており、高止まりする青少年のネットトラブル相談に適切に対応した。	インターネットやスマートフォンの普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルの被害者・加害者となるケースが発生しており、さらにはハバ活や自撮り被害といったSNSに起因する性被害関連のトラブルも社会問題となっている。	青少年のインターネット利用状況等の社会情勢を踏まえつつ、引き続き着実な相談窓口の運営に努めます。	—	都	生活文化スポーツ局
②犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への支援									
犯罪被害者への情報提供									
208	◆被害者の手引の作成・配布 ・犯罪被害者及びその家族に、捜査や裁判は、どのような手続で進んでいくのか、捜査上、被害者や家族にどのようなお願いをするのか、犯罪被害者及びその家族が利用できる支援制度には、どのようなものがあるのか、などについてお知らせし、情報不足から生じる様々な不安な思いを少しでも解消してもらうため、「被害者の手引」を作成し、配布しています。	—	・「被害にあわれた方へ」身体犯用 日本語版5,010部 英語版 1,550部 中国語版1,250部 韓国語版1,250部 ・「交通事故にあわれた方へ」 日本語版 610部 英語版 1,550部 中国語版1,250部 韓国語版1,250部	犯罪被害者及びその家族に対し、適切かつ確実に配付しました。	犯罪被害者やその家族が求めている情報は何かを把握し、内容に反映させていくこと	引き続き、犯罪被害者及びその家族の不安を解消するため、「被害者の手引」を作成・配付していきます。	—	都	警視庁
209	◆被害者連絡制度 ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者及びその遺族、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者及びその遺族に対し、被害者の意向を踏まえ、事件を担当している捜査員や被害者連絡員に指定された捜査員等が、捜査状況や被疑者の検挙状況及び逮捕被疑者の処分状況を捜査に支障のない範囲でお知らせする制度があります。	—	2,865人の被害者に対し、その後の事件の捜査状況や犯人の検挙状況の連絡のため、被害者連絡を行った。(令和3年中)	前年比-56件	適時適切な情報提供の充実	引き続き、被害者が警察からの情報提供を要望した場合は、捜査状況等について情報提供を行います。	—	都	警視庁

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
相談・カウンセリング体制の整備									
210	◆「犯罪被害者ホットライン」 ・主として性犯罪、傷害事件の被害者、殺人事件等の遺族が抱えるこころの悩み相談に応じます。	—	電話受理件数 1,529件	前年度比 678件増加	効果的な広報による周知	犯罪被害者や家族のこころの悩み相談に対応するとともに、必要に応じて警察署や関係機関を紹介します。		都	警視庁
211	◇「ハートさん#8103」 ・被害が潜在化しやすい性犯罪被害者への支援を拡充するため、全国共通短縮ダイヤルを導入し、ダイヤルすると発信された地域を稼働する都道府県警察の性犯罪被害者相談電話につながり、24時間・365日 (一部を除く。) に対応しています。	—	電話受理件数 650件	前年度比 252件増加	効果的な広報による周知	適切な助言や支援制度の説明のほか、関係機関を紹介するなど性犯罪被害者の心情に寄り添った対応を心掛け、精神的負担の軽減を図ります。		都	警視庁
212	◆東京都総合相談窓口 (被害者支援都民センター内) ・東京都総合相談窓口は、東京都と公益社団法人被害者支援都民センターが協働で運営しています。被害者支援都民センターは、犯罪被害者及びその家族に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、犯罪被害者等の被害の軽減及び回復に資することを目的として活動しています。窓口では、電話相談、面接相談、裁判所や警察署などへの付き添い支援、精神科医等によるカウンセリングを行っています。	—	○電話相談 4,452件 ○面接相談 299件 ○付添支援 516件 ○精神的ケア 962件	相談等支援件数は、概ね5千件台で推移していたが、令和3年度は過去最大と増加傾向にある。	特記事項なし	引き続き、被害者への相談・支援を実施		都	総務局
213	◆性暴力支援ダイヤル NaNa ・性暴力・性暴力被害者ワンストップ支援事業として、都と特定非営利活動法人性暴力支援センター・東京 (SARC東京) が連携して相談ダイヤル「性暴力支援ダイヤルNaNa」を設け、24時間365日被害者からの相談を受け付けています。 ・SARC東京の相談員が、被害者の状況に応じて、都内協力医療機関や警察などに付き添います。また、精神的ケア等が必要な場合は専門的な機関につなぎます。	○	○電話相談 5,282件 ○面接相談 155件 ○付添支援 290件 ○精神的ケア 267件 ○広報・啓発	令和2年度から精神的ケアを開始し、令和3年度末に実施回数を増やすなど体制強化を図っている。	特記事項なし	引き続き、被害者への相談・支援を実施	・事業名変更「東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業」	都	総務局
214	◇「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談 (東京都人権プラザ) ・インターネット上の書き込みなどが名誉棄損やプライバシーの侵害などの人権侵害に当たると思われる法律問題について、相談予約電話を受け付けた後、弁護士が面接により相談に応じます。	—	相談実績: 58件	相談件数は堅調に推移している。	特記事項なし	相談を引き続き実施		都	総務局
215	◆カウンセリング制度 ・犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者に対しては、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置や民間のカウンセラーとの連携などにより、相談・カウンセリング体制を整備しています。	—	新規面接件数 41件 面接回数 194回	前年度比 新規面接件数 2件増加 面接回数 77回増加	相談・カウンセリング件数が増加しているため、東京都総合相談窓口や民間カウンセラーとの連携強化が課題となっている。	性犯罪及びその他の重大な事件事故の被害者等を対象とし、精神的被害からの回復に資するため初期的なカウンセリングを提供してまいります。		都	警視庁
精神的・経済的負担の軽減に関する制度									
216	◆協力医療機関制度 ・警察に被害を届け出た性犯罪被害者で、医療機関での診察が必要な犯罪被害者に対しては、夜間、休日等であっても、被害者支援の趣旨を理解した上で、協力関係を結んでいる医療機関で診察を受けることができます。	—				引き続き、医療機関・医師と連携し、被害者の負担軽減を図ってまいります。		都	警視庁
217	◆犯罪被害者等に対する宿泊施設提供制度 ・犯罪被害に起因する様々な要因により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、被害発生後に一時的に利用する宿泊施設を提供し、精神的及び経済的負担の軽減を図る制度があります。	—	宿泊施設提供状況 9件37名			引き続き、一時的に利用する宿泊施設を公費負担により提供することで、精神的・経済的負担の軽減を図ります。		都	警視庁
218	◆犯罪被害者に対する公費支出制度 ・犯罪被害者が病院で受診した際に要した診断書料や診察料等について、その全額又は一部を、一定の条件下、公費で支出する制度があります。	—	672名の犯罪被害者への医療費等の公費支出による経済的支援を実施した。			各種広報媒体等により制度を周知させ、経済的負担を理由に事件の届出を躊躇する被害者の救済を行います。		都	警視庁
219	◆犯罪被害給付制度 ・殺人などの犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負い又は身体に障害が残った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する制度です。 ・遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として支給されます。	—	62件総額126,049,113円の犯罪被害者等給付金を支給することで、犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図った。		犯罪被害者への確実な周知と給付	引き続き、犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減のために迅速・適正な給付を行っていく。		都	東京都公安委員会
220	◇犯罪被害遺児に関する支援施策 ・犯罪により家族を亡くした児童 (以下「被害遺児」という。) を社会全体で支える活動の一環として、協力団体等と協働で各種イベントへの被害遺児の招待活動を行っています。	—	令和3年度 1回実施 警視庁音楽隊シンフォニックコンサートに招待 10家族23名 (遺児9名) 参加	平成27年から令和3年度までスポーツ観戦やコンサート鑑賞、企業見学等合計26回実施し、延べ222家族596名 (遺児278名) が参加。	新たな分野の企業や団体からの協力確保・支援対象者の把握	引き続き、被害者等を社会全体で支える気運醸成を図る取組の一環として、協力企業・団体と協働で取り組んでいきたい。		都	総務局 警視庁

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局
		○: 既存変更	△: 終了						
犯罪被害者支援体制									
221	◆犯罪被害者支援連絡会 ・犯罪被害者の抱える広範多岐にわたる問題解決に向けて、関係機関・団体によるネットワークを構築し、相互に協力・連携を図ることで、犯罪被害者に対する支援活動の推進に努めています。	—	・警察署犯罪被害者支援ネットワーク 6署開催 ・東京都犯罪被害者支援連絡会幹事会・総会の開催 (書面開催)	・警察署被害者支援ネットワークは、警視庁全署に設置済み。 ・定期的に連絡会 (幹事会・総会) を開催	・新型コロナウイルス感染状況を考慮しながら実施していきたい ・緊急支援に関するマニュアル作成等	・状況によりオンライン開催も検討しながら実施していきたい ・被害者等の多様なニーズに応えるため関係機関との更なる連携強化を図りたい。		都	警視庁
222	◇「東京都犯罪被害者等支援条例」の制定 ・犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること、そして犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として「東京都犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和2年4月から施行しています。	—	○東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会 (専門家会議) の設置、開催 ○経済的支援の実施 ・転居費用助成 28件 ・無料法律相談 169件 ・見舞金給付 32件 ○各種連携会議の開催	経済的支援の認知度が向上し、申請件数は増加傾向にある。	特記事項なし	引き続き、専門的な知見より意見を聴取しながら、条例に基づき策定した第4期支援計画の各施策を推進		都	総務局

基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

No	事業内容（R2年計画改定時）	事業の状況 ○：既存変更 △：終了 －：変更なし	令和3年度実績（事業の進捗状況）	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性（取組）	備考	実施主体	所管局
1 家庭の養育力・教育力の向上に係る施策等一覧									
1-（1）子育て支援の充実									
妊産・出産・子育てに関する支援の充実									
1	◆保健所・保健センター ・妊産期から子育て期にわたって、総合的な相談支援を行う地域のワンストップ拠点の一つです。 ・子供と子育て家庭を妊産期から切れ目なく支援するため、家族状況等を踏まえた適切な相談支援やサービス提供を行うとともに、必要に応じて他の支援機関に繋げます。	—	（再掲 方針Ⅱ：No.173）	（再掲 方針Ⅱ：No.173）	（再掲 方針Ⅱ：No.173）	（再掲 方針Ⅱ：No.173）		区市町村	福祉保健局
2	◆子供家庭支援区市町村包括補助事業 ・都内の福祉保健施策総体の向上を図るため、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして、子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を主体的に実施できるよう支援します。	—	交付決定額4,271,805,000円 （60区市町村・全1,389件）	○令和3年度 交付決定額4,271,805,000円 （60区市町村・全1,389件） ○令和2年度 交付決定額4,401,054,000円 （60区市町村・全1,723件） ○平成31年度 交付決定額4,103,900,000円 （60区市町村・全1,531件）	区市町村ごとの実情に合わせたニーズを把握し、子供家庭分野における施策の充実に必要な支援を継続して実施していく必要がある。	引き続き、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実に関する事業を支援することにより、都における福祉保健施策総体の向上を図っていく。		都	福祉保健局
3	◆生涯を通じた女性の健康支援事業（R4年度より「性と健康の相談センター事業」に名称変更） ・電話相談事業（「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」）により女性の様々な悩みに対応するとともに、若い世代が妊娠適齢期や不妊等について、正確な知識を持つことができるよう、普及啓発を行います。	—	女性のための健康ホットライン 1,034件 不妊・不育ホットライン 485件 妊娠相談ほっとライン 電話 3,476件、メール 751件 妊娠適齢期等に関する普及啓発webサイトを運営及びリーフレットを制作 妊娠支援ポータルサイトを運営 LINEチャットポット「妊娠したかも相談@東京」を制作 妊産婦向けオンライン相談 1,840件	女性の心身の健康や不妊・不育に関する悩み、妊娠・出産に関する悩みについて、電話相談等を行っており、相談件数は年々増加傾向にある。	妊娠相談ほっとラインの若年層への更なる浸透のため、PR用カードの配布や、インターネット広告等の普及啓発について引き続き実施する必要がある。	引き続き、妊娠、出産等女性固有の機能及び身体的な特徴を有することから生じる女性の心身に關する様々な支障や悩みに対応するため、相談体制を確保し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。		区市町村 都	福祉保健局
4	◆とうきょうママパパ応援事業 ・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターの設置促進を図るとともに、妊婦全数面接や育児パッケージの配布、家事育児支援等を行う区市町村の取組を支援します。	—	（再掲 方針Ⅱ：No.173）	（再掲 方針Ⅱ：No.173）	（再掲 方針Ⅱ：No.173）	（再掲 方針Ⅱ：No.173）		区市町村	福祉保健局
5	◆要支援家庭の早期発見に向けた取組 ・母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。	—	基本分について30区市町村に補助 加算分について、内11区市町村に補助	毎年区市町村連絡会等での周知を実施しており、事業開始以降、年々取組自治体数は増加している。	都内全区市町村実施を目標としているが、取組自治体の増加件数が低迷しており、引き続き本事業活用に向けた周知を図る必要がある。	引き続き、支援が必要な家庭の早期発見を図り、適切な支援につなげる区市町村の取組を支援する。		区市町村	福祉保健局
6	◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組み区市町村を支援します。	—	（再掲 方針Ⅱ：No.174）	（再掲 方針Ⅱ：No.174）	（再掲 方針Ⅱ：No.174）	（再掲 方針Ⅱ：No.174）		区市町村	福祉保健局
7	◆子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援します。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援します。	—	（再掲 方針Ⅱ：No.175）	（再掲 方針Ⅱ：No.175）	（再掲 方針Ⅱ：No.175）	（再掲 方針Ⅱ：No.175）		区市町村	福祉保健局
8	◆養育支援訪問事業 ・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	—	（再掲 方針Ⅱ：No.176）	（再掲 方針Ⅱ：No.176）	（再掲 方針Ⅱ：No.176）	（再掲 方針Ⅱ：No.176）		区市町村	福祉保健局
9	◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。	—	（再掲 方針Ⅱ：No.177）	（再掲 方針Ⅱ：No.177）	（再掲 方針Ⅱ：No.177）	（再掲 方針Ⅱ：No.177）		区市町村	福祉保健局
10	◆親の子育て力向上支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通して子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援します。	—	25区市（令和3年度子供家庭支援区市町村包括補助事業交付決定）	子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通して子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援した。	引き続き、子育てスキルの向上や仲間づくりの促進により、育児不安の解消を図る取組を支援する必要がある。	引き続き、子育てスキルの向上や仲間づくりの促進により、育児不安の解消を図る取組を支援する。		区市町村	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	事業の状況		事業の課題	今後の方向性（取組）	備考	実施主体	所管局	
		○：既存変更 △：終了 －：変更なし	令和3年度実績（事業の進捗状況）						これまでの事業の評価
11	◆地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）の充実 ・子育てひろばにおいて、地域支援や利用者支援事業を実施し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組み区市町村を支援します。 ・障害の有無にかかわらず、全ての親子が子育てひろばを気軽に利用できる環境を整備するため、発達障害を含む障害のある子供や多胎児のいる家庭など、特に配慮が必要な子育て家庭に向けた交流の場の提供や相談支援、講習等の区市町村の取組を支援します。	○	・地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば：312か所（21区20市1村）※令和3年9月1日時点	令和3年度 子ども・子育て支援交付金 交付実績47団体 交付決定額 1,241,801千円 ※このほか2団体に対し重層的支援体制整備事業交付金を交付	子育てひろばについては、地域で子育て家庭が孤立しないよう、親同士の交流や、保護者に寄り添う相談支援等を適切に行うことができる職員を育成する必要がある。また、地域支援やニーズを踏まえ適切なサービスにつなげる利用者支援の役割も果たせるような人材の育成も必要。 障害の有無にかかわらず、全ての子育て家庭が安心して子育てひろばを利用できるよう、障害に早期に気づき、適切な支援につなげることができる職員の育成も求められている。	引き続き、ひろばの整備に対する補助金や、子供・子育て支援交付金における加算について、積極的に周知を行い、活用を促す。 また、子育てひろば職員研修において、地域で保護者に寄り添う支援を行うほか、地域支援や利用者支援の役割も適切に果たせる人材を育成するため、各自治体で実施する研修に加え、都独自に実践的な子育てひろば職員研修を引き続き実施する。 また、ひろばを利用する子供の障害に早期に気づき、適切な支援につなげるため、障害児支援に関する研修を実施し、必要な知識の習得を支援する。	・ふらっとひろば事業 令和2年度末で終了	区市町村	福祉保健局
12	◆子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ・子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援します。	－	51区市町村に補助（令和3年度東京都子供・子育て支援交付金交付決定）	子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援できた。	引き続き、子育て短期支援事業に取り組む区市町村を支援する必要がある。	引き続き、子育て短期支援事業に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局
13	◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ・仕事と家庭の両立や子育てをサポートするための、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援します。	－	53区市町村（令和3年度東京都子供・子育て支援交付金交付決定）	地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、多様な育児のニーズへの対応を図る区市町村を支援した。	引き続き、子育て援助活動支援事業に取り組む区市町村を支援する必要がある。	引き続き、子育て援助活動支援事業に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局
14	◆一時預かり事業 ・保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援します。	－	補助実績：23区26市3町1村	補助対象施設数及び補助額実績は増加傾向で推移している。	－	引き続き、保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援する。		区市町村	福祉保健局
15	◆保育サービスの拡充 ・地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービスの拡充に取り組む区市町村を支援していきます。	－	令和4年度実績：保育サービスの利用児童数 923,879人（令和4年4月1日現在）	保育サービスの利用児童数は増加傾向で推移している。	－	引き続き、地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービスの拡充に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局
16	◆在宅子育てサポート事業 ・生後3歳未満の子供を持つ家庭を対象として、保育サービスを利用していない期間について、家事支援サービスの利用支援を行うことで、保護者の負担軽減を図るとともに、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなげ、要支援家庭への移行を未然に防止します。	－	（再掲 方針Ⅱ：No.104）	（再掲 方針Ⅱ：No.104）	（再掲 方針Ⅱ：No.104）	（再掲 方針Ⅱ：No.104）		区市町村	福祉保健局
17	◆子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・公的な支援につながらない子供がいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーや栄養士等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援します。	－	（再掲 方針Ⅱ：No.105）	（再掲 方針Ⅱ：No.105）	（再掲 方針Ⅱ：No.105）	（再掲 方針Ⅱ：No.105）		区市町村	福祉保健局
18	◇子育て支援人材発掘！とうきょうチルミルプロジェクト ・とうきょうの子育てを支え、見守る全ての人々を「とうきょうチルミル」と総称し、広く都民に周知することにより、子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て支援を担う人材の確保を促進します。	△	子育て支援員などの子育て支援の人材を確保することを主目的に、元気高齢者等を中心とした様々なライフステージの方々の意見を捉え、受講等に向けて動機付けを行うための広報用素材を作成。	【令和2年度】 ・ロゴマーク、動画、リーフレット等広報用素材（#チルミル）の制作 【令和3年度】 ・ホームページ公開 ・リーフレット・ガイドブック・ポスター・グッズの作成・配布	－	リーフレット、ガイドブック等の配布及びホームページ公開を継続して実施し、子育て支援員やベビーシッター等、保育・子育て支援を担う人材の確保に努める。（令和4年度末事業終了予定）	令和4年度事業終了予定のため、項目の削除をお願いします。 （子供・子育て計画の中間見直しについては、一覧から削除いただく予定です。）	都	福祉保健局
19	◇心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援 ・心のバリアフリーに関するガイドラインを活用するなどして、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーター等の養成、事業者の接客向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援することで、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進します。	－	令和3年度補助実績 7区2市（交付決定ベース）	令和2年度補助実績 7区2市 平成31年度補助実績 11区3市（交付決定ベース）	心のバリアフリーが多くの人に理解され、様々な場面で自然に実践されるよう、周知を強化する必要がある。	引き続き、心のバリアフリーを推進する区市町村の取組を支援する。		都	福祉保健局
20	◇情報バリアフリーの充実への支援 ・地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ポードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備します。	－	令和3年度補助実績 7区3市（交付決定ベース）	令和2年度補助実績 5区3市 平成31年度補助実績 8区3市（交付決定ベース）	誰もが必要な情報を容易に入手できる環境整備を推進する必要がある。	引き続き、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境整備を推進する区市町村の取組を支援する。		都	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	事業の状況		事業の課題	今後の方向性（取組）	備考	実施主体	所管局
		○：既存変更 △：終了 －：変更なし	令和3年度実績（事業の進捗状況）					
21	◇子育て応援とうきょうサポート事業 ・社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成する本事業の趣旨に賛同する企業や店舗等の善意により、18歳未満の子供や、妊娠中の方がいる世帯に様々なサービスを提供します。	○	令和3年10月にポータルサイト、令和4年3月にアプリを「とうきょう子育てスイッチ」としてリニューアル。	新たなポータルサイトとアプリの構築を図り利便性の向上を図った。 協賛店拡大に向けた働きかけにおいては、直接的なアプローチだけでなく、子育て関連メディアのネットワークなどを活用し、店舗数を増やしている。	子育て家庭や企業・店舗等にサイトやアプリが必ずしも十分に周知されている状況とは言えない。	社会全体で子育てを応援する取組を行う「子供・子育て応援とうきょう事業」の一部として、引き続き、子育て世帯に対しサービスの提供を図り、普及啓発に努める。	都	福祉保健局
相談体制等								
22	◆TOKYO子育て情報サービス ・妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当等に関する情報をインターネットにより24時間365日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図ります。	－	子育てベビーガイド 11,316件 子供の事故防止・応急手当ガイド 2,137件	年々アクセス件数も増加しており、妊娠、子育て及び事故防止等に関する情報を適切に提供している。	区市町村の窓口で妊娠届の提出があった際のリーフレット配布等、継続して周知を図っていく必要がある。	引き続き、安心して子育てができるよう、妊娠、子育て及び事故防止等に関する正確な情報を提供していく。	都	福祉保健局
23	◆東京都こども医療ガイド ・子供の病気やケガの対応の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図ります。	－	・「東京都こども医療ガイド」Webサイトアクセス数 214,997件 ・「母と子の健康バッグ」に広報用カードを封入し、区市町村を通じて子育て世代へ周知 ・広報用ポスターを作成し、都内医療機関や保健センター等に配布	平成28年度に開始した広報用カードの母子バッグへの封入に加え、平成30年度からは、PR用ポスターを作成し、小児科を標榜する診療所や保育施設等へ配布することで、子育て世代への周知を行っている。	Webサイトへのアクセス件数が減少傾向にあることから、サイトの認知度向上や掲載内容の充実等に、都民の利用を促していく必要がある。	引き続き、子育て世代の疑問や不安の軽減に活用されるよう、効果的な周知により、サイトの認知度を向上させるとともに、掲載内容の見直しを進めていく。	都	福祉保健局
24	◆東京都医療機関案内サービス「ひまわり」 ・休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットにより医療機関のきめ細かい情報提供を24時間実施し、都民の多様なニーズに対応します。	－	保健医療福祉相談 60,300件 夜間・休日医療機関案内 47,328件 外国語対応相談 9,099件 音声自動応答による医療機関案内 14,922件 インターネットアクセス件数 1,791,520件	電話やインターネットにより医療機関のきめ細かい情報提供を実施している。	令和6年度から全国統一システムにより情報を提供することになる。	引き続き、電話やインターネットにより医療機関のきめ細かい情報提供を実施する。	都	福祉保健局
25	◆電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談） ・子供の健康や救急に関する相談に対して、看護師や保健師（必要に応じて小児科医師）が対応し、保護者の不安の軽減を図ります。	－	相談件数 138,822件	本事業の実施により相談者の不安や悩みの解消及び小児初期救急の前段階での安心の確保が実現されているほか、不必要な医療機関の受診や救急者の出動を抑制することで適切な医療資源の利用を促している。	小児の感染症が流行し、相談件数が増加したタイミングでも安定した相談体制を確保する必要がある。	引き続き、小児の健康や救急に関する不安に対し、相談体制を確保していく。	都	福祉保健局
26	◆4152（よいこに）電話 ・土・日・祝日（年末年始を除く）を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応えます。	－	相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後5時 令和2年度相談件数 8,628件	子育てに関する様々な相談を受けており、身近な地域で相談しにくい人の受け皿になっている。	電話相談の応答率及び電話相談対応スキルの向上	引き続き電話相談を実施	都	福祉保健局
周産期・小児救急医療体制整備の推進								
27	◆総合的な周産期医療体制の確保 ・ハイリスクの妊産婦や高度医療が必要な新生児等に適切な医療を提供するため、周産期母子医療センターを中心として、周産期連携病院や地域の医療機関等との機能分担と相互の連携を一層進めるなど、総合的な周産期医療体制を確保していきます。	－	・総合周産期母子医療センター：14施設 ・地域周産期母子医療センター：14施設 ・周産期連携病院：12施設 ・NICU（新生児集中治療管理室）：356床	東京都周産期医療体制整備計画で定めるNICUの整備目標「都全域で340床確保」を達成。	東京都周産期医療体制整備計画が2023年度までの計画となっていることから、今後、次期計画改定に向け検討を実施。	・周産期母子医療センターや周産期連携病院の整備を進めるとともに、NICU運営費補助を実施し、周産期母子医療センター等を支援する。 ・周産期母子医療センターを中核とした周産期医療ネットワークグループにおいて、地域におけるそれぞれの役割分担の下、「顔の見える連携」を更に進めていく。	都	福祉保健局
28	◆小児救急医療体制の確保 ・他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重症患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う「東京都こども救命センター」を中核として、区市町村が行う小児の初期救急をはじめ、二次・三次救急の救急医療を整備し、安心できる小児救急医療体制を確保していきます。	－	・小児初期救急運営費補助：38地区 ・休日・全夜間診療（小児）：全都53施設 79床／日 ・東京都こども救命センター：4施設	・小児における初期・二次・三次救急医療体制を確保してきた。	・今後も小児における初期・二次・三次救急医療体制を確保する。	・引き続き、小児救急医療体制を確保するとともに、東京都こども救命センターを医療連携の拠点とし、連絡会や転院搬送等の施設間調整を行っていく。	都 区市町村	福祉保健局

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況 ○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)	これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局	
	子育てにやさしい環境の整備									
29	◆子育て世帯に配慮した住宅の供給促進 ・子育て支援サービスの連携や地域との交流が図れる子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定するなど、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進します。	—	・子育て支援住宅認定制度による累計認定戸数: 1,678戸 (令和3年度末)	令和4年3月に策定した「東京都住宅マスタープラン」の政策指標において、令和12年度末までに認定住宅の戸数を10,000戸と目標設定し、認定住宅の供給促進に向けた普及等の取組を行っている。	認定住宅の更なる供給促進に向け、本制度の住宅市場における魅力向上や、認知度の向上のための取組が必要である	「東京都子育て支援住宅認定制度」を「東京こどもすくすく住宅認定制度」に名称変更し、認定基準を多段階化するともに、認定住宅における改修や新築に対する直接補助の実施などにより、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進する。		都	住宅政策本部	
30	◆子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」 ・子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進めます。	—	令和3年度整備実績 59か所 令和3年度末設置数 1,578か所	子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村について支援ができた。	引き続き、都立施設、民間施設にも設置を進める。	・引き続き、子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進める。		都	福祉保健局	
31	◆子育て応援とうきょう会議の運営 ・「社会全体で子育てを応援する」取組を推進するため、様々な分野の関係機関、企業・NPO・自治体等の団体、学識経験者が連携し、以下のような取組を実施しています。 (1) 子育てに役立つ情報や、子育て応援とうきょう会議協会の取組情報等を提供するウェブサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営 (2) 企業・NPO・自治体等が行う子育て支援に関する取組の推進 (3) ベビーカーの安全利用に関するキャンペーン等、子育て支援に寄与するイベントや普及啓発の実施 (4) 「子育て協働フォーラム」において、子供が意見表明できる子供シンポジウムを開催	△	—	—	—	令和3年度より任意団体「子育て応援とうきょう会議」より事業を引き継ぎ、東京都が「子供・子育て応援とうきょう事業」として事業を再構築。社会全体で子育てを応援する取組を行う。 (子育て応援とうきょう会議事業は令和2年度に事業終了)	左記のとおり。	子育て応援とうきょう会議	福祉保健局	
32	◆子供が輝く東京・応援事業 ・社会全体で子育てを支えることを目的として、都の出えん等による基金を活用し、NPO法人等による、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取組を支援するため、新たに実施する事業(定額助成)と、既存事業のレベルアップにつながる事業(成果運動型助成)に対して、助成金を交付します。	—	新規採択状況 ○定額助成 5件 ○実績運動型助成 1件	令和3年度は、5事業者の取組みを先駆的・先進的な事業として採択し、定額助成を行っており、多様な主体による子育て支援の取組が促進された。 また、既存の取組のレベルアップを図る事業者に対する助成として実績運動型助成については、1事業者を採択した。	毎年度一定の申請数はあるものの、外部委員の厳格な審査の結果、採択目標数26事業を下回っている状況である。	・助成対象となった事業について、報告会の実施やホームページへの掲載等により、取組みの成果の普及を図るとともに、あらゆる機会を通じて事業の周知を行う。	・既存の取組のレベルアップを図る事業者への助成の名称について、令和2年度までは「成果運動型助成」と呼称していたが、令和3年度より「実績運動型助成」に変更し、助成スキームの一部変更を行った。	都【公益財団法人東京福祉保健財団】	福祉保健局	
33	◆ライフ・ワーク・バランスの充実 ・男性の家事育児参画を応援するWebサイト「ハバズ・スタイル」において、男性に役立つ家事育児の実践方法や意識啓発につながる記事を掲載し、男性やそのパートナー、親や上司の世代等社会全体に対し気運醸成を行っています。 ・就職活動を迎える前の若者を主な対象とし、スマートフォンやタブレット等で気軽に楽しみながらキャリアデザインについて学べるコンテンツを提供することで、若者のキャリアデザイン意識を醸成します。 ・夫婦でライフ・ワーク・バランスへの理解を深めるための「パパとママが描くみらい手帳」を作成し、普及啓発を実施します。	—	・男性の家事・育児を応援するWebサイト「ハバズ・スタイル」や若者がキャリアデザインを知るWebサイト「WILLキャリアッジ」を更新し、コンテンツの充実を図った。 ・男性の家事・育児参画に向けた社会全体のマインドチェンジを目的としたWebサイト「TEAM家事・育児」を開設し、普及啓発キャンペーンを実施した。 ・「パパとママが描くみらい手帳」を都内区市町村を通じて配布した。	・男性の家事・育児参画に向けた気運醸成のため、子育て中の夫婦、パパ・ママ、フレマ、企業の経営者・管理職などあらゆる方々に向け、家事・育児に役立つ情報を発信している。 ・若者のキャリアデザイン意識醸成に向け、多様なロールモデルを幅広く紹介するなど充実を図っている。	・令和3年度に実施した「男性の家事・育児参画状況実態調査」では、子育て世代の家事・育児参画参画率に男女差は、令和元年度調査と比較して拡大しており、男性が主体的に家事・育児に取り組むための意識改革が必要である。	・男性の家事・育児参画に向けた2つのサイト、「ハバズ・スタイル」と「TEAM家事・育児」を統合し、コンテンツを充実させるとともに、子育て中の方や経営者層、若者など多様な主体に向けて戦略的に発信することで、男性の家事・育児参画の促進を図っていく。 ・商業の内容を盛り込むなど、「パパとママが描くみらい手帳」の充実を図っていく。		都	生活文化スポーツ局	
34	◆「働き方の見直し」に向けた取組の推進 ・仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、都が「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、広く公表しています。また、ライフ・ワーク・バランス等、「働き方の見直し」について社会的気運の醸成を図るため、関係機関の協力を得て「ライフ・ワーク・バランスEXPO東京」を開催し、認定企業の取組やノウハウを広く公開するとともに、参加企業等の交流の場を設け、中小企業の雇用環境整備の促進を図ります。 ・仕事と育児の両立など雇用環境の整備に取り組む中小企業に対し、専門家の派遣や助成金の支給等により、企業への支援を推進しています。	—	・「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」: 11社認定 ・「ライフ・ワーク・バランスEXPO東京」: 2月8日(火)オンライン開催 ・専門家派遣・延べ派遣回数 294回(70社)、奨励金支給企業数 311社、研修会(4コース5テーマ) 1,155人	・「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」: ライフ・ワーク・バランスの取組を行う中小企業を認定しその取組を広く公表した。 ・「ライフ・ワーク・バランスEXPO」: EXPOを開催するとともに、効果的な広報を行い、着実に実施した。 ・専門家の派遣・奨励金の支給等を実施した。	働き方の見直しに関する新たな社会的課題や都民ニーズを踏まえた対応	○今後の方向性: ・「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」: 引き続き、ライフ・ワーク・バランスの取組を行う中小企業を認定するとともに、その取組を広く公表する。 ・「ライフ・ワーク・バランスEXPO」: EXPOを開催するとともに、効果的な広報を行い、着実に実施する。 ・専門家の派遣・奨励金の支給等について、継続して実施していく。		都	産業労働局	

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況		今後の事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局	
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)							
35	◇医療的ケア児保育支援事業 ・医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	—	補助実績: 10区13市	補助対象の自治体数及び補助額実績は増加傾向で推移している。	—	引き続き、医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。		区市町村	福祉保健局	
1-(2) 家庭教育への支援										
就学前教育の充実										
36	◆小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実 ・幼稚園、保育所等の就学前施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム 改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図ります。このことにより、就学前施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との一層の円滑な接続を推進します。	—	(再掲 方針I: No.1)	(再掲 方針I: No.1)	(再掲 方針I: No.1)	(再掲 方針I: No.1)		都 区市町村	教育庁	
37	◆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト ・子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。	—	(再掲 方針I: No.2)	(再掲 方針I: No.2)	(再掲 方針I: No.2)	(再掲 方針I: No.2)		都 区市町村	教育庁	
38	◆私立幼稚園等への助成 (1) 私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助 私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助します。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進します。 (2) 私立幼稚園等施設型給付費負担金 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図ります。 (3) 私立幼稚園等特色教育等推進補助 新制度に移行する私立幼稚園に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助します。	—	・令和3年度補助実績 18,004,010千円 (経常費) 861,913千円 (教育振興費) 6,586,447千円 (施設型給付費) 32,454千円 (特色教育)	私立幼稚園、私立認定こども園を支援することで教育条件の維持向上、経営の安定性・健全性を図った。	幼児教育を行う全ての事業者に対して、質の高い幼児教育を行うために必要な、恒久的、安定的な財源が十分確保されていない。 子ども・子育て支援法上、国が2分の1を負担する原則となっているが、教育標準時間認定子どもに係る施設型給付については、同法附則第9条において、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する仕組みとされている。	引き続き都内私立幼児教育への支援を図る。		都 区市町村	生活文化スポーツ局	
39	◆私立幼稚園等における預かり保育の充実 (1) 私立幼稚園預かり保育推進補助 私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助します。 (2) 私立幼稚園等一時預かり事業費補助 新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業 (幼稚園型) を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。 また、就労家庭の教育ニーズに対応するため、預かり保育の長時間、通年化、小規模保育施設等との連携による年間時受入れ、2歳児の定期利用に取り組み私立幼稚園を「T O K Y O 子育て応援幼稚園」として都が独自に支援を行います。	—	・令和3年度補助実績 986,337千円 (預り保育) 1,268,576千円 (一時預かり)	教育時間終了後も子供を預かる私立幼稚園、私立認定こども園を支援することで得機児童対策に寄与することができた。	一時預かり事業 (幼稚園型) への円滑な移行が図られるよう、補助単価の引上げなど預かり保育の実態に則した園による十分な財政措置が行われていない。	引き続き預り保育等の支援を通じ、子育て支援への寄与を図る。		都 区市町村	生活文化スポーツ局	
40	◆私立幼稚園等に遡る園児の保護者への支援 (私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助) ・幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。	—	(再掲 方針I: No.120)	(再掲 方針I: No.120)	(再掲 方針I: No.120)	(再掲 方針I: No.120)		都 区市町村	生活文化スポーツ局	
41	◆公立幼稚園における預かり保育の充実 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業 (幼稚園型) を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。	—	都内公立幼稚園154園中66園 (44区) で実施	平成27年度の事業開始 (平成28年度8区46園) 以降、事業を実施する区市、園が増加している。	コロナ禍により利用者が事業の利用を控えるなど、区市において事業を実施するにあたり当初の計画ほど実績が伸びていない事例もある。	引き続き、公立幼稚園を設置する区市に対して、本事業の制度周知を適切に行い、地域の実情に応じた子育て支援事業の充実を促す。		都 区市町村	教育庁	
地域における家庭教育支援活動の促進										
42	◆地域の家庭教育支援活動の取組支援 地域の実情に応じた乳幼児期からの家庭教育支援活動の促進を図るため、区市町村における支援人材の育成、地域の人材を生かした支援活動、家庭教育に関する学習機会の提供等の取組を支援します。	—	・区市町村における国庫補助事業を活用した取組を支援 (22区市)。	家庭教育支援に関する事業が各区市町村の事情を反映し、よりニーズに沿った事業内容が展開できている。	コロナ禍等の事情により、事業が中止となる場合がみられ、オンライン化等の対策が必要になる。	・区市町村における国庫補助事業を活用した取組を支援し、学校・家庭・地域の協働活動との連携等により取組の継続・促進を図る。		都	教育庁	
43	◆広域的な家庭教育の啓発 ・乳幼児期からの子供の教育の重要性について、全ての保護者に対し、普及・啓発を図ります。 (小学校入学前生活リズム教材、ウェブサイトによる情報提供)	—	・新小学校1年生の保護者を対象として教材冊子 (生活リズム教材) を配布 (125,000部)。 ・保護者及び支援者に「乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト」ウェブサイトによる啓発・情報提供。	冊子を公立小学校以外の都国立学校等に配布することで、子供の生活リズム確立の重要性を周知できた。	各公立学校の新入生数の把握が困難な場合が多く、確実な配布までに時間がかかってしまう場合がある。	・教材冊子 (生活リズム教材) の配布及びウェブサイトによる情報提供を通して、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝える取組を継続する。		都	教育庁	

No	事業内容 (R2年計画改定時)	事業の状況		今後の事業の評価	事業の課題	今後の方向性(取組)	備考	実施主体	所管局
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績(事業の進捗状況)						
家庭と学校との連携									
44	◆「家庭と子供の支援員」の配置 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる支援員(民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など)を小・中学校に配置し、教員とともに家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行います。	—	・34区市町、385校に配置された919人の家庭と子供の支援員が、支援が必要な児童・生徒やその保護者に対し、アドバイスや情報提供等を行った。	・「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行うことができた。	・「学校と家庭の支援員」は、児童・生徒への対応に際して必ずしも専門性を有する者ではないことがあることから、対応力向上を図るための取組を行う必要がある。	・家庭と子供の支援員が、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携して効果的な支援を行うことができた事例を収集し、各学校に周知する。		区市町村	教育庁
45	◆「家庭と学校の連絡推進会議」の設置 「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に設置し、学校管理職や教職員、「家庭と子供の支援員」が構成員となり、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換や協議を行います。	—	・「学校と家庭の連絡推進会議」において、問題を抱える児童・生徒の状況把握や、保護者の子育てに対する不安や悩みの解決に向けて、教職員と家庭と子供の支援員が情報共有を図った。	・「学校と家庭の連絡推進会議」において、問題を抱える児童・生徒の状況把握や、保護者の子育てに対する不安や悩みの解決に向けて、教職員と家庭と子供の支援員が情報共有を図ることができている。	・効果的な会議の持ち方や、学校サポートチームとの連携の在り方等について、検討が必要である。	・生活指導担当指導主事連絡会において、効果的な会議の持ち方や、学校サポートチームとの連携の在り方等について方策を示している。		区市町村	教育庁
46	◆「スーパーバイザー」の配置 対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー(弁護士、医師、臨床心理士など)が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的な助言をします。	—	・都内で、101人のスーパーバイザーが、対応が困難な事例等への効果的な対応等について、家庭と子供の支援員に助言を行った。	・対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー(弁護士、医師、臨床心理士など)が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的な助言を行うことができた。	・区市町村教育委員会へのスーパーバイザーの推進が必要である。	・家庭と子供の支援員の対応力の向上を図るため、生活指導担当指導主事連絡会等において、家庭と子供の支援員同士が協議する場を設定し、事例を通して各学校における取組や工夫等について共有できるようにする。		区市町村	教育庁
2 学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成									
2- (1) 開かれた学校づくり									
学校運営への保護者や地域の参加									
47	◆学校運営連絡協議会 都立学校と地域社会とのパートナーシップを確立し、地域全体で教育活動の質的向上を支援していくことを目的に、学校運営に保護者や地域の方々に参加してもらい、意見交換を行っています。 ・学校運営連絡協議会は、学校のマネジメント・サイクルでの「評価・改善」の機能を担い、都立学校の継続的改善に向けた支援を行っていくことが期待されています。 ・学校情報の提供、学校行事・授業等の見学などを行っています。	—	・令和3年度は、全ての都立学校で学校運営連絡協議会を開催し、学校経営計画に対する助言・意見の聴取、学校評価を行った。 ・学校評価は、生徒・保護者・教員による内部評価の外、協議委員による外部評価を実施し、次年度の学校経営計画に反映した。	・学校運営連絡協議会協議委員に学校の取組内容や日常の教育活動を把握してもらい、学校との意見交換の中で、助言や意見をもらうことで学校運営の改善に活かしている。	・新型コロナウイルスの感染状況により、対面会議ではなく紙面開催又はオンライン開催とする等工夫して実施した。	・引き続き、学校運営連絡協議会を全校で実施し、開かれた学校運営に取り組む。		都	教育庁
地域の社会資源等の活用									
48	◆「地域学校協働活動推進事業」 ・学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「地域学校協働本部」の設置促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援します。	—	・令和3年度は、35区市町の実施地区に対して支援を行った。 ・対象校数1,253校(小学校856校、中学校390校、義務教育学校7)	年々、新たに事業に取り組む実施地区があり、それに伴い活動の要である地域コーディネーター数も増えている。	引き続き、実施地区の拡大や実施地区における地域学校協働本部の設置の促進や、地域と学校が連携・協働した取組としての「地域学校協働活動」の推進が課題である。	・区市町村に対して、引き続き「地域学校協働活動推進事業」の周知を図る。 ・実施を希望するすべての区市町村に対して支援を行う。		都 区市町村	教育庁
49	◆「地域教育推進ネットワーク東京協議会」 ・子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の効果的な教育活動への導入を推進します。	—	・令和3年度は、新たに7団体が会員団体となり、会員団体数は計596団体となった。 ・「令和3年度 東京都地域学校協働活動推進フォーラム」のオンライン開催 総視聴回数(アーカイブ含む) 1,212回	新たな会員団体の登録があった。また、「教育プログラム」の導入及びその支援を行った。	ネットワークの拡充とともに、効果的な小・中学校等への効果的な教育プログラムの提供方法や新学習指導要領、放課後子供教室などの目的に合った学校内・外の教育活動に対応した「教育プログラム」の充実が課題である。	・専門的な教育力を有する企業・NPO等とのネットワークを拡充する。 ・企業・NPO等の外部資源の効果的な活用を図り、新学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の実現を支援する。		都	教育庁
50	◇人材バンク事業 ・学校が必要とする多様な外部人材の情報を収集・蓄積し、学校のニーズを踏まえたマッチングを行います。	—	・人材バンクを設置することにより多様な外部人材(サポーター)を確保し、都内の公立学校、教育委員会のニーズに応じた人材を紹介 ・サポーターの登録及び学校におけるバンク利用促進に向け、都民向けシンポジウムの開催、ニュースレターの発行、電車内広告等を実施した。 ・企業等の社員がボランティアとして学校の授業での端末操作等を支援 ・(令和3年度末時点) サポーター登録者10,071人(個人5,676人・団体4,395人(115団体))、マッチング5,438件、学校が採用した人員1,001人(個人745人、団体256人(17団体))	・学校の満足度 91.7%(サポーターを採用した公立学校へのアンケートにより調査) ・様々な知識や経験等を有するサポーターの活用を促進し、児童・生徒の学習支援や教職員の事務支援等を行うことにより、教職員の負担軽減と教育の質の向上を図った。	・個々のサポーターへの活躍の場の一層の提供や、学校ニーズの把握とマッチング強化 ・新型コロナウイルス感染症対策や、IoT支援などの取組を取り巻く環境変化に応じたニーズへの対応	・成功事例の紹介等による学校への外部人材活用促進 ・新型コロナウイルス感染症対策やIoT等、教育課題に対応した人材の確保、活用促進 ・登録前研修や登録後のフォローアップ研修等によるサポーターのスキルアップ及びサポーターに対する定期的な情報提供		公益財団法人東京学校支援機構	教育庁

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局	
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)							
2- (2) 放課後の居場所づくり										
放課後の居場所づくり										
51	◆学童クラブ ・就業等により保護者が居間家庭にいない小学生の健全な育成を図るために、遊び及び生活の場を提供します。 ・都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や常勤職員を配置することなどにより、サービスの向上を図ります。	—	学童クラブ事業: 56区市町村に補助 (令和3年度東京都子供・子育て支交代付金交付決定) 都型学童クラブ事業: 28区市に補助 (令和3年度都型学童クラブ事業交付決定)	・学童クラブ事業により、学童クラブ運営に必要な取組を支援することができた。 ・都型学童クラブ事業により、より質の高い学童クラブの運営に必要な取組を支援することができた。	・引き続き、学童クラブ事業及び都型学童クラブ事業を実施する区市町村を支援する必要がある。	・引き続き、学童クラブ事業及び都型学童クラブ事業を実施する区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局	
52	◆放課後子供教室 ・全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を利用して、安全・安心な子供の活動拠点 (居場所) を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流活動、様々な機会を提供します。 ・子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する取組です。	—	・1,258箇所、1,191小学校区で実施 (中核市含む)。 ・活動日数の充実や終了時間延長などの取組への支援。専門人材を活用した多様な活動プログラムを展開する等、各区市町村における放課後子供教室のさらなる充実を図った。	各区市町村における放課後子供教室の実施数の増加に加え、地域の実情に応じて、内容の充実も図られている。	放課後子供教室の量的・質的充実等に応じた支援人材の安定的確保・育成が困難となっている区市町村がある。	引き続き、放課後子供教室の実施数だけでなく質の充実 (終了時間の延長支援や多様なプログラムの展開等) も図りながら、人材育成のための研修機会や情報提供を充実させる取組を実施する。		区市町村	教育庁	
53	◇子供の居場所創設事業 ・子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」(拠点) を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。	—	(再掲 方針Ⅱ: No. 180)	(再掲 方針Ⅱ: No. 180)	(再掲 方針Ⅱ: No. 180)	(再掲 方針Ⅱ: No. 180)		区市町村	福祉保健局	
54	◇子供食堂推進事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。	—	(再掲 方針Ⅱ: No. 106)	(再掲 方針Ⅱ: No. 106)	(再掲 方針Ⅱ: No. 106)	(再掲 方針Ⅱ: No. 106)		区市町村	福祉保健局	
55	◇地域における多世代交流拠点の整備 ・地域住民同士がつながり、助け合えるよう、高齢者・障害者・母子・子供など、誰もが気軽に立ち寄ることができる、空き家等を活用した地域における多世代交流拠点の整備を支援します。	○	多世代交流拠点を設置している区市町村 30区市 (「都内区市町村の地域福祉計画の実定状況調査」より)	平成30年度実績 16区市 令和元年度実績 20区市 令和2年度実績 22区市 令和3年度実績 30区市	62区市町村に最低1か所の設置	「第二期東京都地域福祉支援計画」に基づき、世代や属性を超えて住民同士が交流できる拠点の設置に取り組む区市町村を支援していく。	地域サポートステーション設置事業については、令和3年度に以下の見直しを行った。 ・「社会福祉法第106条の3第1項第1号」に定める「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」として実施すること。」という補助条件を追加した。 ・「おおむね週5日、1日当たり4時間以上運営すること。」という補助条件を削除した。	区市町村	福祉保健局	
56	◇放課後児童支援員資質向上研修・認定資格研修 ○学童クラブに従事しようとする者に、業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能を習得させることを目的として、放課後児童支援員認定資格研修を実施します。 ○放課後児童支援員であって、一定の勤務経験を有する者に対して、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行い、放課後児童支援員の資質の向上を図ることを目的として、放課後児童支援員資質向上研修を実施します。	—	令和2年度資質向上研修修了者数 500名 令和3年度認定資格研修修了者数 2,476名	放課後児童支援員資質向上研修及び認定資格研修において、十分な受講機会を確保し、放課後児童支援員の人材確保や資質の向上を図ることができた。	引き続き、放課後児童支援員資質向上研修及び認定資格研修を実施し十分な受講機会を確保し、人材確保及び資質の向上を図るとともに、各区市町村へ受講の働きかけを行う必要がある。	引き続き、放課後児童支援員資質向上研修及び認定資格研修を実施し十分な受講機会を確保し、人材確保及び資質の向上を図るとともに、各区市町村へ受講の働きかけを行う。		都	福祉保健局	
57	◇若年被害女性等支援モデル事業 ・暴力被害等の困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し、公的機関につながるなどのアプローチを行う仕組みを構築します。	○	(再掲 方針Ⅱ: No. 121)	(再掲 方針Ⅱ: No. 121)	(再掲 方針Ⅱ: No. 121)	(再掲 方針Ⅱ: No. 121)	令和3年度から事業名修正「若年被害女性等支援事業」	都	福祉保健局	
58	◇「TOKYOスクール・コミュニティ・プロジェクト」の推進 ・第10期東京都生涯学習審議会(建議)の提案を踏まえ、これまでの地域と学校の連携・協働に関する事業を拡充しながら、「地域コミュニティづくりの拠点としての学校」の機能を高めていくため、(1)放課後子供教室の取組の推進 (2)学校との連携による高齢者の社会参加促進事業 (3)地域学校協働活動の活性化に向けた、区市町村への統括コーディネーターの配置促進の取組を区市町村と連携を図りながら実施していきます。	—	(1) NO. 52と同じ (2) 学校内地域交流拠点 (コミュニティハウス) において、子供たちの放課後活動の支援や元氣高齢者の社会参加を促進事業等を展開するとともにコミュニティハウスの効果検証をするための調査を実施した。 (3) 32区市町村に37名の統括コーディネーターを配置した。	(1) NO. 52と同じ (2) 地域のNPO法人が活動の中心となり、大学や企業と連携し、多様な地域学校協働活動等が取り組まれた。 (3) 地域学校協働活動推進事業実施地区において、年々、新たに統括コーディネーターが配置されている。	(1) NO. 52と同じ (2) コミュニティハウスの活動を通じた地域学校協働活動の活性化 (3) 引き続きの統括コーディネーター配置の促進や、配置に伴う「地域学校協働活動」の活性化が課題である。	(1) NO. 52と同じ (2) 引き続き実施する効果検証のための調査を踏まえ、コミュニティハウスでの活動の一層の充実を目指し、活動内容の検討を行っていく。 (3) 区市町村に対して、統括コーディネーターの周知を図り、配置を促進する。		都	教育庁	

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局	
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)							
3 子供・若者の育成環境の整備に係る施策等一覧										
3- (1) 地域における子供の安全対策										
学校の防犯対策										
59	◆「学校110番」 緊急かつ重大な事態の発生に備え、都内の公立・私立を問わず、幼稚園、小・中学校、特別支援学校、保育所等に、学校等と監視庁をボタン1つで結ぶ非常通報体制「学校110番」を設置しています。	-	都立中学校及び中等教育学校10校・都立特別支援学校57校に学校110番を設置し、適切な運用を図っているところである。 緊急かつ重大な事態の発生に備え、ボタンを押すと専用回線で監視庁に接続する非常通報体制「学校110番」を設置				関係部署と連携しながら計画的に更新・新設を行っていく。 緊急かつ重大な事態の発生に備え、引き続き、非常通報体制「学校110番」の設置に取り組む。	区市町村 都	教育庁 監視庁	
60	◆セーフティ教室 小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。		(再掲 方針Ⅱ: No. 84)	(再掲 方針Ⅱ: No. 84)	(再掲 方針Ⅱ: No. 84)	(再掲 方針Ⅱ: No. 84)		区市町村 都	監視庁	
61	◆スクールガード、スクールガード・リーダー ・学校安全のためのボランティアであるスクールガードを養成しています。 防犯の専門家や道徳指導官等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校敷地内及び通学路の巡回指導と評価を実施しています。	-	・スクールガード養成講習の実施 ・地域学校安全指導員 (スクールガード・リーダー) が学校を巡回指導				学校安全に取り組む区市町村教育委員会に対し必要な支援を実施し、引き続き、安全対策が推進されるよう取り組む。	区市町村	教育庁	
62	◆スクールサポーター ・スクールサポーター制度は、警察官を退職した者等を警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣され、学校における児童の問題行動等への対応や巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う制度です。	-	学校訪問 31,294回 児童・生徒の安全確保対策 42,572回 (令和3年中)	少年非行等及び少年を狙った犯罪の状況に対して適切に対応した。	少年非行等及び少年を狙った犯罪の新たな状況への対応	少年非行等及び少年を狙った犯罪の状況に応じて実施していく。		区市町村 都	監視庁	
63	◆子供たちの見守り活動 ・学校安全のために、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、学校・家庭・地域が一体となり子供の安全を見守る活動を実施しています。	-	保護者や地域住民が、学校安全ボランティア (スクールガード) として学校・通学路で巡回等を行い、児童・生徒の安全確保に協力				学校安全に取り組む区市町村教育委員会に対し必要な支援を実施し、引き続き、安全対策が推進されるよう取り組む。	区市町村	教育庁 監視庁	
通学路の安全対策										
64	◆通学路等における児童の安全確保 児童・生徒の安全を確保するため、区市町村が子供の登下校区域に防犯カメラを設置する経費の一部を補助しています。 また、交通安全対策として、道路交通実態に応じて、学校や教育委員会、道路管理者などの関係機関と連携し、信号機や横断歩道の整備などの対策を推進しています。	△	(防犯カメラ設置補助事業) 令和3年度は、12区市に264台の防犯カメラ設置経費の補助を行った。	(防犯カメラ設置補助事業) 令和元年度から令和3年度の3年間で、27区市町に対し、1,223台の防犯カメラ設置経費の補助を行った。	-	(防犯カメラ設置補助事業) 令和3年度事業終了	防犯カメラ設置の補助は都民安全本部から教育庁へ執行委任により行った。	区市町村 都	教育庁 生活文化 スポーツ 局 監視庁	
地域の防犯活動										
65	◆地域における見守り活動支援 区市町村が選定した「安全・安心まちづくり推進地区」内において、防犯カメラ等の防犯設備の整備や見守り活動に必要な設備品及び区市町村が青色回転灯等を装着した自動車により行う防犯パトロール活動の経費について区市町村を通じて補助しています。	-	令和3年度実績 31区市、1,308台の防犯カメラ設置経費の補助を行った。	平成22年度から令和3年度までの間、39区市町に対し、15,601台の防犯カメラ設置経費の補助を行った。	-		引き続き防犯設備の設置補助を行う。	区市町村 都	生活文化 スポーツ 局	
66	◆「子ども110番の家」活動 自治体やPTA等が中心となり、子供が犯罪に遭ったり、声掛けやつきまといにより犯罪に遭うおそれがある場合に助けを求めたり、困りごとがあるときに安心して立ち寄れる民間協力の拠点を設置しています。	-	「子ども110番の家」(住宅・店舗、車両)に対し、活動マニュアルを配布等して活動支援を実施。	子どもの安全確保に資する活動ができた。	自治体に対する支援の継続		引き続き、子どもの安全確保に向けた広報啓発活動に努める。	区市町村	監視庁	
67	◆若い世代の防犯ボランティア「ビーボーズ」 ・大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア団体として、都内各地域で実施される防犯活動等に参加しています。	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮して、各種キャンペーン、パトロール及び清掃活動を実施。	ビーボーズ自体で防犯活動を実施するとともに、警察署と協力して、自治体、防犯協会、ボランティア団体等と各種防犯活動ができた。	大学生を中心とした若い世代の持続的な防犯ボランティア活動への参加促進		警察が実施する各種キャンペーン等のほか、若い世代の意見や発信力を活用して活動を展開していく。	都	監視庁	

No	事業内容 (R 2年計画改定時)	事業の状況		今後の事業の評価	事業の課題	今後の方向性 (取組)	備考	実施主体	所管局	
		○: 既存変更 △: 終了 -: 変更なし	令和3年度実績 (事業の進捗状況)							
68	○子供防犯教育人材の育成 ・子供自身に危険予測・回避能力を身に付けさせるため、子供に対して防犯教育ができる人材を育成する講座を開催します。	△						都	生活文化スポーツ局	
69	○防犯人材ソフトパワーの発掘 ・都内で活動している市民ランナーや犬の飼い主を対象に、防犯や子供の安全に関する意識を啓発することにより、防犯ボランティア活動を担う人材を発掘し、裾野を広げていきます。	-	・防犯ボランティアの新規登録100団体 (令和3年度末における登録団体数1000団体)	・令和3年度より新たに「防犯ボランティア団体結成促進事業」を開始した結果、新規登録が増加したことから、同事業の効果が出ていると思われる。 ・令和3年度末における登録団体数1000団体	-	・引き続き都内で活動するランニング愛好家や犬の飼い主等に効果的な働きかけを行い、防犯ボランティア活動の裾野を広げて行く。		都	生活文化スポーツ局	
70	○ながら見守り連携事業 ・犯罪や事故の被害に遭いやすい子供等の弱者への対策を強化するため、都が地域を巡回する各事業者と包括協定を締結し、事業者と共同で子供等の弱者を見守るネットワークの構築を進めていきます。	-	・新規締結事業者 4者	・令和3年度末における締結事業者 31者	-	・引き続き事業者との関係構築を図り、包括協定の締結を進める。		都	生活文化スポーツ局	
71	○在住外国人等の子供の安全・安心に関する取組の推進 ・在住外国人等の子供を対象に見守り活動の実施や、犯罪・トラブルに巻き込まれないために安全に関する啓発等の安全・安心に関する取組を実施し、地域の防犯力の底上げにつなげる。	-	在住外国人等による子供の見守り活動 1地区 (令和元年度から継続) 在住外国人等の子供を対象にした安全啓発講座 12回 在住外国人等の子供を対象にした安全啓発テキスト 計5,000部増刷 (7言語) 電子紙芝居の作成 (4言語)	・コロナ禍による在住外国人等の人数の減少や対応での事業が困難であったが、安全啓発講座をオンラインで実施するなど、状況に応じた工夫を行った。 ・在住外国人等による子供見守り活動については、令和4年度に新規3地区での実施を目指して調整を行っているところである。	・在住外国人等による子供見守り活動を実施する上で行政、警察・地元住民等との調整を十分に行う必要がある。 ・安全啓発講座の実施回数が伸び悩んでおり、インターナショナルスクール等への積極的な広報が必要である。	・在住外国人等による子供見守り活動については、3地区での実施を目指して当該区市町村・警察、地元町会等への周知、調整を図るとともに、コンビニエンスストアの協力を得て外国人従業員の見守り活動への参加を募っていく。 ・インターナショナルスクールへ個別に講座実施をはたらきかけるとともに、国際的なフェスティバル等の在住外国人等が多く集まるイベントを活用して、事業について積極的に周知していく。		都	生活文化スポーツ局	
72	○親子で学ぶ、防犯教室事業 ・事件事故に遭う危険性が高まる小学校入学前の子供を対象に、「すぐ逃げる」等の実践訓練により子供の危険回避能力を向上させる防犯教室を実施しています。	-	令和3年度 9自治体にて開催した	令和2年度11自治体にて開催 令和4年度20回予定	新型コロナウイルス感染症の拡大状況に伴い、集合型の防犯教室の開催が難しい場合があり、延期や中止となる可能性がある。	令和4年度終了予定		都	生活文化スポーツ局	
交通安全教育										
73	◆交通安全教育の推進 ・小学生等を対象とした「歩行者シミュレータ教育システム」等を活用した参加・体験型の交通安全教育を実施します。	-	・歩行者シミュレータ 運用129回、体験者11,307人 ・自転車安全利用リーフレット 2,706,385枚 ・自転車シミュレータ 交通安全教室192回、体験者19,336人	(歩行者シミュレータ) 実施校職員より ・登下校時等の交通事故防止につながる学習ができた ・大型液晶モニターが3画面あることで児童が現実に近い想定で体験できた ・子どもたちが楽しみながら、交通安全について学ぶことができた との声が寄せられている (自転車シミュレータ) 令和3年度は令和2年度と比較して、自転車安全利用リーフレットの枚数、自転車シミュレータの回数、体験者がそれぞれ増加した。 毎年継続して自転車安全利用リーフレット、自転車シミュレータは学校において活用しているため、広く浸透していると考えられる。	(歩行者シミュレータ) ・予算上の制約から、実施希望校の全てに対応できているわけではないこと (自転車シミュレータ) ・自転車シミュレータによる安全教室は機器操作を伴い、新型コロナウイルス感染症等が拡大すると実施が難しいため、非接触型の教育ツールが今後必要と考えられること	・引き続き「歩行者シミュレータ」等を活用した参加・体験型の交通安全教育を実施する。 ・引き続き、自転車安全利用に関するリーフレットの作成、配布や自転車シミュレータ交通安全教室等により交通安全教育を実施する。また、非接触型のツールとしてスマートフォンやタブレット等を用いた自転車安全学習アプリを令和5年2月末にリリース予定であり、接触型と非接触型の両者を活用し交通安全教育を実施する。		都	生活文化スポーツ局	
3- (2) 社会環境の健全化の推進										
インターネット利用環境の整備										
74	◆インターネットを適切に活用する能力の習得 ・ファミリールール講座を実施し、家庭でのルールづくりや学校等での生徒自身による自主ルールづくりを支援します。	-	(再掲 方針1 : No. 68)	(再掲 方針1 : No. 68)	(再掲 方針1 : No. 68)	(再掲 方針1 : No. 68)		区市町村都	生活文化スポーツ局	
75	◆フィルタリングの利用促進 ・青少年を違法・有害情報との接触から守り、安全安心にネットを利用する手助けをするサービスであるフィルタリングを設定することは保護者の責務 (青少年インターネット環境整備法第6条) であり、子供の年齢等に適切なフィルタリングの設定を親子で話し合うよう啓発を進めていきます。	-	・フィルタリングの普及啓発に係るカード型チラシの配布: 150,000枚	・都内携帯電話販売店においてカード型チラシを配布し、啓発を行った。	・青少年に安全安心にインターネットを利用してもらうため、子供の年齢等に適切なフィルタリングの設定を家庭で進めていく必要がある。	・引き続き取組を進める。		都	生活文化スポーツ局	
76	◆推奨携帯制度 (九都県市連携) ・青少年の年齢に応じ、青少年の健全な育成に配慮した端末を推奨しています。加えて、インターネット利用に伴う危険から青少年を守るために有益なスマホアプリ等を推奨する制度を設けています (平成29年条例改正)。東京都が推奨した携帯端末等や機能は、東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市においても共同で推奨することとしています。	-	・アプリ等推奨制度により、インターネット利用に伴う危険から青少年を守るために有益なスマホアプリを1件推奨した。	・平成23年度の制度運用開始以降、これまでに、青少年の健全な育成には配慮した端末を16件、同アプリ等を3件推奨している。	・推奨制度の運用に当たっては、対象となる端末・機能に係る申請企業の機密情報を保護する必要があるため、検討委員会をオンラインで開催することができず、運営が困難な場合が生じている。	・企業等の申請に応じ、新型コロナウイルスの感染状況等の社会情勢を見極めつつ、適切に制度運用を進める。		都	生活文化スポーツ局	

No	事業内容（R2年計画改定時）	事業の状況		これまでの事業の評価	事業の課題	今後の方向性（取組）	備考	実施主体	所管局	
		○：既存変更 △：終了 -：変更なし	令和3年度実績（事業の進捗状況）							
77	◆ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営 ・インターネットや携帯電話・スマートフォン等の普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルに巻き込まれ、青少年が被害者・加害者となるケースが増加していることから、青少年やその保護者、学校関係者などがインターネットや携帯電話に関する各種トラブルについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を運営しています。	—	(再掲 方針Ⅱ：No.207)	(再掲 方針Ⅱ：No.207)	(再掲 方針Ⅱ：No.207)	(再掲 方針Ⅱ：No.207)		都	生活文化スポーツ局	
環境浄化活動の推進等										
78	◆青少年の性被害等の防止 ・青少年の性を取り巻く環境について、性行動の低年齢化やインターネット上の有害情報の氾濫などを踏まえ、青少年を健全に育成するための保護者等の責務（条例第18条の3）や出版・放送などのメディアの責務を規定しています（条例第18条の5）。	—		・東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づき、実施した。	-	・条例に基づき、引き続き適切に取組を実施する。		都	生活文化スポーツ局	
79	◆児童ポルノの根絶と東京都青少年の健全な育成に関する条例の遵守 ・インターネット利用に伴う危険から青少年を守るために有益なスマホアプリ等を推奨する制度を設けています（条例第5条の2）。 ・青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為（①青少年に拒まれたにもかかわらず求める②威迫する③欺く④困惑させる⑤対価を供与し、又はその供与の約束をする）の禁止（条例第18条の7）し、違反した場合には罰則（条例第26条）が科せられます。 ・児童ポルノを根絶するための環境整備に取り組むとともに、被害に遭った青少年に対し、その影響からの回復を支援します（条例第18条の8）。 ・青少年に対する反倫理的な性交等や使用済み下着等の買受け（条例第15条の2）、性風俗関連特殊営業に従事するよう勧誘することや接待飲食等の客となることを勧誘することを禁止（条例第15条の3）し、違反した場合には罰則を科しています。 ・保護者の同意や正当な理由のない青少年の深夜外出を制限するとともに（条例第15条の4）、カラオケボックスやまんが喫茶、インターネットカフェ、興業場（映画館など）、ボウリング場、スケート場、水泳施設を営業者が、青少年を上からの施設に深夜立ち入らせることを禁止（条例第16条）しています。違反した場合は罰則（条例第26条）が科せられます。	—	(再掲 方針Ⅲ：No.76)	(再掲 方針Ⅲ：No.76)	(再掲 方針Ⅲ：No.76)	(再掲 方針Ⅲ：No.76)		都	生活文化スポーツ局 警視庁	
80	◆不健全図書等の指定 ・青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書やがん具類、刃物を指定（条例第8条）し、青少年への販売等を禁止しています（条例第9条、第13条、第13条の2）。	—	不健全図書の指定16誌	東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づき、適正に実施している。	特になし。	東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づき、実施する。		都	生活文化スポーツ局	
81	◆風俗営業等の規制及び業務の適正化 ・警察は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、学校などの周辺や住宅地域における違法な性風俗関連特殊営業や、18歳未満の者に客の接待などをさせる違法な風俗営業などの取締りを積極的に実施しています。	—	少年の健全な育成を阻害する違法風俗店等の摘発等を実施。	少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために、違法風俗店等の取締りを実施し、一定の効果を得た。	依然として、少年の健全な育成に障害を及ぼす違法風俗店等が、盛り場地区において存在すること。	今後も引き続き、少年の健全な育成に障害を及ぼす違法風俗店等の摘発を推進していく。		都	警視庁	
82	◇東京都青少年健全育成条例の改正（「自撮り」被害の防止） ・近年の急激なスマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化を背景に、脅かされたり、だまされたりするなどして、青少年が自分の裸体をスマートフォン等で撮影させられた上、メールなどで送られる、いわゆる「自撮り被害」が社会問題化している現状を受け、青少年自身の裸などの画像を不当に送信するよう要求する行為を禁止する規定を罰則付き（30万円以下の罰金）で新設しました。	△	平成29年12月に改正済み。	-	-	-		都	生活文化スポーツ局	
3-（3）若者自立支援の総合的な展開										
若者自立支援の総合的な展開										
83	◇東京都若者総合相談センター「若ナビ」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぐ、若者の社会的自立を後押しします。 ・若者支援の現場で課題に直面している支援者に対し、ノウハウの提供等を通じて、地域における若者支援のネットワークづくりに寄与していきます。	—	・令和3年度は電話、メール、LINE、面接相談を（令和3年度からオンラインによる面接相談も開始） ・相談件数：合計7,164件 （内訳：電話相談3,685件、メール相談259件、LINE相談3,015件、面接相談205件）	・令和2年度にLINE相談を開始したところ、初年度の件数は1,724件、令和3年度の件数は3,015件と、相談全体に占める割合が大幅に増加した。若者にとって利便性の高いツールを導入することの効果が出ていると思われる。 ・全体の相談件数については、近年7,000～8,000件で推移している。	・WEB広告や電車広告、ポスターやリーフレット等の配布等を積極的に行っているが、事業周知度が課題となっている。 ・コロナ禍となった令和元年度から、精神的な課題を抱えるメンタル系の相談が年々増えている。本来であれば、専門の相談機関や医療機関等につなぐべきだが、そういう機関は電話がつかないなどの難しい状況が続いている。	・令和4年度から、受付時間を午後8時から午後11時に延長し、相談者の利便性の向上に取り組んでいる。 ・今後も悩みを抱える若者のニーズに的確に応えられるような事業展開を検討していく。		都	生活文化スポーツ局	

No	事業内容（R 2年計画改定時）	事業の状況		今後の事業の評価	事業の課題	今後の方向性（取組）	備考	実施主体	所管局
		○：既存変更 △：終了 －：変更なし	令和3年度実績（事業の進捗状況）						
84	<p>◆東京都子供・若者支援協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、東京都子供・若者支援協議会を運営します。 ・若者が抱える複雑な課題や若者支援の取組を関係機関や民間団体と共有し、意見交換をすることを通じて、相互の情報共有やネットワークづくりを促進していきます。 	—	(再掲 方針Ⅱ：No.91)	(再掲 方針Ⅱ：No.91)	(再掲 方針Ⅱ：No.91)	(再掲 方針Ⅱ：No.91)		都	生活文化 スポーツ 局
85	<p>◇地域の若者支援社会資源ポータルサイト「若ぼた」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者支援機関の情報を提供することにより、区市町村における若者支援の充実に資するポータルサイトを運営しています。 	—	令和3年度のポータルサイト掲載団体：248	令和3年度から掲載団体が自らのページを更新できるようにしたり、区市町村が開催するイベント等について新着情報欄に掲載できるようにしたり、都民や関係機関にとって便利なサイトになるように工夫して運営している。	<ul style="list-style-type: none"> ・本サイトの認知度が上がっていない。 ・民間支援団体の新規掲載については、区市町村からの推薦を元に行っているが、団体数が増え伸びていない。より都民や支援者にとって便利なサイトになるには、現在掲載量の多い公的機関の情報だけでなく、民間支援団体の情報も必要であると考えている。 	引き続き、都民や支援機関の方が使いやすいポータルサイトとなるように、事業を進めていく。		都	生活文化 スポーツ 局
86	<p>◆若者チャレンジ応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的自立に対して、悩みや困難を抱えている若者やその家族、支援者等を対象に、イベントを開催し、社会的自立に向けての一步を後押ししていきます。 	—	(再掲 方針Ⅱ：No.72)	(再掲 方針Ⅱ：No.72)	(再掲 方針Ⅱ：No.72)	(再掲 方針Ⅱ：No.72)		都	生活文化 スポーツ 局